

平成27年第4回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
12	3	木	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・決算特別委員会報告，採決 ・議案上程			
	4	金	休 会			
	5	土	休 会			
	6	日	休 会			
	7	月	本会議（2日目） ・一般質問（4人）			
	8	火	本会議（3日目） ・総括質疑 常任委員会			
	9	水	常任委員会			
	10	木	常任委員会			
	11	金	休 会			
	12	土	休 会			
	13	日	休 会			
	14	月	休 会		議会全員協議会	
	15	火	休 会			
	16	水	休 会			
	17	木	休 会			
	18	金	常任委員会、議会運営委員会、議会全員協議会			
	19	土	休 会			
	20	日	休 会			
	21	月	休 会			
	22	火	本会議（最終日） ・常任委員長報告 ・議案審議 ・所管事務調査報告 ・議員派遣の件 ・継続審査，調査 ・閉会			

平成２７年第４回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成２７年１２月 ３日

閉会 平成２７年１２月２２日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託 委員会
議案 ６６	平成２６年度さつま町歳入歳出決算の認定について	27. 10. 02	27. 12. 03	認 定	決算特別
６７	平成２６年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
６８	平成２６年度さつま町水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認 定	決算特別
６９	平成２６年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	〃	〃	原案可決	決算特別
７０	平成２６年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	〃	〃	認 定	決算特別
７１	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	27. 12. 03	27. 12. 22	原案可決	総務厚生
７２	さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
７３	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務厚生
７４	さつま町都市公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教経済
７５	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	可 決	総務厚生
７６	さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	総務厚生
７７	さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
７８	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	総務厚生
７９	さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	総務厚生
８０	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
８１	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
８２	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
８３	さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済

議 案 番 号	件 名	上 程 日	議 決 日	議 決 結 果	付 託 委 員 会
8 4	さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	27. 12. 03	27. 12. 22	可 決	文教経済
8 5	さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
8 6	さつま町平川郷の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
8 7	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
8 8	さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
8 9	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 0	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 1	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 2	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 3	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 4	さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 5	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 6	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 7	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 8	北薩広域公園の指定管理者の指定について	〃	〃	〃	文教経済
9 9	平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）	〃	〃	原案可決	2 常任
1 0 0	平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	〃	〃	〃	総務厚生
1 0 1	平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	〃	〃	〃	総務厚生
1 0 2	平成 2 7 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃	〃	〃	文教経済

議 案 番 号	件 名	上程日	議決日	議決結果	付 託 委 員 会
1 0 3	平成 2 7 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号）	27. 12. 03	27. 12. 22	原案可決	文教経済
	所管事務調査報告の件	27. 12. 22	〃	報 告 済	—
	議員派遣の件	〃	〃	決 定	—
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	決 定	—

平成27年第4回さつま町議会定例会会議録

目 次

○12月3日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
諸般の報告	4
行政報告	5
議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について	7
（委員長報告・討論・採決）	
議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	7
（委員長報告・討論・採決）	
議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	7
（委員長報告・討論・採決）	
議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について	7
（委員長報告・討論・採決）	
議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について	7
（委員長報告・討論・採決）	
議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について	13
（提案理由説明）	
議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	13
（提案理由説明）	
議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	13
（提案理由説明）	
議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について	13
（提案理由説明）	
議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	13
（提案理由説明）	
議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について	13
（提案理由説明）	

議案第 77 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について ……………	1 3
(提案理由説明)	
議案第 78 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について ……………	1 3
(提案理由説明)	
議案第 79 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について ……………	1 3
(提案理由説明)	
議案第 80 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	1 3
(提案理由説明)	
議案第 81 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 82 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 83 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 84 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 85 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 86 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 87 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 88 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者 の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 89 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 90 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 91 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 92 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 93 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 94 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	
議案第 95 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について ……………	1 4
(提案理由説明)	

議案第 9 6 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 9 7 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 9 8 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 9 9 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号） ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 1 0 2 号 平成 2 7 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号） ……………	1 4
（提案理由説明）	
議案第 1 0 3 号 平成 2 7 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号） ……	1 4
（提案理由説明）	
散 会 ……………	2 0
○ 1 2 月 7 日（第 2 日）	
一般質問表 ……………	2 1
会議を開催した年月日及び場所 ……………	2 2
出欠席議員氏名 ……………	2 2
出席事務局職員 ……………	2 2
出席説明員氏名 ……………	2 2
本日の会議に付した事件 ……………	2 3
開 議 ……………	2 4
一 般 質 問 ……………	2 4
岸良 光廣議員 ……………	2 4
行政改革について	
川口 憲男議員 ……………	3 5
人口増の具体策について	
森山 大議員 ……………	4 4
発達障害児支援と特別支援教育について	
新改 秀作議員 ……………	5 1
川内原発関連交付金について	
空家対策について	
投票率の向上について	
散 会 ……………	6 0

○ 1 2 月 8 日（第 3 日）

会議を開催した年月日及び場所	6 1
出欠席議員氏名	6 1
出席事務局職員	6 1
出席説明員氏名	6 1
本日の会議に付した事件	6 2
議案付託表	6 3
開 議	6 5
議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定 について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 2 号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 4 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 5 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 6 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理 者の指定について	6 5
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 7 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 8 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 7 9 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 1 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 2 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 3 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 5 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	6 6
（総括質疑・委員会付託）	
議案第 8 6 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	6 6

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 87 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 88 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者 の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 89 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 90 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 91 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 92 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 93 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 94 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 95 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 96 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 97 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指 定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 98 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	6 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 84 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	7 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 99 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	7 2
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 100 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	7 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 101 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	7 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 102 号 平成 27 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	7 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 103 号 平成 27 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算 (第 1 号) ...	7 8
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	7 9

○ 1 2 月 2 2 日（第 4 日）

会議を開催した年月日及び場所	8 1
出欠席議員氏名	8 1
出席事務局職員	8 1
出席説明員氏名	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
開 議	8 3
議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定 について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 2 号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 4 号 さつま町都市公園条例の一部改正について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 5 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 6 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理 者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 7 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 8 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 7 9 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 1 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 2 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 3 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 5 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について	8 3
（委員長報告・質疑・討論・採決）	
議案第 8 6 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について	8 3

(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 87 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 88 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者 の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 89 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 90 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 91 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 92 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 93 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について	8 3
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 94 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 95 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 96 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 97 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指 定について	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 98 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 99 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算 (第 6 号)	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 100 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 101 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 102 号 平成 27 年度さつま町上水道事業会計補正予算 (第 1 号)	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 103 号 平成 27 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算 (第 1 号) ...	8 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 84 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について	9 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
所管事務調査報告の件	9 9

(報告・質疑)		
議員派遣の件		1 0 3
(決定)		
閉会中の継続審査・調査について		1 0 3
(決定)		
閉	会	1 0 4

平成 27 年第 4 回さつま町議会定例会

第 1 日

平成 27 年 12 月 3 日

平成27年第4回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成27年12月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主査 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長 崎野 裕二 君
企画財政課長 押川 吉伸 君	税務課長 丸田 忠 君
福祉課長 鍛冶屋 勇二 君	介護保険課長 中村 慎一 君
健康増進課長 四位 良和 君	農政課長 上野 俊市 君
耕地林業課長 杉水流 博 君	商工観光課長 羽有 郁夫 君
建設課長 三浦 広幸 君	水道課長 岩元 義治 君
代表監査委員 新屋敷 浩 君	監査事務局長 福田 澄孝 君
教育総務課長 角 茂樹 君	社会教育課長 中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について
- 第 6 議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 7 議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 第 8 議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について
- 第 9 議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について
- 第10 議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第11 議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 第12 議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第13 議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第14 議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第15 議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第16 議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第17 議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第18 議案第79号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第19 議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第20 議案第81号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第21 議案第82号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第22 議案第83号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第23 議案第84号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第24 議案第85号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第25 議案第86号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第26 議案第87号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第27 議案第88号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第28 議案第89号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第29 議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第30 議案第91号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第31 議案第92号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第32 議案第93号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第33 議案第94号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第34 議案第95号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第35 議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第36 議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について

- 第 3 7 議案第 9 8 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第 3 8 議案第 9 9 号 平成 2 7 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 3 9 議案第 1 0 0 号 平成 2 7 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 4 0 議案第 1 0 1 号 平成 2 7 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 4 1 議案第 1 0 2 号 平成 2 7 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 4 2 議案第 1 0 3 号 平成 2 7 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号）

△開 会 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第4回さつま町議会定例会を開会します。

教育委員会委員長及び農業委員会会長から、本定例会に欠席する旨、届け出がありましたのでお知らせします。

△開 議

○議長（舟倉 武則議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番、宮之脇尚美議員及び4番、桑園憲一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月22日までの20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月22日までの20日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件については、補足して説明します。

10月2日、第3回定例会本会議において設置された8名の委員で構成する決算特別委員会については、同日、正副委員長の互選が行われ、委員長に新改秀作議員、副委員長に森山大議員が選任されたことを報告します。

次に、11月11日、第59回町村議会議長全国大会が東京都のNHKホールにおいて開催されました。

大会のメインテーマは「地方創生の実現をめざして」で、大会では会長挨拶の後、我が国の景気は、これまで緩やかな回復基調が続いているものの、町村においては少子高齢化や過疎化の中で依然として厳しい経済雇用情勢に悩まされ、地域の活力は減退している。加えて、東日本大震災と福島第一原子力発電所事故による影響は、被災地のみならず、我が国社会全体に及んでおり、本格的な復興に向けて解決すべき課題が山積している。今こそ、国と地方が一体となって本格的な復興への取り組みを加速させ、人口減少の克服と地方創生を実現させるためには町村の自治能

力を高め、都市と農山漁村が共生し得る社会を強力に進めていくことが重要である。今回の町村議会議長会全国大会の開催を機に、地方創生の実現を目指し、一致結束して果敢に行動していくことの宣言がなされました。

また、石破茂地方創生担当大臣ほか、来賓各位の祝辞を受けた後、議事に入り、東日本大震災からの復興と大規模災害対策の確立に関する特別決議ほか5項目の特別決議を行い、各地区要望を含めた34件の要望を採択し、関係省庁等への提出が全会一致で承認されました。

大会終了後、本県の町村議会議長会では、役員及び代表者が3班に分かれ、鹿児島県選出の衆参両国會議員に対し、全国大会で決議採択された項目に基づく要望活動を行いました。

次に、監査委員から例月出納検査の結果報告及び教育委員会から平成26年度教育委員活動及び事務事業自己点検評価結果報告書の提出がありましたので、印刷してお配りしてあります。御了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしております。

この中で、10月13日の「農業農村整備事業予算概算要求説明会及び国との意見交換会」に関する事項、10月20日から21日の「九州治水期成同盟連合会要望会及び意見交換会」、10月21日の「鹿児島県企業懇話会」、11月5日の「九州地方治水大会鹿児島大会」並びに11月24日、25日の「川内川改修期成会中央要望」等につきまして補足して御報告いたします。

まず、10月13日に開催をされました「農業農村整備事業予算概算要求説明会及び国との意見交換会」についてであります。

農林水産省における平成28年度の農業農村整備事業関係予算の概算要求額は平成27年度に比べ127.9%の4,588億円であり、農業競争力強化のための農地の大区画化、汎用化や国土強靱化のための農業水利施設の長寿命化、耐震化対策等を推進していきたいとの説明がございました。

また、農業農村整備事業関係予算も平成21年度並みの5,772億円まで回復できるように国としても努力をしていくことから、今後、鹿児島県を初め、各市町村においても継続的な要望活動に御協力をいただきたいとのことでございました。

説明会終了後、県内5市2町の首長と5土地改良区の理事長等との間で、農林水産省との意見交換会が開催されましたので、私からも1つは農業競争力を高めるための農地中間管理事業に関連する基盤整備への重点的な予算配分と農地賃貸借に対する緩和措置について、2つは農業水利施設等土地改良施設の長寿命化を図るための管理技術の指導、助言について、3つは農村地域防災減災事業への重点的な予算配分と多面的な機能支払交付金の存続等について積極的に意見を述べまして、農業農村整備に関する課題の解決に向けた要望をいたしたところでございます。

次に、10月20日から21日に行われました「九州治水期成同盟連合会要望会及び意見交換会」についてであります。

20日は、国土交通省において水管理国土保全局長ほか、幹部の方の列席のもと意見交換会が行われまして、筑後川、球磨川、川内川等各期成会の代表がそれぞれ要望並びに意見発表をいたしました。

私も鹿児島県の代表として、川内川改修促進期成会の鶴田ダム再開発事業の早期完成と平成18年7月の鹿児島県北部豪雨の激特事業整備後のストック効果初め、ダム下流域の安全度の向上や河川空間を利用した新たなイベントが行われている現状を述べまして、治水予算の増額を要望をいたしました。

引き続き開催されました懇談会におきましても水管理国土保全局長、河川計画課長、防災課長、治水課長に対しまして治水予算の確保とあわせて川内川のこれから進めるかわまちづくりの計画などについての懇談を行ったところであります。

翌日の21日は、九州選出の衆参国會議員に対しまして、治水事業を促進し安全で安心な九州のまちづくり意見交換会が開催をされましたので、それぞれ意見発表等を行い、また参加者全員で治水予算の増額の決議をいたしましたところでございます。

こういった熱気をモットーに自民党の本部におきまして、下村博文自民党総裁特別補佐兼自民党副幹事長に対しまして、私を含めました各期成会会長が治水予算確保と各期成会の要望事項の早期完成を要望しまして、その後、国土交通省政務3役、午後からは財務省要望を行いまして、治水予算の増額を強く要望いたしましたところでございます。

次に、同日、大阪に向かいまして、午後から開催をされました「鹿児島県企業立地懇話会」についてであります。

この会は、鹿児島県企業誘致推進協議会の主催で関西地区と関東地区の企業を対象にいたしまして、東京と大阪で隔年ごとに毎年開催されるものでございますが、今回は大阪で開催されるということで、県内の20市町と関西地区等の企業73社の出席のもと情報交換等を行ったところでございます。

県の商工労働水産部長のほうから鹿児島県の概要や魅力等についての説明の後、参加の首長によります我が町自慢ということが行われまして、私がトップバッターとして本町の豊かな自然、豊富な農産物、泉質優れた多くの温泉、そしてホテル舟等の観光資源とともに充実した企業立地環境等の人・自然 元気がやぐ さつま町の魅力を十分にPRをいたしまして、出席をいただきました多くの企業の皆さん方に関心を持っていただける最高の機会であったのではないかと考えております。

その後、伊藤知事も出席されました交流会では、73社との情報交換を行いますとともに、会場におきましては工業団地や企業立地助成制度等のPR用のブースを設けまして、パンフレット等のほか、町内の優良米でありますヒノヒカリ2合パックにつきましてもあわせて配付しましてPR活動を行ったところであります。

企業誘致活動におきましては、ほかの市町村も積極的に行われているところでございますが、本町でも引き続き情報収集に努めまして、あらゆる機会を通じてトップセールスを含めて企業誘致活動に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

11月5日に開催されました「九州地方治水大会鹿児島大会」についてでございますが、国土交通省水管理国土保全局によります治水関係予算の概要の説明、治水事業の効果、9月に発生をいたしました鬼怒川の堤防決壊等や鬼怒川の避難指示発令の反省点などを踏まえた水災害セミナーがございまして、最後にこの治水予算の確保を決議をいたしましたところであります。

また、鹿児島県を代表いたしまして、私のほうから平成18年大洪水後の教訓として、自分の命は自分で守るという自助・共助がいかに大事であるかという観点から防災教育による地域防災、

減災を伴う人材の育成を目指していると題しまして、さつま町のハザードマップ作成、町内一斉の避難訓練など防災に対する取り組み、並びに町内の小学校で実施しております教育課程に位置づけた防災教育、川内河川学習プログラムの紹介をそれぞれ紹介しながら意見発表を行ったところでございます。

最後に、11月24日、25日は「川内川の河川改修の期成会によります中央要望等」についてであります。

川内川流域、宮崎県のえびの市から鹿児島県の薩摩川内市まで至る2市2町でつくっております。それに鹿児島県流域の出身の県議会、こういった方々で構成しております期成会でございますが、これらによりまして中央要望を行ったところでございます。

会長代理の布袋鹿児島県副知事以下、副会長、理事、幹事会の皆さん方によりまして、国土交通省大臣を初め、各所管部署、そして地元出身の衆参国會議員に対しまして、川内川水系の河川整備計画に基づく着実な整備促進、鶴田ダムの再開発事業の促進、ソフト対策、ハード対策の一体的、効果的推進について要望を行ってまいりました。

また、全国治水期成同盟連合会によります治水事業促進全国大会もありましたので、これにも出席いたしまして、今後、いろんな異常災害等によります治水の整備というのは非常に重要であるというようなことでこういった充実を図るように決議をいたして、そのあと、要望活動も行われたところでございます。

以上で、町長報告の補足の報告をさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これで、行政報告を終わります。

△日程第5「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」、日程第6「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第7「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、日程第8「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、日程第9「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第5「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」から日程第9「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」まで以上の議案5件を一括して議題とします。

なお、決算特別委員会審査の中で決算書にあわせて提出のありました証書類に印刷誤りがあり、執行部から訂正の申し出を受けて審査が行われております。お手元に配付された正誤表により訂正されたものとして取り扱うことを御了承願います。

それでは、決算特別委員長の審査報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○決算特別委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。決算特別委員会に付託されました「議案第66号 平成26年度さつま

町歳入歳出決算の認定について」、「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会は、去る10月2日の第3回定例会最終日において、委員8人で設置され、委員長に私、新改秀作が、副委員長に森山大委員が選任されました。

審査は、10月9日及び10月13日から16日までの5日間の日程で執行部からの各種資料の提出を求め計数等の精査については、既に監査委員が例月出納検査等を初め、専門的立場で照査されていることから必要最小限に止め、予算の適正な執行、事業による行政効果や経済効果、また今後の行財政執行上、改善すべき点等に主眼を置き、慎重に審査を行ったところです。

その結果、当委員会に審査を付託されました議案5件のうち、議案第67号及び議案第69号については原案可決、議案第66号、議案第68号及び議案第70号については認定すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」であります。

初めに、商工観光課の関係で、商工業後継者祝金支給事業の対象者8人及び新規参入支援事業の対象者10人が現時点で地域に根差した活動を継続されているものかたまたましたところ、後継者の8人についてはある程度基盤が確立され、継続した活動が行われており、農業後継者祝金支給事業と同じく初期の目的を達成していることから平成26年度で事業の廃止を行った。

また、新規参入者については、平成25年度に3人、平成26年度に7人の計10人に支援を行っている。職種では建設業及び美容業等で、毎月経営状況報告書が提出されており、建設業の3者はおおむね安定した経営となっているが、美容業等については厳しい経営状況の報告となっていることから商工会へも経営相談等を依頼しているとのことであります。

次に、税務課の地籍管理費の関係で、監査意見書に記載してある登記済み区域の修正業務19件への対応についてたまたましたところ、修正業務については公共事業の実施による土地境界確認の現地立ち合いや地籍管理システムの導入により誤りが発見されている状況にある。登記済み区域の修正を行う場合、修正の申し出をされた方だけでなく、隣接する土地所有者の理解と同意を必要とすることから修正手続に苦慮する場合もある。また、修正面積が広範囲となる場合等で簡単に修正できない案件も数件出ているとのことであります。

次に、耕地林業課の里山林機能回復事業の関係で、里山林整備後の管理が行き届いていない箇所が見受けられることから整備後の条件についてたまたましたところ、里山林の機能回復事業については、町と森林所有者と5年間の協定を結び、整備後の状態を5年間維持することを条件に事業を実施している。年1回、担当者において現地の確認を行っており、景観の維持保全事業として取り組んでいるが、事業実施者の高齢化及び入院等により整備後の維持保全が難しくなっている箇所があるとのことであります。

次に、消防本部の関係で、防火水槽及び消火栓の整備状況と集落からの要望等についてたまたましたところ、非常備の消防車庫及び消防車両は年次計画を策定し整備を進めており、防火水槽等については隔年おきに4基ずつの整備を行っている。現時点での防火水槽の設置要望は二渡地区、北原地区及び船木地区の3地区から要望が出されており、次年度整備に向けた申請の手続を進めているとのことであります。

また、公共施設におけるAEDの設置率は100%となっているが、夜間の使用を可能とする

ために24時間営業のコンビニ等への設置はできないものかたまたまのところ、現在、町内の82施設に86台のAEDの設置を行っている。これまでも町内のコンビニ等へ設置の呼びかけを行っているが、協力をいただけない状況にあることから、今後も積極的に24時間営業の店舗等への設置をお願いしていきたいとのことであります。

次に、総務課の関係で、平成26年度の職員の時間外手当が平成24年度及び平成25年度と比較して800万円ほど増加した要因についてたまたまのところ、特別な要因としては福祉関係の子供臨時給付金、臨時福祉給付金等に係る事務及び消防関係の人員不足に伴う対応並びに災害対策費の避難所開設に伴う関係費の増加が主な要因である。

また、土曜日、日曜日の休日等に開催される定例的な行事では、半日あるいは1日単位の振替休暇扱いで対応しているが、振替休暇を取得できない場合もあり、時間外で支出せざるを得ない状況が生じていることに伴う増加であるとのことであります。

次に、建設課の関係で、町営住宅使用料の滞納額が増加傾向にあることから長期滞納者に対する訴訟などの法的措置の基準についてたまたまのところ、長期滞納者への訴訟基準として、以前は住宅使用料を2年分滞納としていた基準を1年分に改めて法的措置をとるようにしているが、1年分の滞納となる前に納めている実態がある。今後も基準を超える悪質な長期滞納者があった場合には、基準に基づき訴えの提起を行う方法で対応をするとのことであります。

次に、町民環境課の関係で、し尿処理管理事業の設備管理費についてたまたまのところ、経費的には大きな差異は生じないと考えているが、施設の改修年度に高額な機材の交換を行う場合は管理費の増加が予想されることから、機器の修繕についても現状を見極めながら年次的に計画を立てて修繕を行うとのことであります。

この答弁を受けて、機器が故障して早急な修理ができない状況が発生した場合、町民の日常生活に支障をきたすことから故障が発生しないように定期的な点検がなされるよう要請しました。

次に、福祉課の関係で、保育士等処遇改善臨時特例事業による保育士等の処遇改善の内容についてたまたまのところ、それぞれ各保育園に勤務する園長以下、保育士、栄養士、給食調理員及び事務員等の人数に対して処遇改善費を助成している。勤務年数などの関係もあり、助成額はそれぞれ異なるが、平均では年額9万円程度の処遇改善になるとのことであります。

また、敬老行事の対象年齢が地区によって異なることから、70歳以上を対象とした敬老行事についてたまたまのところ、70歳以上を対象とする地区は1カ所で、80歳以上の地区は2カ所、残りのほとんどは人数が多いこともあり、75歳以上を対象としている状況にあるとのことであります。

この答弁を受けて、70歳以上を対象として、1人当たり580円の補助があることから、対象外となっている地区の70歳以上の助成対象者に対して補助金の交付目的に沿った対策を指導するよう要請しました。

次に、財産管理課の関係で、工期内に完了していない請負工事1件が監査意見書の中で受注業者の怠慢に基づく不誠実な対応により、指名停止等の処分を行ったとする指摘についてたまたまのところ、町内の建設業者1社で2カ月間の指名停止処分を行っており、指名停止期間を過ぎてからも入札への参加をしていないとのことであります。また、受注した工事の請負額は635万円で、工期から2カ月程度おくらせて完成しているとのことであります。

次に、担い手育成支援室の関係で、経営改善計画作成支援の40経営体について、改善計画に従って経営がなされているのかたまたまのところ、経営体の約3割は目標を達成しているが、残りの約7割については次の5年間で目標を達成できるよう計画の更新を行っているとのことであります。

この答弁を受けて、今後においても引き続き認定農家を育成するための巡回指導に力を注ぐよう要請しました。

また、農地中間管理事業での技連会等における技術員の連携についてただしましたところ、農地中間管理事業についてはPRが不足していると考えており、町民へのパンフレット配布とあわせ、技連会においても技術員へのパンフレットを配布するなど情報提供を行っている。最終的には、農地中間管理事業を活用して認定農家に対する大規模面積貸し付け、あるいは集落営農につながることを目標として取り組みを進めたいとのことであります。

次に、農業委員会の関係で、太陽光パネル設置に伴う農地転用の状況についてただしましたところ、平成24年度が9件の約1.1ヘクタール、平成25年度は37件の約6.4ヘクタール、平成26年度は31件の約5ヘクタールとなっている。また、50キロワット以上の大型太陽光パネルについては、九州電力が契約を保留していることから、未設置箇所が2件あるとのことであります。

次に、農政課の関係で、農業再生協議会の産地交付金についてゴボウ、サトイモ及びカボチャの重点3品目を推進しているが、水田農業にかわる品目の実態はどうなっているのか、その実績についてただしましたところ、カボチャは新規の農家が増えているが、水田より畑のほうが安定することから水田作付が減少し、畑への作付が増えてきている。ゴボウについては柏原の水田が適地であり、これまで集団地として取り組んでいるが、高齢化に伴い水田作付が減少していることから、高齢者でも取り組めるジャンボインゲン等を試作するなど、新たな品目を模索している状況にあるとのことであります。

また、有害鳥獣対策で、紫尾区のワイヤーメッシュ柵設置による効果についてただしましたところ、植えつけどきには被害はなかったが、収穫どきにイノシシが4カ所ほど柵を破って侵入したため修繕を行いながら防護を行ったとのことであります。

この答弁を受けて、設置後の周囲の見回り等も重要であることからこれまでにワイヤーメッシュ柵を設置した地域への指導を要請しました。

次に、社会教育課の関係で、さつまの郷出前講座において、39講座中17講座しか実施されていないことから、町民のニーズに合った内容になっているのかただしましたところ、出前講座のメニューについては39講座を実施しているが、受講申し込みに偏りがあることから活用のなかった講座については精査を行い、町民のニーズに応じた新たな講座を検討したいとのことであります。

また、さつまの日推進事業について、制定してから長年経過しているが、定着が図られているのかただしましたところ、毎月第3土曜日、日曜日を「さつまの日」と定めて、機会あるごとに周知を行っているが、思うような実績が上がっていない。これまでもスポーツ少年団の本部総会等で呼びかけを行っているが、今後はアンケート調査を行うなど定着状況の把握に努めたいとのことであります。

次に、企画財政課の関係で、公共交通のコミュニティバス及び乗り合いタクシーの運行実績とその改善点についてただしましたところ、現在、コミュニティバス4路線、乗り合いタクシー6路線で運行を行っている。利用者を増やす手段として警察との連携による高齢運転者の免許証の返納勧奨、無料チケットの作成等を行っているが、各路線とも利用者が伸び悩み、固定化されている状況にあることから、これまでの利用実績を踏まえながら制度の範囲内で見直しを行いたいとのことであります。

また、財政調整基金の積み立てと基金運用の方向性についてただしましたところ、財政調整基金については、平成26年度末で43億7,000万円程度あるが、平成27年度から普通交付

税の段階的縮減期間に入っており、一本算定と合併算定替えて比較すると普通交付税で10億円程度の減少となる。一方では、本年度の台風災害においても、財政調整基金を充当するなど重要な基金であることから、現在の基金総額を維持しながら段階的縮減への対応や緊急時等における財源に充当していきたいとのことであります。

次に、介護保険課の介護保険事業特別会計の関係であります。ふれあいサロンについては、若い人材が少なく運営が大変な集落等があることをどのように捉えているのかただしましたところ、平成26年度のふれあいサロンは新規の4団体を含め103団体あり、これに対する活動補助を行っている。人材育成等については、これまでも進めてきているが、過疎高齢化が進んだ地域においてはなかなか育成されていないのが実情である。目標としては全集落にサロンを立ち上げ、将来的には介護認定率を下げることで介護保険給付費の削減につなげていきたいとのことであります。

次に、健康増進課の国民健康保険事業特別会計の関係であります。国民健康保険基金の全額を取り崩し、一般会計から1億8,000万円の財政支援を受けている中で、国保会計の実質収支額が3億2,800万円、単年度収支でも1億円を超える黒字となっていることから、国保会計の財政運営についてただしましたところ、給付状況を見ながらの執行を行ってきたが、歳入において特に退職被保険者の職権による振替制度が法律で平成26年度までであったため、これまでの資格審査を再度精査し、振替を行った結果、年度末に大幅な歳入増額として処理されたことから、こうした決算状況となり精算は翌年度に処理されるとのことであります。

この答弁を受けて、国民健康保険事業の加入者は年々減少する傾向にあることから、今後は本会計における適正な財政運営を行うとともに基金の積み立ても検討するよう要請しました。

次は、「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」、「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」であります。

水道事業運営については、将来的に人口の減少に比例し、水道使用料の減少が予想されることから、水道事業会計の財政運営についてただしましたところ、水道事業の統合を平成29年度から行う計画であるが、企業会計として経営が成り立たないと安定した水が供給できないことから効率的な事業運営を行う必要がある。現在、ある程度の積立金等もあることから、建設改良に伴う借入金も抑えることで将来負担の増加につながる償還金を減らしていくことや水道料金の見直しを行う中で、安定した経営を進めるための水道料金の検討も行う必要があるとのことであります。

最後に、税負担の公平性の観点から、町税及び使用料等を含めた平成26年度滞納未収金の徴収対策について、特に町長の出席を求め見解をただしたところであります。平成26年度における滞納対策は、平成25年度と比較すると改善されており、滞納未収金の徴収率も上がってきている。基本的には現年分の滞納が出ないような取り組みを重点に進めてきており、繰り越し分についても徴収嘱託員2名の配置を行いながら、徴収への取り組みを行っている。税負担の公平性を保つために、あらゆる対応を行っているが、公営住宅等についても長期滞納者に対しては訴訟により退去命令を出すなどの手続を行い、保育料にあっては児童手当等から理解をいただいた中で納めてもらうなど、可能なことは全て取り組んでいる。一部には、経済的に特別な事情がある方もいるが、そうでない方については、納税意識を高めるための啓発に努力をしていきたいとの答弁であります。この答弁を受けて、全ての自治体において税等の徴収対策には力を入れていることから、税負担の公平性を原則として職員と一緒にした取り組みを要請いたしました。

以上、決算審査の概要を申し上げましたが、報告の中で直接触れなかった事項につきましても、慎重に審査した次第であります。

なお、監査及び決算特別委員会において指摘された事項については、改善策を実施し、効率的な行財政運営に努めるとともに後年度の予算編成や行政執行に生かされるよう要望し、報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第66号 平成26年度さつま町歳入歳出決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」以上の議案2件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件に対する委員長の報告は原案可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第67号 平成26年度さつま町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」及び「議案第69号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」以上の議案2件は、決算特別委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第68号 平成26年度さつま町水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

次に、「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立全員です。よって、「議案第70号 平成26年度さつま町簡易水道事業会計決算の認定について」は認定することに決定しました。

△日程第10、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、日程第11「議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、日程第12「議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第13「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第14「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第15「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、日程第16「議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」、日程第17「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第18「議案第79号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第19「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指

定管理者の指定について」、日程第20「議案第81号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第21「議案第82号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第22「議案第83号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第23「議案第84号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、日程第24「議案第85号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第25「議案第86号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第26「議案第87号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第88号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第89号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第29「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第30「議案第91号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第31「議案第92号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第32「議案第93号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第33「議案第94号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、日程第34「議案第95号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第35「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第36「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第37「議案第98号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第38「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正（第6号）」、日程第39「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第40「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第41「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第42「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第10「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する

条例の制定について」から日程第４２「議案第１０３号 平成２７年度さつま町第２上水道事業会計補正予算（第１号）」までの議案３３件を一括して議題とします。

各議案について、提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第７１号から議案第１０３号まで、一括して提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第７１号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」であります。これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第９条第２項の規定に基づく個人番号の利用及び同法第１９条第９号に基づく特定個人情報の提供に関し、必要な事項を定めるため本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第７２号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」であります。これは地方税法施行規則等の改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第７３号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。これは、職業能力開発促進法の改正に伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第７４号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。これは、都市公園のうち北薩広域公園内に指定管理者制度を導入する施設を加えようとすることから本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第７５号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、「議案第７６号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、「議案第７７号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」、「議案第７８号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、「議案第７９号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、「議案第８０号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第８１号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第８２号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、「議案第８３号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、「議案第８４号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」、「議案第８５号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、「議案第８６号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、「議案第８７号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第８８号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、「議案第８９号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第９０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第９１号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第９２号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第９３号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第９４号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、「議案第９５号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第９６号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、「議案第９７号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、「議案第９８号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」であります。以上、２４件につきましては、地方自治法第２４４条の２第３項の規定に基づき、さつま町が管理するそれぞれの施設につきまして、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第

7条第1項の規定により当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」についてであります。これは、担い手育成費に要する経費及び保育所運営費、畜産業費、物産観光施設費、河川改修費並びにその他所要の経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億561万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ139億2,945万7,000円とするものであります。

次に、「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。これは保険給付費及び総務費に要する経費を補正しようとするものでありますが、歳入歳出予算の総額の増減はございません。

次に「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。これは介護予防事業費及び包括的支援事業一般管理費に要する経費を補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ126万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,229万3,000円とするものであります。

次に、「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。これは営業費用、営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において収益的収入に235万9,000円を追加し、収益的収入の総額を1億5,384万6,000円に、収益的支出に684万8,000円を追加し、収益的支出の総額を1億3,912万8,000円にしようとするものであります。資本的収入及び支出において、資本的収入から2,849万8,000円を減額し、資本的収入の総額を1,592万4,000円にしようとするものであります。

最後に、「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。これは、営業費用、営業外費用の経費を補正しようとするもので、収益的収入及び支出において収益的収入に21万7,000円を追加し、収益的収入の総額を2億8,562万2,000円に、収益的支出に150万4,000円を追加し、収益的支出の総額を2億7,744万円にしようとするものであります。資本的収入及び支出において、資本的収入から602万2,000円を減額し、資本的収入の総額を1億1,117万5,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（崎野 裕二君）

「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（丸田 忠君）

「議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」内容の御説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

「議案第 7 4 号 さつま町都市公園条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

議案説明の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前 1 0 時 4 5 分とします。

休憩 午前 1 0 時 3 5 分

再開 午前 1 0 時 4 4 分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第 7 5 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

次に、「議案第 7 6 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

「議案第 7 7 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

「議案第 7 8 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

続きまして、「議案第 7 9 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

「議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第 8 1 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、議案集の８２ページになります。

「議案第８２号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第８３号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第８４号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（中窪 啓二君）

続きまして、「議案第８５号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

それでは、議案第８６号から議案第９１号まで内容の説明を申し上げます。

まず、「議案第８６号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

次に、議案集は８７ページでございます。

「議案第８７号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

次に、議案集は８８ページでございます。

「議案第８８号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

次に、議案集は８９ページでございます。

「議案第８９号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

次に、議案集は９０ページでございます。

「議案第９０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○農政課長（上野 俊市君）

次に、議案集は９１ページでございます。

「議案第９１号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（杉水流 博君）

続きまして、議案集の９２ページであります。

「議案第９２号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（杉水流 博君）

続きまして、議案集の９３ページであります。

「議案第９３号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（杉水流 博君）

続きまして、議案集の９４ページであります。

「議案第９４号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

議案第９５号から議案第９７号について説明させていただきます。

議案集は９５ページをお願いいたします。

「議案第９５号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

続きまして、９６ページをごらんください。

「議案第９６号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

続きまして、９７ページをごらんください。

「議案第９７号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

続きまして、議案集の９８ページであります。

「議案第９８号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」を説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○企画財政課長（押川 吉伸君）

それでは、「議案第９９号 平成２７年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（四位 良和君）

それでは、「議案第１００号 平成２７年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第１０１号 平成２７年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第

3号)」につきまして、御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第102号 さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（岩元 義治君）

続きまして、「議案第103号 さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいま議題となっております各議案に対する総括質疑は、12月8日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月7日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時26分

平成27年第4回さつま町議会定例会

第 2 日

平成27年12月7日

平成 27 年 第 4 回 定 例 会 一 般 質 問

平成 27 年 12 月 7 日（第 2 日）

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
1	(13) 岸 良 光 廣	1 行政改革について 公の施設の現状と今後について伺う。 (1) 来年 3 月で現在の指定管理が終了し、新たに指定管理が実施されるが、現状と今後について町として指定管理を実施するうえで、問題点あるいは変更などはないか伺う。
2	(10) 川 口 憲 男	1 人口増の具体策について (1) 地方版総合戦略では、若い世代が芽吹く「さつま町」で産み、育てるという基本目標が示されている。これまでも人口減、人口増対策等に関する質問を行ってきたが、今回の計画はさつま町の明日を築く重要な戦略と考えるので、その具体策について伺う。
3	(5) 森 山 大	1 発達障害児支援と特別支援教育について (1) 発達障害児支援の現状と課題について伺う。 (2) 特別支援教育についての現状と課題について伺う。 (3) 専門家や専門機関との連携の必要性について伺う。
4	(12) 新 改 秀 作	1 川内原発関連交付金について 川内原発関連交付金について次のことを伺う。 (1) 交付金の増額は望めないか。 (2) 交付金をどのように使う予定か。 2 空家対策について (1) 平成 27 年 5 月に施行された「空家等対策の推進に関する特別措置法」を踏まえて、所有者に適切な管理を促す条例を制定する考えはないか伺う。 3 投票率の向上について 選挙権が 18 歳以上に引き下げられ、平成 28 年度の参議院議員通常選挙から適用されることとなるが、投票率向上の取り組みとして、次のことを伺う。 (1) 高校在学者については、どのような指導等を行うのか。 (2) 主権者への啓発活動はどのように行うのか。 (3) 将来の主権者になる子ども達への啓発活動は、どのように行うのか。

平成27年第4回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成27年12月7日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主査 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長兼選管書記長 崎野 裕二 君
企画財政課長 押川 吉伸 君	財産管理課長 小永田 浩 君
福祉課長 鍛冶屋 勇二 君	農政課長 上野 俊市 君
耕地林業課長 杉水流 博 君	商工観光課長 羽有 郁夫 君
建設課長 三浦 広幸 君	選管委員長 新森 一教 君
教育総務課長 角 茂樹 君	学校教育課長 佐々木 好彦 君
学校教育指導監 平 力 君	社会教育課長 中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第4回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は一問一答式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、13番、岸良光廣議員の発言を許します。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

おはようございます。行政改革について伺います。

公の施設の現状と今後について伺う。

来年3月で現在の指定管理が終了し、4月から新たに指定管理が実施されますが、現状と今後について町として指定管理を実施する上で、問題点あるいは変更はないかを伺います。

なお、今、議長の説明がありましたように、質問答弁1時間しかありませんので、質問のほうも簡潔に行いますので、町長の答弁のほうも簡潔にしてくださいませようお願い申し上げまして、1回目の質問を終わります。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。一般質問の最初の質問に岸良光廣議員のほうから出されております質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

指定管理制度の現状と今後についての問題点及び変更点はないかとの質問でございます。

まず、変更点といたしましては、公募施設としておりました健康ふれあいセンター、観音滝公園について、民間譲渡するべく公募をいたしましたところでございますが、応募の事業者がなくて、続いて有償、無償を問わず、貸し付けでの公募をいたしたところでございます。それでも応募者がなかったところでございます。

したがいまして、現指定管理者に直接その貸し付け条件等をお聞きいたしましたけれども、これも不調に終わっております。

このような段階的な手続を経まして、今回、最終的に指定管理施設としまして公募を行ったところであります。

また、ガラス工芸館におきましては、現指定管理者であります薩摩びーどろ工芸株式会社に譲渡することで協議が整いましたので、現在、譲渡に向けた作業を進めているところでございます。

そのほか、非公募施設におきましても、大野活性化センターを大野公民会へ譲渡しまして、そしてまた神の湯ふれあい館と杵野農村広場を今年度末までに譲渡をする計画にいたしております。

問題点といたしましては、公募施設においては、5年ごとに公募を行いまして、指定管理者を選定する作業がございます。従業員の安定した雇用とか、あるいは再就職といった面からは、やっぱり期間的な限定がありますから、不安材料となっているところでございます。

このようなことから、指定管理者が変更いたしました場合には、従前の従業員の雇用継続をお願い

をいたしまして、また、地元での採用等をお願いをしているところでございます。

現に、今回、観音滝公園におきましては、指定管理者を変更することといたしておりますが、従業員の継続雇用について、新たな指定管理者の候補者をお願いをいたしているところでございます。

指定管理料におきましては、施設ごとの用途ごとで積算基礎も変わってくるわけでありまして、収益を伴うことにつきましては、管理経費に充てるということで、極力指定管理料の抑制に努めてきております。

集会施設につきましては、譲渡する施設や、新たな指定管理者制度を導入する施設等も公の施設の管理計画で定めておりますので、今後も地元と協議を進めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岸良 光廣議員

今、町長の説明があったんですが、その中で、実は先月の全員協議会の中で、あび〜る館、健康施設ですが、その副町長を代表とする指定委員会の結果が報告がありました。この中で、あび〜る館等について、所管の課長のほうから年間600万、700万赤字が出ているという説明がありました。それで私も非常に気になりまして、関係書類をいただきまして、調べたところが、あび〜る館については、町内の建設業者の方が指定管理されておりますが、18年度から指定を受けてもらっております。しかしながら、平成26年度、昨年までですが、本来は、この健康施設については町が住民サービスのために直営、第三セクターで運営されておったのを、経費節減ということなんでしょうが、それらが民間に管理をお願いするということに当たって、平成26年度までに累積赤字が3,958万1,000円出ております。27年度、これが来年の3月ですが、ここまでいきますと26年度と同等の内容であれば、約4,500万の累積赤字を民間企業に負わせるという結果になるわけです。要するに、赤字ちゅうのはこれはもう負債ですから、こういう民間に指定管理をすることはいいことだと思うんですが、町長に伺いたいのは、指定管理で出すのはいいんですけど、民間業者に地元の業者にこの4,500万からの赤字、要するに負債を負わせる結果になっているんですが、これについて、町長は責任を感じておられるのか、あるいはもう指定管理の業者が請け負いたんだから、これは町には責任がないんだというふうに考えておられるのか、責任を感じておられるか、おられないか、その点だけ簡単に答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

あび〜る館につきましても、公募という形での施設になっておりまして、その中で現在の業者のほうで指定管理の応募をしていただきまして、選定委員会の中で選定をしていただきました。今ありますとおり、非常に大変な努力をしていただいております。地元に着目した施設の運営もしていただきまして、大変感謝をいたしておるところでございます。

そういうことで、大変な経営努力もされておりますが、現実的に一つはプールの年間の利用というのが非常に経費をたくさん必要だと。（「議長、質問と違います」と発言する者あり）

○議長（舟倉 武則議員）

中身について詳しく聞いてから、時間が。

○町長（日高 政勝君）

とにかく、確かに指定管理をしますから、赤字になるということは非常に気の毒だなと思います。思いますが、ただ、非常に今申し上げましたとおり、管理者自身も非常に地域の貢献のために頑張りたいと、そういう意欲で応募をされて、経営をされているわけですから、そのことをやっぱ町としても経営の内容からしまして、一生懸命やっていますから、それはもうそれとして

認めざるを得ないと思っております。

○岸良 光廣議員

私が質問したのは、民間企業にこれだけの負債を追わせて、町長は責任を感じますか、もしくは全く感じてませんかちゅうこの1点だけです。そこだけお答えください。

○町長（日高 政勝君）

責任を感じてるちゅう、委託をして応募をされたわけですから、その間の関係で契約は成立しておりますから、それ以上のことはありません。

○岸良 光廣議員

要するに、町長の話であれば、指定管理をこの業者が受けたわけだから、赤字を出そうと、町には責任はないというふうな答弁だなというふうに感じました。

そこで、実際、指定管理の選定委員会のここに報告書があるんですが、まず、今回、27年度、来年3月までに約4,500万の赤字が、累積赤字が計上されることになると思うんですが、この中で同じくまた1,600万、若干以前とは消費税が違いますので、金額的に27年度までの5年間でトータルで町からの委託金が8,091万4,000円、これが、これから32年度までに28年から32年度までに8,118万4,000円、これで委託をされるんです。それで、私も本当にこっだけ町長が言われるように、民間企業が頑張って、町民サービスのあび〜る館を運営してくれてると。これに対して、本当にこのまま、これが実際出された決算書が本当であるというのを企画財政課長が力説されますので、私はこの内容を信じて試算をしてみました。ところが、この試算をした結果で見ますと、まず、プールの利用を7カ月間とめると。要するに、温泉プールはもう7カ月間使えませんか。そうすれば1,600万でやれるんだという説明がありましたんで、その1,600万でやれる根拠は何ですかと聞いてみたところが、いや、プールをとめたら業者の方が1,600万で十分やれますというヒアリングを充分行いましたからやれると思いますという回答でありました。

それで、これがいただいたやつなんですけど、これ決算書と呼ばないんですけど、普通決算書であれば、いろんな損益全てが出てきて、決算をした税理士さんの名前も出てくるんですが、それが出てきてませんので、聞いてみたら、実際、もともと運営している建設会社のほうと一緒に決算されていると。その中から、必要な、あび〜る館に必要な分だけを抜粋して、これが出てる数字がその決算内容ですというふうに言われる説明だったんです。だから、課長が言うから、そこまで信用せないかなと思うて、それを信用した上で、これは28年度からの1,600万で再度委託をされるやつを、過去、平成18年度から26年度までの結果を見て、計算してみました。そしたら、黒字にならないんです。26年度と同じ状態でいきますと、数字的には若干でございしますが、30万ぐらいの赤字になる計算。

それともう一つは、この中で、修繕費というのがあります。修繕費が大体ふれあい館の20万円以下の修繕費は指定管理を受けたところがするんですが、その20万円以下の指定管理を受けたところが負担する修理費が、平成18年度から25年度までが平均、毎年ですけど188万3,000円ぐらい、あび〜る館のほうで修繕費を負担しているんです。でも、これが26年度は平均188万あったのが22万5,000円で26年度はとまっています。たまたま少なかったんでしょう。これが18年度から25年度までの平均の188万でこのぐらい修繕費が、20万円以下の修繕費がかかったとするならば、当然、先ほど言いましたけども、1,600万で受けられたときに28年度からは、26年度を基本として計算し直しても、20万ないし30万の赤字になるんですが、この修繕費が25年度までの平均で出ますと、赤字がやはり200万前後出るちゅう計算なんです。

ここで非常に私が疑問に思うのが、先ほど申しましたこの副町長をトップとします選定の方の名簿があるんですけど、町長、非常に私、これ疑問なんですけど、今回のこのあび〜る館について、この人たちは27年度までに4,500万の累積赤字、損失が出ていることを知っておられるのかなという疑問が1つ。

それから、これは温泉、それから飲食の商売、事業です。ということは、それを選考する方々の、ここに書いてある学識経験者ちゅうのがあるんですが、この民間人の中で2人は私の同級生です。非常に人格的にもすばらしい方です。しかしながら、こういう事業経験、全くゼロです。こういう方々にこういう4,500万もの負債を抱えているところに、また同じ金額で5年間これを委託する。これは、町長が先ほど申されました、これは業者の方が手を挙げられて、そこが契約したんだから、その責任だというふうに町長は答弁されましたが、もしそうであるならば、この4,500万の負債ちゅうのが1年間、事業を運営するために資金が足りない。どこから持ってきたのかち考えると、本業である土木建設業のほうから、恐らく4,500万の累積の金額を持ってくるのか、経営者の方が自分で自己負担されたのか、2つに1つなんです。

そこで、もう一回聞きますけど、本当にこの1,600万の指定のする金額で所管の課長がヒアリングではプールを7カ月間とめりや大丈夫ですというのがあったんですが、本当に町長、もう一回聞きますけど、それで本当に責任、やっぱり発注する側としての責任もあると思うんですが、その辺のところはどのようにお考えか、もう一回、御答弁をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

指定管理の公募に当たっては、やっぱり公募をしたわけですから、3社ほど応募をいただきました。その中で、選定委員会の中で、十分慎重に審査をされた結果で決定をいただいたわけでありまして、そういう経緯を踏まえて提案をいたしているわけでありまして。

したがって、そういった経理の関係も確かに厳しいところがあるということで、協議をする中では、どうしてもプールが、先ほどから申し上げますとおり、やっぱり期間限定でないと、非常に難しい問題があるというようなことで、今回はプールの関係については、そういうことで期間限定で公募をしたところが、そこがやっぱりそこだけでなく、ほかの2社も公募をしていらっしゃるわけですから、そういう中で応募があったということでありますので、金額的な問題については、やはりそういう期間限定であれば、何とかなるだろうというような見通しを立てられて応募されたわけでありまして、そこをやっぱり信じて対応する必要があるかということでございます。

○岸良 光廣議員

もう本当にこれはまことに言いづらい言葉なんですけど、町長を含め、副町長が、紺屋副町長が選定委員会のトップになっているんですが、本当であれば、こういう専門的な事業にかかわること、特に町が、これは先ほど申しましたけど、5年間で8,000万を超える町の税金を使って委託しているんです。それで、委託を受けたところが4,500万からの経常赤字、要するに負債を抱えている。そこにまた、そこの方が、3社応募があったけども、一番安かったから、そこがまた手を挙げられて、そこがとられたと。そこがもう頑張ってもらいたいんだというふうな説明ですが、これ一般的に通用しますか。私、これ町民にも知る権利があると思うんです。例えば、税金を全く町が使ってないなら別ですけど、5年間で8,000万、また28年度から5年間で8,100万、これだけの税金を使って業務委託をするんです。そこが、せめてとんとん、もしくは黒字が出てるといふのであれば、私は判るんですが、何千万もの赤字が出て。そこを、町長あるいは行政の方々、こんなことを言うたらいかんかもしれませんけど、本当に民間のことが判っておられるのかなというふうに気持ちがします。

そこで、これは町長に私のほうからの考えなんですが、本当にこの業者が来年度、28年度から32年度の5カ年間で8,100万からの業務委託金を支払いまして、年間1,600万で運営をしていただくんですが、どう見ても27年度までのこの数字から見ていくと、全く同じような計算していくと、当然これは先ほど申しました年間平均180万からの修理代が、26年度は22万で済んでますけど、これが180万からの修理代が出るとするならば、当然赤字になりますし、また、ここのあび〜る館に関しまして、20万以上、町が税金で負担して修理をする金額、平成18年度から26年度までで3,988万8,000円、これも4,000万出てます。ということは、施設の老朽化ちゅうのがあるわけです。これは、施設の老朽化を考えると、20万以下の修繕費は、26年度は22万ですが、それまで188万平均かかっています。

そこで、町長に、これは今後どうすべきかちゅうことで、町長に私のほうから申し上げたいことは、専門委員会を立ち上げて、せつかく業務委託をして運営してもらうわけですから、これが赤字にならないように、業者がせめてプラス・マイナスとんとん最悪、そうなるためには、やっぱり専門委員会をつくって、本当にこの1,600万が正しいのかどうか、これをしなければならぬと思うんです。

だから、さつま町内にも民間企業を経営された方、あるいは今経営されている方、そういう専門的な方も多数おられます。だから、学識経験者ちゅうことでいえば、先ほど申しました人格的には私の同級生5名の中に2人入っておりますが、4名ですね。2人入っておりますが、こういう企業経営の経験が全くゼロですから、こういう方々に、もし28年度からまたこの企業さんが赤字出された場合に、こういう人たちが責任を感じることをないように、もう一回、専門的な検討委員会をつくって、これは当然、議会も承認しなきゃなりませんから、議会と民間のほうもそういう事業経験者の方々を入れて、なおかつ行政のほうも入ってもらって、本当にこの委託金が正しいかどうかの検討委員会をもう一回早急に立ち上げたほうがいいんじゃないかと思いますが、町長、その辺はどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この1,600万円の指定管理料の関係につきましては、今までも過去の指定管理をする以前からすると、相当安くはなっておりますけども、この額でやっていけるといようなことで、私も判断をして、お願いをして、公募をしている。それを受けていただいたわけですから、あとは受けられた指定管理者のほうで、やっぱ経営努力とか、いろんなことを考えていただいて、取り組んでいただくというのが基本的な姿じゃないかと思っております。我々が指定管理をした上に、さらにまた別途委員会をつくってどうのこうのち、これは言える立場ではないじゃないかと思っております。

それ以前に、やっぱりそういうものをつくるんだったら、やっぱりお互いに協議をした中で、今でも協議はしておりますけども、そういうことは必要かとは思いますが、改めてこの専門委員会をつくって、またするちなると、指定管理制度との整合というのがとれなくなる、そのように考えております。

○岸良 光廣議員

そういう専門的な立場での見直しもしないと。指定管理を受けた業者が受けたんだから、赤字を出そうと、町は関係ないというような内容の答弁ですね。もうこれは、私はなぜこういうことを申しますかちゅうと、私も民間の企業を経営したことがありますけど、こんな4,500万からの累積赤字が出れば、普通の民間企業は経営が成り立っていきません。これは、行政であれば赤字を出そうとも補正を組めばいいわけですけど、民間企業は補正ちゅうのは借金です。この4,500万借金をしたちゅう、この事実は、町長、やっぱり真摯に受けとめなきゃならぬと思

います。

なおかつ、ここで、この件を取り上げたのは、本当に今、先ほどの選考委員会、このところを十分言われますけども、私は本当にこれトップが副町長ですので、紺屋副町長が人選されたんでしょうけど、やはり人選するときには、専門職です。事業経営。事業経営をした経験がある方が学識経験者として出てこられるのであれば、私はそこまでは心配しないんですけど、非常に事業の運営をされた経験がない方々が出てこられて、これが28年度から赤字が出なければいいんですけど、どう計算してみても、今出てきているこの数字からいきますと、赤字が出そうな気がします。特に、例えば町長、これは参考的に申し上げます。数字は余り言うつもりはなかったんですけど、この中で水道光熱費とあります。これは電気、それから水道代、こういうのがメインですけれども、これが平成18年度から25年度まで、これは水道光熱費が平均で約1,100万、これが平成26年度1,460万に増えております。それから、燃料費、これは18年度から25年度までですけれども、燃料費は平均1,000万かかっておったものが、平成26年は562万円まで減っております。何でこんなに差が出るのかなと。よう聞いてみますと、プールのほうが主体が大きい。燃料費とか、この辺が26年度だけで1年間で400万を超える金額が変動しているんです。これを民間の普通経営した人が見ると、これ何ですかとなる。だから、本当にそこを選定委員会のほうも、私が言う専門職が入ったほうがいいんじゃないですかというのが、なぜ、約8年ずっと平均して1,100万あったものが、26年度いきなり1,400万に上がって、8年間1,000万平均でよかったものがいきなり560万まで26年度が下がる。修繕費も、平均180万あったものが、22万まで下がる。こういう数字が出てきていることに対して、これを所管する担当の課長の答弁にもびっくりしましたけども、ただ、ヒアリングを十分行いましたから、大丈夫ですという回答でした。ですので、時間がないので、町長に要請をしておきます。やはり、せっかく町の税金を使って委託をするんですが、それについて、町長、8,000万もの町の税金を使っているのに、あび〜る館の単独決算書がないんです。これは、本業の土木建設業とあび〜る館と一緒に決算をして、その決算書の中からあび〜る館にかかわるところだけを抜粋して、これ収支報告書みたいなやつが出てきている、1枚だけ、トータル的に。ほかにはありますけど、だから、せめて町が単独で予算をつけて、こういう事業をするわけですから、町の単独事業です、言うなれば、補助事業です。これは、次回からは、やっぱり町長の強いリーダーシップで、単年度の決算書が出されるようお願いしますとともに、先ほど申しあげました、やはり専門委員会、本当にこれが大丈夫かどうか、そういうのを検証するための委員会を早急に立ち上げられますよう要望します。とともに、なぜこういうことを言うかといいますと、この18年度まで民間委託をするまでは、町が第三セクターといいますか、直営でやっているときには、年間の経費はたしか2,000万以上かかってたはずですよ。2,000万とか、あるいは2,500万とか。それからして、安くなってます、確かに。それはいいことなんですけど、それを安くなってるけども、それで一民間企業が、先ほどから申し上げますように、4,500万以上の累積赤字、借金を抱えている。そこにまた28年度から5年間お願いするんですが、また借金を上積みする可能性がありますよと、ここについては町としての委託をする責任があると思いますんで、できるだけ早くそういう検証委員会を立ち上げて、本当に民間企業が安心してこういう住民サービスでありますあび〜る館を運営できるようにするためには、そういう検証委員会を設けて、民間企業が赤字を出すことのないようにしていただけますよう要望をしまして、次の質問に移ります。

次の質問も、今回は、今、あび〜る館は、これは一般公募でした。今から質問しますのは、非公募です。要するに一般に公募をしないやつ。この中に、鶴田ダム公園指定管理として大鶴ゆう

ゆう館の食堂、それと公園管理があります。これが、今私がいただいた資料は、平成21年度から大鶴ゆうゆう館を運営しますひっ翔べさつまですか、ここの21年度からの、これも決算書と呼べないんですが、非常に町長、私はすごくショックを受けたのが、この件に関して、先ほども申しました、ここも町の単独事業、町が予算を出しているのにかかわらず、ここも単独決算が出てないもんですから、実は、関係所管の商工観光課の係長に、悪いけど、これどこが決算書をつくったのか、教えてください。質問しました。係長が、判りましたと聞いてすぐ報告をしました。そして20分くらいして電話が来ました。びっくりしました。何ですかちゅうたら、「いや、ないごてそよゆっかせんないかんとよと、それを聞こごたれば、直接電話するごと言うてくれというふうに言われました」ちゅうて、商工観光課の係長から私に電話がありました。このこともびっくりします。さつま町が予算を出して、運営をお願いしているのに、その決算をどこがしたか、税理士事務所はどこですかち聞いたのに対して、当然、私が直接聞くよりも、所管のほうから聞いてもらったほうが良いと思って、係長にお願いしたら、ないごてそげなことを言わないかんとよと、ないごてそげんとを聞くとよと。聞きたければ、直接電話すいごと言えと。これはどっちが仕事を委託しているのか、受けているのかわからないです、これ。それで私、電話をしました。そしたら、「何をすつとな」と。「いや、これは町から予算が出てますよね」と。「予算が出ているから、これは補助事業ですよ」と。これに対して、どこが決算をしたのか、本来であれば、先ほどと一緒に、「単独決算書があるべきなんです、それが無いもんですから、どこが決算されたか、それを聞いてるんですよ。決算書ちゅうのは、どこどこ税理士事務所がやりましたちゅうことで、かがみがついているのが普通なんですがね」ちゅうたら、その事務局長からは、「済いません」と、「私の認識不足でした」と、「これは鹿児島の業者です」というふうに説明がありました。これは、本当であれば、所管の係長が聞いたときにすんなり言うてもらえれば、私はそういう答え方をされたところ、本当にこれは町の単独事業を受ける資格があるのかなという疑問がまず1つ浮かびました。

そこで、収支計算書というのが平成22年度からありました。これで、まず問題点が非常にあるんですが、その中で、一番判りやすいところを言いますと、この大鶴ゆうゆう館には、J-POWERから食堂に隣接します電源開発関係の施設がありまして、そこの朝晩の戸をあけ閉めする。これについて、約126万、NPO法人にJ-POWERから来ています。その分を、平成22年度の収益決算書では、委託費として開閉費人件費として、当然、これは電源開発のそういう館の扉あけ閉めする、そこに4月から12月分で支出が135万4,500円出ています。これは収入がJ-POWERから126万入っています。ところが、びっくりするのが、支出の人件費の135万4,000円は出ております。ということは、大鶴ゆうゆう館でこれだけ人件費が出ているちゅうことは、J-POWERからNPO法人に入ったやつは、これは大鶴ゆうゆう館がこれ仕事をしているわけですから、ここの収入にも出てくるべき事項なんです。ところが、収入には出てきてないんです。収入には出てきてなくて、実際支払った人件費だけが出てきている。

それと、平成23年、これも調べましたら、収入がJ-POWERから126万、これはずっと平成26年度までJ-POWERから収入があります。ただし、平成22年から平成26年度まで、この大鶴ゆうゆう館の収支計算書には支出があるわけだから、収入が載って当たり前なんですけど、この収入が載ってないんです。一番びっくりするのは、平成26年度になったら、収入は載ってない。支出も出てきてません。なぜか。これが出てくると、恐らく当期収益が100万以上、200万近く黒字になる計算です。ところが、実質のこれは23万の収益黒字で止まっています。これは、なぜこういうことを言うかちゅうと、J-POWERから126万以

上の収入がある。しかし、この支出が平成25年度には委託費として40万2,000円、つまり差し引き80万は収益プラスなんです。これが出てきてない。言うならば、これは言い方は悪いですけど、脱税ではないんですけど、黒字を減らすための偽りの収益書としか見えません。

それと、もう一つは、役務費とかあります。これ見てみたら、水質検査、浄化槽、防火、この3項目で上がってるんですが、役務費が平成22年が109万6,148円、23年度96万2,959円、24年度が64万1,494円、平成25年88万3,198円、驚くことに、26年度が198万810円、役務費が計上されております。これについて、担当の課長に、これは水質検査、浄化槽、防火と書いてあるけど、項目を見るのもだけど、同じ状態でずっと来ているもんが、22年、23年、24、25年、この4年間の平均でいきますと約80万ぐらいになるんですけど、平均80万ぐらいの役務費がなぜ平成26年度だけ198万、倍以上です。これについて、悪いけど、課長、この役務費の明細をくださいと言ったら、返ってきた言葉が、「教えられません。見せられません」町長、そういう回答ですよ。本当にこれで非公募をして、町が平成22年度が516万5,000円の委託費を払って、その後、今、368万の委託料を払っています。びっくりしたのが、この収益計算書、NPO法人のここにありますが、本体の決算書収益表に載っている数字が、本来ならば、これをもとにつくったわけですので、同じ数字じゃなければいけないと思うんです。ところが違うんです。本体には、368万3,000円の町からの運営補助金が入ったことになっているんですけど、この大鶴ゆうゆう館の収支表を見ますと、358万1,000円しかない。収入もここで減っている。これは、普通に民間で考えた場合に考えられないです。もうはっきり言って、これは先ほどから申しますけど、こんな言葉を使っていいかどうか判りませんが、公文書偽造とか、黒字隠しとか、そう言わざるを得ません。

その中で、特に大鶴ゆうゆう館売り上げが26年度は801万6,470円あるんですが、材料仕入れ費が383万9,983円、約原材料費が50%近いんです。48%。これ、私も民間のいろんな飲食店に聞いてみました。そしたら原材料仕入れで3割を超えたらもう利益出ないですよ。これが、大鶴ゆうゆう館は、5割近い原価を使って、よっぽど素晴らしい高い原材料を使っていらっしゃるんだらうな。ただし、これは全く経営的には努力をされてないと言いたいような感じがし、収入と支出もむちゃくちゃです。

ここで1つお願いします。この大鶴ゆうゆう館の単独決算書、これを27年度からの分は出してもらおう、町長のほうから要請をしていただきたいのと、それからもうこの大鶴ゆうゆう館は、非公募はやめて、一般公募をして、この情報も町民に深く全体に情報公開をして、この大鶴ゆうゆう館の食堂の部分については、既存のさつま町の食堂経営者もしくはまだ経営はしてないけども、そういう飲食店ができる資格を持っていらっしゃる方々、そういう方々も含めて、一般公募をしてすべきであると思う。特に、なぜかと言いますと、町長がよく言われますのが、平成27年度から国からの補助金、国からのお金についても、縮減されるんだという説明がよくありますが、それからいったときに、無駄な経費を使わないためにも、やはりきちっと誰が見ても判るような決算がなされて、そういう金の使い方がされるような形にするために、私は一般公募をすべきだと思いますが、町長、その辺はどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

大鶴ゆうゆう館の関係でございますが、あそこにゆうゆう館ということで、食堂の施設をいわゆる指定管理で出しております。これについては、ひっ翔べ！奥さつま探検隊ですね。ここをお願いをいたしておるところでありますけど、ただ、この食堂のゆうゆう館だけの問題じゃなくて、やはり私どもの意図するところは、このダム周辺、いわゆる今、再開発を行われておりますが、ダム湖を使った観光とか、あるいはこのダム自体もですけれども、あのダム周辺の観光と一体的

な観光振興をさつま町のためにやっていただく。そういう活動をこういうひっ翔べ！奥さつま探検隊のほうにやってもらっていいから、そういうのを含めて、その一環としての一部を食堂も経営をされておりますので、そういう幅広い意味での指定管理の公募という形でやってやるわけでありまして。

したがって、NPO法人でありますので、当然、公共的団体の性格を持っておりまして、食堂だけを捉えてのこの考え方には立っておりませんので、今のような形でいわゆるそこをお願いをしているというような経緯がございます。

今後もそのような方向で進めていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

済みません。訂正をします。同僚議員のほうから、ひっ翔べさつまと、ひっ翔べ！奥さつま探検隊、別ですからと、今回の場合は、ひっ翔べ！奥さつま探検隊ちゅうことですので、これは訂正いたします。

それと、町長が説明ありましたが、食堂だけじゃないということ。確かにそうですね。ここにも南日本新聞にも、これは先週末ですか、11月23日に奥さつまダムウォーキング大会がされたと、こう新聞にも出ています。だから、これだけ素晴らしいことをやってもらえるのに、なぜこんな食堂のところでええかげんな経営をし、また、こういうええかげんな税務処理といえますか、もう本当にこれ見たら、町長、これ町民にこれみんなもう情報公開しましょうよ。この22年度から26年度までのこの収支計算書を大鶴ゆうゆう館はこれですと。これ情報公開しましょうよ。そしたら、町民みんな思います。私が、本当は町長はそういう人ではないと、私は確信しておりますが、これを見た人は、間違いなく、町長はこのNPO法人にこんな利益供与をせんないかん何か理由があつとかと、そう思うのが普通です。だって、これを町民に町報でも載せてください。これが、ひっ翔べ！奥さつま探検隊の大鶴ゆうゆう館、特にさつま町が町の公費を支出して管理を委託している。町単独事業、だから、せめて町長、ほかの事業のことは別として、確かにウォーキングとかいろんなことをされてます。こういう素晴らしいことをされてるのに、町が税金を使って出してるそういう食堂が、こういうええかげんなことしかやってない。収入も載せない。支出だけ載せる。または、わけの判らんところに4年間平均で80万ぐらいしかなかったところが、26年度いきなり200万近くも支出を計上して、それを関係所管の課長もみんなおかしいと思わないんです。役場職員がおかしいと思わなきゃ、誰も調べません。たまたま今回見させてもらったら、おかしい。これを町民にみんな情報公開しましょう。そしたら、町民から、恐らく中には情報公開してください。住民監査請求を出しますよという方が出てきます。住民監査請求が出てきたら、領収証を1枚1枚全部添付して、監査してもらわなきゃなりません。さつま町の監査委員のほうに忙しければ、ほかの公的監査のところに監査請求をしてくださいと請求が出てきたら、大変なことです。

だから、私がこういう話をしているのは、そういうことにならないようにするためにも、ここの大鶴ゆうゆう館の単独の決算書を27年度分かつくってもらふことと、それとこれはもう一般公募すべきです。一般公募をして、5年間で年間380万ちいいますけど、5年間したら1,800万から使うんです、お金を。1,500万、600万ですか。それだけの町の税金を使って委託するんであれば、やはりこれは経営能力のある、実際、民間のとこと、これは大鶴ゆうゆう館を参加させるなちゅうことじゃないんです。大鶴ゆうゆう館も含めて、一般の既存の食堂経営者、あるいは民間のそういう経営ができる資格を持っている方々、そういうところと一緒に公募をして、お願いをして、決算、お金の分についてはきちっと出してもらふ。そうすべきであると思いますが、町長、もう一回、その辺についてお考えを答弁してください。

○町長（日高 政勝君）

決算の関係は、いろいろ指定管理、あるいは毎年報告をしていただくようになっておりますが、その内容でチェックはしているかと思えますけども、若干、御指摘にあったようなことが、ちょっと見受けられたちゅうことで、それぞれ指摘をしまして、新たに決算も修正のほうが出されてきております。

そして、公募にすべきだという御意見でございますが、先ほどから申し上げますとおり、単にこの食堂の経営ということではなくて、やはりダム湖の活用とか、あるいは電発の J-POWER のそういった施設の管理とか、ダム周辺の一体的な観光的な振興のために、お願いをしているわけでありますので、そういう活動をしております NPO 法人にお願いをしているというようなことでございますので、今後もそういった、今後、激特も終わって、また、こういったダムの再開発も終わりますと、新たなまた観光スポットとして生かしていかなければならないと思って、今、国交省の皆さんにも、いろんなそのことをお話を進めているところでありますので、そういった活動を展開するとなりますと、やはりそういった、広域的なやっぱ考え方に立った指定管理をする必要があるかと思っておりますので、やっぱり従来どおりの考え方で進めていきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

もう町長がそういう考えであれば、仕方がないんですが、これ本当に、ただ、町長、これ町民に情報公開してください。今、先ほど言いました決算書の差しかえ、けさここに議場に入る前に担当課長のほうから、済みません。岸良議員と、NPO 法人のほうから決算書の差しかえをお願いします。私、それを聞いて、本当に愕然としました。私がこれ調べ始めたのは、わずか 1 週間前です。1 週間ちょっと前かな。先ほどから言いますように、どっちが依頼主か、受け主かわかんような答弁が担当事務局長からも出てきますし、また、私がこれ指摘せんかったら、このままずっと誰も認識せずに、おかしいことで決算書が済んでしまう。これについて、町長が本当にこれを情報公開をして、町民全員に広くこれを、あった事実をやっぱ教えるべきだと思うんです。なぜか、町の税金が使われているんです。町の単独事業です。町長は今、NPO 法人全体を言われますけど、全体のことを私言ってます。町がお金を出している単独事業の大鶴ゆうゆう館のことにに関して聞いているんです。だから、それは今の町長の答弁は、本当にこれを情報公開したら、町民が住民監査請求を起こしますよ、これ。今の町長の答弁、通用しません。

だから、先ほど申し上げましたあび〜る館も含めて、こういう大鶴ゆうゆう館、それと一般公募する指定管理と、それから非公募、これはあってもいいと思いますが、これについて、収益を上げているところ、要するに管理指定を受けて、そこで事業を、商売している、事業をしている、何らかの収益が上がっている、そこについては、やはりもう一回、先ほど申しました検討委員会をつくって、これは正しく税金が、町長がいつも言われます、人に優しいまちづくりであるならば、誰もが見て判るような適切な処理をされているところにやはり運営をしていただく、そういう適切な運営処理がされている、そういうことを目指すためには、検討委員会というものを、先ほどあび〜る館でも申し上げましたが、そういう収益事業をしているところについては、もう一回見直しをすべきというふうに考えております。

その点について、町長、時間がありませんので、簡単に、そういう検討委員会をつくる考えがあるか、ないか、そこだけお願いします。

○町長（日高 政勝君）

いろいろ内部的には、その都度、いろいろ検討を進めて、いわゆる指定管理者の間でも協議を進めているわけでありますので、その辺は、専門委員会をつくるかどうかというのは、今後の一

つの課題になりましょうけど、先ほどから申し上げますとおり、指定管理を受けて、その人がやっぱり経営努力をして、その施設の初期の目的が達成されるように努力をされるわけでありますので、その辺は御理解をいただければいいかと思います。

そしてまた、こういう経理の内容については、ちょっと指摘をした、明確にこの指定管理料と、指定管理をした範囲ではこういう使い方をしましたという経理のそこら辺が不適格性なところがありましたので、その辺は、経理については明確に示していただくようにちゅうことでお願いもしておりますし、指定管理料の範囲内で、そこは適切に使われていることには、もう事実でございますから、そこはもう全く不正のないところでありますので、そこは御理解をいただきたいと思っております。

○岸良 光廣議員

ここまで数字を出しても、町長はそれを認めたくない。これは、もう一回、そういうのをつくれば、おかしいのが出てくるんじゃないかちゅう心配をされているのかなというふうに私は疑いたくなります。

本当に、先ほど申しましたあび〜る館、これは先ほど申しましたように、4,500万からの負債を抱えても頑張っておられます。これは、ある程度評価すべきと思う。だけど、これについても本当に安心して経営をしていただくための、やっぱり見直しもしていかなきゃならない。これと、今の大鶴ゆうゆう館は、全く逆で、この収支報告書からいきますと、実際出されたもんですから、町長、これ認識してください。出されたもんです。町が受け取ったものです、正式に出されたものとして受理されたもの。これで、偽造が行われているということです。収入を隠し、支出もわけの判らんとがいきなり100万ばかりどんち増えたりとか。毎年平均10万から20万の収益の黒字が出てます。これびっくりしますよ、本当に。これ22年のとが22万5,868円の収支ですけど、これ収入がないですから、収入が落ちて、支出だけ。収入が126万円入れると、100万からの黒字です。26年度のこの収支報告書を見ても、25年度を見ても、ずっと25年度は7万円の黒字、ところが、126万のこの委託料の支出が40万2,000円ありますから、この40万2,000円支出したちゅうことは、126万の収入もここに出さんないかんです。そうすると、差し引きで80万からの利益が出てきましたちゅう、ここに最終損益が80万から90万なるべきところが7万円の収益しか出てきてない。私が、そこなんです。町長が言うように、これは全体的なことで、食堂経営だけやないち言われますけど、その食堂経営に関して、税金を使ってるんですよちゅうのが事実。そこが使ったものに対して、公文書ですよ、これは。町に報告をするから公文でしょう。公の文書でしょう。これをうそを書いたちゅうことは公文書偽造です、これ。それを、うそというふうに理解しながら、今後も同じくやっていくちゅう町長の答弁であれば、うその報告書をしてんかんまん、今までどおり面倒くさいことをせずに、NPO法人に委託を任すということは、うその報告書をしててもよかどいいうお墨つきを与えたことになります。そんなばかなことを町長しちやいけませんよ。

だから、もう時間ありませんので、再度お願いします。この大鶴ゆうゆう館は、やはり開かれた行政を町長が言われるのであれば、やはり非公募でなくて、一般公募をして、地元の食堂関係者、あるいはそういう飲食関係者にも広く公募を広げて、町が負担する税金が少なくて済んで、こういうおかしい報告書が上がってこないようにきちっとしてもらうためにも、やはり検討委員会、これは町長、はっきりとつくるべきであるし、もしそれを町長がされないんであれば、先ほど本当に申しわけないことを言いましたけども、私は町長を十分知ってるつもりで、町長はそういうことは全く考えておられないということも判るんですが、これを情報公開したときに、町民が本当にもう一回いいですけど、NPO法人、そこまで利益供与せないかん理由があつとかと、

町長は何かあったろうと、それともさつま町がそういうことをしなければならない理由があるのかと、そういうふうを考える町民が恐らく10人中10人近くは出てくると思います、この全部公表した場合に。だから、町長が、どうしても見直しをしないということであれば、せめてこの平成22年度から26年度までの大鶴ゆうゆう館のここに出された公文書としての収支計算書がありますんで、これをやはり町民に広く情報公開する。特に、町報なんか載せて、実際、こういうことですよというふうにされるのであれば、私は、ああそうかなと思いますけど、それもしない。一般公募もしないとなると、先ほど申しましたような、そういう疑いを町民が持つんじゃないかなと。そうなってくると、住民監査請求というようなことも出てくる可能性がある。そういうことをしないがためにも、町長は本当にきちっとした、そういうことは一切しない、そういう方だと私は信じております。だからこそ、こういう疑いが持たれるようなことは、今ここできちっと訂正されるべきであらうというふうに考えますので、ぜひそこを検討していただけますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

答弁は要らんかと思いますが、誤解を招くといけませんので、決して、指定管理制度を公募したり、非公募もありますけども、利益供与をするなんてとんでもないことですから、そういうことは全くありませんので、それだけははっきり申し上げておきたいと思います。

そしてまた、指定管理をしておりますけれども、それをいろいろ流用して、してるとか、そういうことも全くありません。適正に処理はされております。

ただ、経理上、ちょっと明確な面が、その分はこれだけという、その整理がちょっとまずかった点はあるかもしれませんが、その辺の処理については、全く適正に行われていると、そこは確認をいたしておりますので、決して、おっしゃるようなことはないと確信をいたしておりますので、それだけは申し上げさせていただきます。

終わります。

○岸良 光廣議員

では、そこまではっきり言われるわけですから、ぜひこの大鶴ゆうゆう館の試算表を出されているのが、公文書ですから、これを一般町民に公開してください。そうすれば、私が言っているところもみんな判ると思いますし、町長の言われるところも、住民がどう理解するか判ると思いますんで、これは町の税金を使っているんですから、やっぱりそれについては疑わしきところはきちっと町民に情報公開をして、町民も理解していただくというのが筋だと思いますので、そこんどだけ重ねて町長にはお願いをしておきます。

以上、質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、岸良議員の質問を終わります。

次は、10番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

先ほど、通告しております総合戦略について、町長のほうにお伺いいたします。

総合戦略は、5つの基本目標を掲げられ、これからのさつま町をつくる新しい施策じゃないかと思っております。さつま町で産み、育てる仕組みをつくる構想だが、具体的にその構想ができているのか、町長のお考えを伺いたいと思います。

関連で、この前から私も申し上げてるように、全町にこういう総合戦略について町民にも広く知らしめ、目的達成に同時に動くべきじゃないかということをお願いしたんですが、その私が質

問書を出した直後に、このようなチラシが町内全戸に回りました。このことも含めて、改めて町民のほうにも具体的に説明すべきじゃないかと思っております。

また、これまでも人口減とか、人口増対策の質問もいろいろさせていただきましたけれども、さらに今回のこの総合戦略につきましては、さつま町のあしたを考える大事な施策だと私は考えております。町長がその考えも同じような考えがあるんじゃないかと思いますが、改めて、その具体的な政策を町長のほうにお伺いいたします。

1 回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

川口憲男議員のほうから人口増の具体策についてという御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

今、国を挙げての課題であります人口減に対処するため、本年度策定をいたしますさつま町の総合戦略における具体的な取り組みについての御質問でございます。総合戦略の策定につきましては、私を本部長とする本部会議を設置をいたしまして以来、外部の有識者でございます策定委員会、あるいは若手職員によります専門部会、さらに議会の皆様の御意見等をいただきながら、現在、年内の策定に向け、最終の段階を迎えております。

先般も総合戦略の概要版ということで、町内全世帯に配布をいたしました。これから先一体となって取り組みを進めていくために、町民の皆様に広報を行ったところでございます。

時期を見て、市政座談会とか、そういうことも考えております。こういった総合戦略、そしてまた総合振興計画も第2次の分を策定をし、議会の議決をいただいたあとは、町民への広く周知を図ってまいりたい考え方でおります。

御質問にありますとおり、総合戦略はさつま町の人口の減少に歯どめをかけ、住みよいまちづくりのための重要な施策と捉えております。本年度に策定いたします町の総合振興計画の一部と捉えております。重点プロジェクトに位置づけるものでございます。

具体的な取り組みとしましては、まず、結婚、子育ての分野におきましては、出会いから子育てまでのサポートや地域全体で子供を育てる環境づくりなどを進めてまいります。特に、企業や各種団体との連携による出会いへの支援と婚活サポーターによる婚活支援などを進めてまいります。

2 番目に、仕事の分野におきましては、地産地消、6次産業化など、農業ビジネスプロジェクト、竹を活用した産業の活性化、企業誘致や操業支援による商工業の活性化などでございます。特に、地元農産物の地産地消、情報のデータベース化による竹林整備、商工業を中心とする地元雇用などを進めてまいります。

3 番目に、観光交流、移住、定住の分野におきましては、イメージ戦略による観光ブランド化、川内川を生かした新たな観光、地理的優位性を生かした新たな交流、定住圏の構築などでございます。特に、美をキーワードとするさつま町のイメージアップ、温泉、北薩広域公園、鶴田ダムを生かした観光の展開、若い出郷者のUターンの促進、スポーツ合宿の充実などを進めてまいります。

4 番目に、地域づくりの分野におきましては、住民参画による地域づくりの充実とネットワーク等による小さな拠点の形成、高齢者を地域で支える体制づくり、担い手の育成などでございます。特に、高齢者ふれあいいきいきサロンなど、健康寿命の延伸に向けた取り組み、今後の地域づくりの方向性の調査などを進めてまいります。

5 番目に、魅力あるまちの継承として、総合戦略コーディネーターを設置をいたしまして、総合戦略の効率的な実施、民間活力の導入、地域のリーダーの育成などを進めてまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午前 10 時 45 分とします。

休憩 午前 10 時 35 分

再開 午前 10 時 44 分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○川口 憲男議員

先ほど、町長の答弁の中に 5 つほどの、先ほど私も申し上げましたけれども、さつま町が取り組む 5 つのビジョンについて、基本構想について掲げられました。その中にありまして、私は特に 1 番目に町長も上げられています。若い世代が芽吹くさつま町で産み育てる、このことについて、ちょっと深く町長にお伺いしたいと思います。

この子育て、あるいは子供の子育て支援ですか、する事業につきましては、これまでも多種多様な政策が講じられてきております。

先ほど申し上げましたように、人口増対策、人口減対策について、私も数回なり質問しております。しかし、その成果はいかがなものなのか、今回も国は少子化に対して、その重要性を地方再生と、地方創生という形で市町村にも投げかけています。さつま町も本腰を入れて取り組むときと私も思います。

以前に申されました 30 年後の数値目標、あるいは 25 年後の数値目標、これを見ても、非常に厳しい数値も出ております。しかしながら、人口減がこういうふうにして進んでいく中では、いたし方ないのかなと感じております。

こういうような数値目標に対しては、私も幾分認めるところではございますけれども、何せそれに取り組んでいかれる具体的な政策、先ほど、町内にもチラシ等を配布し、今月初めに情報も聴取されたということになっております。そしてまた、最終的に今月半ばですか、この議会中にも最終説明があつて、その結果を取りまとめられるということなのですが、この人口、地方総合戦略でここに上げられました、先ほど申し上げたように、若い世代が芽吹くさつま町で産み、育てる、この政策について、具体的にどのような考え方を進めるのか、例えば、先ほど申し上げましたように、出産、子育ての支援、あるいは保育サービス、あるいは子育て世代を支援する事業、いろいろありますけれども、具体的に新たなところで、こういうことに取り組んでいかなきゃならないと、こういうことで人口減に歯どめをかけると、数値的にも町が示しているのは、最終的に 2040 年に 1 万 5,446 人と定めるんだと。それとか、出産目標とか、いろんなのも掲げられていますけど、ここに目標を掲げられて取り組むのに、どのような方向性を、具体的にどのような施策を講じられていくのか、そこを 1 点お聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

人口ビジョンにつきましては、今まで示されたさつま町の 2060 年、いわゆる 45 年後の人口というのが、今の 2 万 3,000 から 1 万 1,000 人になるだろうと推計をされております。

半分以下になるという指数が示されたところでありますが、これをやっぱり日本の人口も、今1億2,700万人というのが8,674万人まで減るだろうという見込みがされておりますので、国を挙げて、全国、地方自治体、何とか人口に歯どめをかける、それが命題となっておるわけがあります。

その中で、今、ありましたとおり、やっぱり若い人たちが、本当に将来に希望を持って子育てができる環境づくりというのは極めて大事なことでありますので、これまでもいろんな取り組みをまいりました。医療費の助成、もうこれも小学校就学前から中学生まで無料化をしましたし、保育料の関係につきましても、現在、多子世帯については第1子を1割、第2子は5割、第3子はもう無料という形にいたしております。そのほかのいろんな発達支援の関係とか病児、障害児保育、あるいは特別支援教育、あるいは予防接種の関係、こうのとりの事業、さまざまな取り組みをいたしておりますけども、さらに今後は、先ほど申し上げましたとおり、やはり若い人たちがさつま町で産み、育てる環境づくりというのは、企業間でのやっぱり出会いの場というのが、まずは基本的に大事なと思っております。結婚に至るまで、今の若い人たちは、非常に共働きが多いわけで、出会いの機会がないということがよく言われておりますので、結婚サポーター制度もつくりましたし、今後、まだまだそういったサポーターの充実を図っていく必要があるかと思っておりますし、企業間でのお互いに出会いの機会ということも大事だということで、先ほど申し上げたところであります。

そしてまた、学童保育の充実とか、あるいは子育て支援のコーディネーターによる相談、助言の体制づくりとか、できましたら児童館、子供たちがやっぱり自由に出入りをして、あるいは親御さんたちが子育てに対するいろんな相談をできる場所、いわゆるもう高齢者の場合は、包括支援センターがありますけども、今度は子供の子育ての包括支援センターみたいなものをやっぱ整備していく必要があるかと思っておりますので、そういったことを取り組みを進めていきたいと思うところであります。

そのほかいろいろ、今申し上げたようなこと、まだまだ充実をしていく。新たな取り組みというのはありますけども、それは今後、具体的に政策として取り上げていく考えでございます。

○川口 憲男議員

答弁のとおり、私もこの質問事項をいろいろ考えてしていく中で、やっぱり若い人たちがさつま町で産み、育てる基本構想に取り組むには、果たしてどうなのかということも考えました。

町長の答弁にありますように、企業とか、各種団体とか、やっぱり働く場とか、それからそこで婚活ですか、そういうところを推進していただけるようなところとか、今、社会でも言われているように、産休を会社関係がうまくそれに事業に取り入れられているのか、そこあたりもまた町として、そういう事業所にもお願いせんにやならんということも考えましたんですが、何せ行政ができること、我々がこれから先に取り組んでいくようなことに的を絞って質問を私はまとめてみました。

先ほど、町長の答弁にもありましたように、非常にこれから充実、今まである分をここに資料をいただいております。例えば、福祉ですか、福祉関係が出している子ども・子育て支援事業計画の中に、今、町長の申されましたいろんな事業が網羅されております。これを見ましても、これがどういうふうにしてこれをさらに充実するかということがこれからの課題だと思っております。例えば、子育てにしましても、それから産前、あるいは産後のお母さん方をどうケアするかということに対しても必要だと思うし、そこで町長のほうにちょっと私が具体的に質問したいと思います。

この支援事業の中に、安全安心な妊娠、出産への支援をうたっております。本町の現状の中に

産科、婦人科での受診ができないことは、これはもう町長も十分承知のとおりです。この医療施設の設置というのは、保健担当の課も十分認知しているし、町長のほうも以前の答弁にもありましたように、十分どうにかしたいということでありました。

まず、安心安全な妊娠、出産への支援を実践していくためには、私ももし早期な産科とか、産婦人科の設置が、施設整備が望まれますけれども、これも先ほど申し上げましたように、いろんな事業の方、病院関係の方の協力が得られなければなりません。こういうところをすぐに活かされて、こういう人口増対策、地方版戦略の中に折り込んでいけるかという、ちょっと時間がかかったり、いろんなところがあると思います。

やはり、若い人たちを具体的にうちのまちに取り入れていくとする政策としては、十分、こういう産科、婦人科の整備が大事かと思うんですが、町長は、そのところを先ほどもお答えになりましたけど、再度、私は早くうちのまちにもそういう施設があつていいと思うし、何か手立てをしなきゃならないと考えますが、町長はどのように考えられていらっしゃいますか。

○町長（日高 政勝君）

やはりこの産み、育てやすい環境づくりについては、1つ目のまず段階としては、産科があるということが、身近にあるということは安心して、やっぱり出産の環境ができるということでありますから、これは望ましいことでもあります。そしてまた、小児科、ある程度大きく幼児の段階になりますと、やっぱり小児科が身近にあるとか、夜間でも診療ができるとか、そういう体制づくりというのは非常に大事かと思っております。

ただ、この産科の場合、さつま町の年間の出生率というのが、多いときで、やっぱり今で170人、年間です。今、どんどん下がって160人、そういうところに来ておりますが、さつま町だけを考えると、産科の経営ちゅうのがとてもじゃない、その程度の出生率では、やっぱり産科というのは、豪華なホテルみたいなすばらしい設備、施設でないと、なかなか今の妊婦の皆さんというのは、そういう環境のところで産みたいと来られますし、病院側からすると、相当なお子さんを産むような数がないと経営が成り立たないということがありますので、なかなか環境的に厳しい。やっぱ、立派なものができて、周辺からそういう妊婦の皆さん方がたくさん集まっていただければ経営的にもなっていくんでしょうけれども、まずはそこがやっぱりひっかかる課題であります。

それで、どんどんとにかく生まれる環境をいかに増やすかということが第一義的になろうかと思いますが、そうすると、やはり身近に産科の誘致とか、小児科の誘致というのが出てくるかと思いますが、現在も、薩摩川内とか、あるいは鹿児島市とか、そういうところでお産みになるというのが通例になっております。

したがって、やはりとにかく若い人たちがさつま町に残って、やっぱ子供を産み、育てていただく、そのことが非常に大事なことでありますので、やはりそのためには、やっぱり所得がある、生活が十分できると、そういう見通しがないと、子供を2人とか3人とか産んで生活しようということにならないわけでありますから、とにかくやっぱり仕事をまずはつくる、若い人たちが働ける場所をつくる、そしてまた所得もそれなりにあるということが、まずは最優先されるべきことでありますので、そこをいかに整備をしていくかということがまだあわせて必要なことだというふうに認識をいたしております。

○川口 憲男議員

町長の答弁にありましたように、例えば、若いお母さん方がここで産み、育てていく中では、所得のこともおっしゃいました。仕事のこともおっしゃいました。全くそのとおりで、堂々めぐりで、どこからどこに手をつけたらどうなるのかということを考えていくと、やっぱしこの若い

人が芽吹くさつま町で産み、育てる基本構想をどういうふうに展開していくかということになれば、非常に私も質問の中でどこに的を捉えて、それを質問したらいいかということに悩んだところがあります。企業の方々に1人増やし、2人増やして、若い人たちの働く場を確保してくださいというので、先ほど町長が申されたように、この町内で働く場、それから安定した経済状態ができていくといったら何ができるかと。逆にそういうところに話も行くんですけど、それはそれで、やっぱししていかなきゃならない重大なことだと思っております。

その中で、やっぱし私が一番思うのは、この産科、婦人科、これが町長も申されるように、経営的になったら、事業を経営するのと一緒ですから、相当のエネルギーが要ったり、あるいは町の負担とか、いろんな助成も出てくるんじゃないかと思います。

その中にあって、今、うちのまちに宮之城の保健センター、それから鶴田の保健センター、以前から高齢者とか、あるいは健康診断とか、そういうところのストックといいますか、そういうところの活動に重々使っていらっしゃるんですけども、今、ひょっと平日の合間でも訪問してみますと、何にも、保健師も常駐してないし、あるいはそういう、ないちゅうたら失礼になりますけれども、そういう状況が頻繁に行われてないから、その運用、活用がまだ行き届いてないかなと思っております。

その中に、こういう産前、産後、あるいは子育て支援ですか、そういうような場を、先ほど申し上げました鶴田の保健センター、あるいは宮之城の保健センターで、どちらでもいいと思うんですけど、そういうところに母子センター機能を持った施設といいますか、事業所といいますか、そういうことをして、そこに助産婦さんなり、助産師ですか、あるいは保健師を常駐させて、そこから、今、町内でも子育て支援事業の中で母子保健推進委員とか、子育てサポーターの方が、親子が安心して健やかに育つサポートをされておりますけど、やっぱしそういう拠点を設けられて、そこから随時していただく。そうすることに若いお母さん方が産むための安心感、それから産んだあとの安心感、そういうのもできてくるんじゃないかと思うんですが、町長の考えの中に、そういう考えがないのか。

昨今、学校統廃合で学校の空き地も多くなります。そしてまた公共的な施設もあくのが多くなってきております。そういったところを考えて、この鶴田の保健センター、あるいは宮之城の保健センターの活用策を、こういうような助産師を採用して、こういう若いお母さん方、あるいは子育てに一生懸命な方の、そういう施設に併用するというような考え方をお持ちでないのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

おっしゃるとおり、過去、母子保健センターというのがありまして、助産師さんがおって、いろいろ相談に応じたり、実際、そこで生まれたという、そういうこともありましたわけですけども、今の段階では、保健師が、やはり妊婦健診とか、いろんな機会に応じて指導もしておりますし、相談に乗ったりやっております。

また、お子さんが生まれたら、それぞれ家庭訪問もしたり、今はそこまでやっておりますが、いろんな機会にまたそういう相談事とか、健診とかやっておりますので、母子保健センターを新たにつくるという考え方はございませんが、保健センターを十分活用した中で、そういう保健師の皆さん方と十分連携がとれるようなことはやっております。家庭訪問もしっかり今やっておりますのであります。

○川口 憲男議員

その母子センターとして、施設をつくるということじゃなくして、先ほど申し上げました、あるいは宮之城の保健センター、あるいは鶴田の保健センターを、そういうような活用策にしてい

く、その考えはあるということですが、今も母子保健指導推進委員とか、子育てサポーター、これがどこあたりまでの相談を受けられるだけの力と言ったら失礼ですが、そういうあれがあるのか。そういう子育て等に十分対応できるようなのか。

それと、私のいろいろ聞いて回ったところで、若いお母さん方といいますか、産前の方、産後の方、どうしても、先ほど町長の答弁にありましたように、川内に走らんやいかんとか、大口に走らんやいかんとかいうようなことを苦に思っているらしいです。さつま町にあれば簡単に行けるんだがなということも言われております。

高齢者の社会活動、あるいはそういう福祉のためには十分機能が発揮されていると思うんですが、これから先のこの地方版戦略の中で、人口増を図る中では、こういう若い夫婦の方々、お父さん、お母さん方にも、こういうような施設があっても、町内に1つあってもいいのじゃないかと思っておりますが、再度、町長、やはり子育て、あるいはそれについて、お母さん同士が遊べる、集いといいますか、いろんな子育てによる悩みとか、あるいはお産に対する悩みとか、そういうフロアがあってもいいんじゃないかと思います。あえて母子センターをつくれとは申しませんが、そういう母子センター等の機能があった保健センターを開設する考えがないかということをお願いしております。

行く行くは、このことが人口増にもつながると私は考えるんですが、再度、お答えをいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

保健センターにそれなりの機能のことは、保健師を中心に、今もやっているわけでありまして。

それで、先ほど申し上げたお母さん方が気軽に出入りをして、お子さんたちはお子さん同士で触れ合う機会とか、子育てについてのいろんな悩みを話し合う、あるいは専門の保健師等から指導を仰ぐとか、そういう場所として、新たに子育ての世代の包括支援センターを、どうしても整備する必要があるかなと思っております。さつま町は、こういうところが本当、不足をしているという声がございますので、特にまた発達支援センターの関係もありますが、そういった総合的にそういったことができる施設の整備というのが大事なかなと思っておりますので、そのことについては、適当な場所にまた設置をして、そういった体制づくりを進めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、ぜひやっぱし子供を含めて、若いお母さんたちが1つのところに寄り添って、例えばこういう絨毯を敷いてあるところで、子供と一緒にあって、いろんなお母さん方と子育ての話し合いをしたり、あるいは保健師による相談を受けたりとか、相談に乗ってもらったりとか、そういうワンフロア的なところが私はぜひ必要じゃないかと思っております。そういうところの機能の中で取り組んでみたいという答弁でお聞きしているのだろうと思っておりますけれども、ぜひそういうことをしていただきたいと。

それから、これは今度の総合戦略の中でいろいろたってあって、これは町長の、私が申し上げるまでもなく、私もこれを集落に担当のところに全部配って回ったんですが、その中で、いらっしゃる方に見てもらって、意味がわかっていったんですよ、今から見てじっくりと、あげんしてくいんやんなち、これからさつま町が進んでいく総合戦略ですから、十分見てくいやなと。そしてまたわからんときは質問をしてくださいなちいうことを言ったんですが、私たちも資料をいただきまして、私も何回か読みましたけれども、先ほど町長の申された5つのビジョンです。これについては大分判るんですが、ほんならいけんしていつとよち聞かれたら、答えが出ないところが本音です。

そういうところを含めて、やっぱし今の先ほど申し上げました子育てとか、あるいは子供支援とか、こういうことに関しては、この町長のおっしゃる5つのことが全て網羅されてるちゃうか、若い人たちが地元で働けるような場所をつくるにはどうしたらいいのかと。その働く場ができた。経済的にも潤ってきた。そんなら子育てにどういうふうにしていくかということになっていくのが、このビジョンの中にうたわれてるんじゃないかと私は思っております。

この中にも、地域全体で子育て環境を整えるには、私はある程度の流れは必要だと感じております。こういう言葉で言うと、ちょっと批判的になるかもしれませんが、よその他町村に比べますと、よその市町村は、もう現在進行形で、どんどん進んでおります。しかし、うちのまちとしては、これをつくられた。さて、これからそんならそれに向かって動いていこうかというような状況です。

先ほど申し上げましたように、いろんな施策とか、子育て支援はこれまでもやっていらっしやいます。ただ、単発的にこういうことをしているよちゅうことが多くて、それを継続的に人口増にどういうふうにつながせるか、人口減をどうして抑えるかという考え方が、もういまいち足りないんじゃないかと考えております。

先ほど申し上げました、いろんな事業所、あるいは各種団体等の話し合いといいますか、お願いもあると思います。例えば婚活とか、結婚、出産、それを企業や各種団体、地域での子育てと、本当に若い夫婦がさつま町で安心して結婚、出産、子育てができる環境づくりに、今、私たちができることはどういうことなのか。先ほど申し上げました保健センター等に、あるいはそういうような体制をつくる、名称はいろいろあると思いますけれども、それが必要じゃないかと思っております。

そして、産前産後、あるいは子育ての中に、そういう若い人たちへの環境整備が重々必要だと思います。そういうことによって、さつま町は住みやすいよねとか、さつま町に行ったら、こういう支援とか、こういう地域のバックアップがあるよねとかいうのがあると思います。

つい先日ですか、大分前ですけども、何月ですか、10月ごろです。ある人の地方再生ということで、地域へ責任を持つ人材育成というのが出てました。家庭、学校、地域の再生こそは老人介護や福祉と密接に絡み合い、地方創生や道德教育にもつながっており、その中心に家族や家庭があるということは言うまでもなかろうということを申されております。私も全く地方に協力を求める、地域に協力を求めていくということは、今、教育委員会のほうでも夕方、土日の夕方4時半ごろから地域の大事な子供を地域で守りましょうという放送も流れております。それをいち早くやっぱし実現できるというか、それを本物にしていて、さつま町の人口増、人口減を図るべきところだと私は考えております。町長に、やっぱしその人口増、人口減にもう一回踏み込んで、こういうことをしていかにや、もううちのまちはないよという思いがあるのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今までのる申し上げたとおりであります。もうこの総合戦略の資料もお配りして、議会のほうからも御意見を聞くようにいたしておるわけでありますので、どんどんいいアイデアをお寄せいただければありがたいと思っております。

とにかく、先ほど申し上げましたとおり、2060年1万1,000人、減るという見通しが出されておりますので、それを何とか1万5,000人まで、ならキープをしようということで、今、申し上げたようなことを、戦略を持っているわけでありますので、それに向かって、いわゆる全町挙げて、各分野取り組んでいく必要があるかと思っております。不転退の決意を持って、これは取り組む必要があるかと思っておるわけであります。

例えば、女性の合計特殊出生率というのがありますけれども、さつま町は2まで引き上げようということにしておるわけです。2というのは、そんなら2.10まで引き上げよう。国が2.07ですから、2.07というのが、いわゆる人口を維持する指数です。それよりも高い目標をさつま町は掲げて1万5,000人までキープをしましょう。そのためにいろんな政策をこれから打っていきますよということで、これまで以上のいろんな充実をしていきたいということで申し上げているところであります。

例えば、数字の2という数字を保つためには、例えば、若い女性が子供を産める年齢層の人が10人集まったときに、そのうちの7人の方が3人以上産んで初めて2という数字ができる指数なんです。それだけ非常にこれから高い目標を掲げてますから、相当な努力は必要だと思います。

それで、大体、今の女性の平均の結婚年齢というのが29歳ですから、昔は22歳という時期がありましたけれども、もう29歳です。これから、生まれた人が新しく子供を持つのは29年あとです。あるいはまだ年齢が上がるか判りません。そうなったときに、この晩婚化がどんどん進んで、なら、これから3人産めるかという状況です。恐らく、所得の関係も当然先ほどから申し上げますとおり、まずはやっぱ生活あってこそその子供ができるわけでしょうから、やっぱ2人、3人、3人までもちゅうのは、これから大変な、至難な目標になっています。それでもこうした何とかキープをしたいということで、いろんな取り組みをしましょうということではありますので、そういうことで、ただ単に行政がこういった計画を立てて、これを進めるということではなくて、やっぱ全町、本当、さつま町の人口をキープをするためには、みんなが一緒に気持ちになって、1つのベクトルを一緒にしてやっていかないと、これは実現不可能でありますから、議会も執行部も、あるいは町民一体となって取り組んでいく必要があると、そのような覚悟でお互いに確認をしながら進んでいきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長、全くその考え方と私も同感するわけです。ただ、数値的なところも、今回、申し上げませんでしたけれども、例えば、今の状況で2040年、15年後までいきますと、大体200人ぐらいずつ減っていく中で、そんなら2040年になったときに、1万7,501人ですか、町はそれぐらいしてますけども、2060年になったら1万5,000人の人口増をキープしていかんと。200人ずつ落ちていくのに、そこあたりどういうふうにキープしていくかということになれば、町長の今お話にあったように、今を大事にしていかなと、今から若い人たちがさつま町に住みたいとか、ここで産み、育てたいというような風潮をつくっていかないと、目標年度になってきてから慌てて何かしたちできないと思います。

ですから、そここのところの施策的なところで、やっぱしそういう産前産後の対応を、さつま町はこういうふうに手厚くしてくれてるよとか、あるいは事業所の方にお願ひしまして、産前産後の有給の取り方とか、いろんなとで、先ほど申し上げましたけど、その5つの事業の中に経済効果もやっぱし持ち上げていかなきゃならないわけです。それを他人任せちゅうか、他町から来て、こげんして住めばよかどちゅうことをしていったって、その目標達成には、私はならないと思います。こういうようないい目標とか、いい目標ちゅうんじゃないですけど、総合戦略のまち・ひと・しごと創生の概要を仕上げられたわけですから、これを達成するためには、これが今、町長も申されましたけど、絵に描いた餅にならないためには、先ほどおっしゃいました地域を挙げて、あるいは我々議会のほうもこれにもう少し取り組んでいって、どういう方法がいいのかとか、議論をすべきところに来ているんじゃないかと思います。

もうこれで、これと町の総合計画も近々出ると思うんですけども、やっぱしこれとマッチングして取り組んでいかないと、さつま町の未来は明るい日差しが見えないんじゃないかと危惧して

おります。ぜひ、今おっしゃった答弁といいますか、お答えの内容を実現できるように、また、執行部内部でも、また、行政、議会、あるいはまた地方の地域への説明会等があると思うんですけども、そこを町長、熱っぽく訴えていただき、また、取り組める方法を示していただきたいと要望いたしたいと思いますが、最後に町長、どうですか。

○町長（日高 政勝君）

今回の総合戦略については、単に行政がプランをつくるということにとどまらず、やっぱ社会全体のいろんな御意見も伺うということで、産学官金労言の各分野から、いろんな御意見を拝聴しながら、練り上げてつくっているわけでありますので、これが実現をするように、やはり先ほどから申し上げておりますとおり、いろんな関係機関も一体となって進めんと難しいのかなと思っております。

非常に5つの目標も掲げておりますので、1つ1つをまたそれぞれ具体化をする中で、またそういったこともうまく有機連携をとるコーディネーターも配置をしながら、そしてまた評価も加えながら、新たなこの効果のある取り組みをしていく必要があるかと思っておりますので、これについては本当不退転の決意と申しますか、これは日本全体、もうどこもそういう形をとっていないと、本当に日本の国自体が危うくなるということになっておりますから、真剣に取り組みをしていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで川口議員の質問を終わります。

次は、5番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従いまして、発達障害児支援と特別支援教育についてお伺いをします。

近年、生まれながらの脳の器質的な認知機能の発達障害と言われる人が増えてきていると言われております。私は、この一般質問をするに当たり、いろいろ関係者の皆さんに話を聞いたり、また、自分でも特別支援教育の実態がどういうものか、直接学校に出向いていろいろ見たり、また、校長先生を初め、関係者の皆さんに話も聞いてまいりました。それらを踏まえて、今回、3点ほど質問をいたします。

1点目の発達障害児支援の現状と課題について、町長にお伺いをします。

いろんな乳幼児健診をすると、気になる行動の子供、発達障害と言われる、例えば視線が合わない。呼んでも反応がない、言葉のおくれ、動きが多い子供が近年増えてきているというふうに言われております。このような子供たちに対し、進められている親子教室、遊びの広場の参加者が年々増えてきている状況にあるということです。また、クオラバンピーノへの利用者数にしても増えてきているというふう聞いております。

このようなことから、健診を担当する保健師を初めとする健康医療関係者、保育園の保育士、幼稚園や学校の先生方の間では、発達障害児に対する対応、支援が大きな課題になっているというふう聞いております。

そこで町長にお尋ねいたしますが、町長は、マニフェストにも子育て日本一のまちを目指すとされておりますが、子育ての中で、大きな課題となっている発達障害児支援の現状と課題について、どのように認識されているのかお伺いをします。

2点目の特別支援教育についての現状と課題について教育長にお伺いをします。

本町における特別支援教育を受けている支援対象の児童数や学校数など、どのような状況にあるのかを含めて、この特別支援教育について、教育長はどのような認識を持っておられるのか、まず基本的な考えをお伺いします。

3点目の専門家や専門機関との連携の必要性について町長にお伺いをします。

発達障害児支援に対する取り組みでは、お隣の伊佐市は九州一と言われていると聞いております。伊佐市の場合には、県立北薩病院に発達障害に対する専門の医師がいて、その医師との連携がうまくいっていることや、さらに、例えば白石正久先生や大迫より子先生というような、市外の著名な専門家とのネットワークが非常にうまくいっていると聞いております。発達障害に対する支援というのは、まだ歴史が浅く、経験者も少ない、専門的な対処方法も確立されたものもない中で、対応するには、その道の専門家や専門機関との連携が必要ではないかと考えます。発達支援ではないですが、湧水町の上場小学校が国際大学で教員を目指している学生さんたちと連携をとって、年3回学校訪問をし、学習の授業参観や運動会などに参加しているという記事が紹介されておりました。

このようなことから、例えば、県内でも臨床心理士の専門や発達支援などを専科として教えている大学もあるように聞いています。そういうところとネットワークを組んで、連携をとって、お互いに指導や組織体制をつくり上げていくようなことは考えられないのかお伺いをします。

以上で1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員のほうから、発達障害児支援と特別支援の教育等についての御質問であります、教育長の答弁以外につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、発達障害児支援の現状と課題についてでございます。

発達障害児に対する支援の取り組みとしまして、これまで町外の施設を利用されております保護者の皆さんからの御意見をもとにしまして、平成23年4月にクオラバンビーノを開設をしていただきました。そこと連携をとっておりまして、5年目に入っているところでございます。この施設におきましては、社会性、協調性を養い、自立していくことを目的に、能力の幅を広げる取り組みが行われておりまして、一般的に療育と呼ばれております。

開設当初の現状と課題としましては、大きく3点ほどございました。

1点目は、利用される人員がどれくらいなのかということで、1日の利用定員を、午前、午後に分けて、合計10名、5日間で50名という考え方でスタートをされましたが、平成23年度におきましては24名が登録をされ、1日の平均利用は5.89人ということでございました。

2点目が、事業として成り立つのかということで、全く予測ができなかったところでございます。スタッフにつきましても、県の基準に基づき、管理責任者1名、保育士2名を配置されましたが、町の財政支援がなくては運営的に厳しい状況が見込まれましたので、初年度から町からの財政支援をいたしたところでございます。

3点目の欠席率のことでございました。初年度が21.2%でありまして、当日に保護者が送迎できないとか、体調不良等で欠席がどうしても発生するというので、利用が少なければ運営にも影響があったところでございます。

これらの課題につきまして、さまざまな対策を実施をしているところでございます。

まず、利用促進につきましては、平成26年度から福祉課に保健師を2名配置をいたしました。

この保健師が乳幼児健診を通じまして、先ほどございましたとおり、発達が気になる子供さんと保護者を毎月1回親子教室へ参加を促しまして、遊びを通して子供の発達を確認しながら、状況によってクオランビーノにつないでいるところでございます。

保健師は、発達支援連絡会の開催とか、クオランビーノとの連絡会、保育園との連携を図るなど、専門の専属スタッフとして活動をしておりますので、平成26年度は50名の方が登録をされました。1日平均利用が8.75人ということになっております。

2点目の運営状況につきましては、クオランビーノの関係者との運営懇談会を毎年開催をしております。平成27年度は550万円の財政支援を行っているところですが、今後も運営状況を見極めながら、支援をまいりたいと考えております。

また、施設の場所のあり方についても、事業所としてもいろいろと考えていらっしゃるようでございますので、その意向を踏まえまして、望ましい方向性を検討をまいりたいと考えております。

3点目の欠席率の対策でございます。

平成25年度に送迎支援を検討したところでございますけれども、利用希望者が一、二名しかなかったことや、送迎をすれば施設関係者と保護者との支援の情報共有ができていくという鹿児島療育センターの所長からのアドバイスもございまして、実施を見送っているところでございます。本年度も送迎が理由で欠席をされる割合は減少しているとのことであります。

ほかにも施設利用者の保護者に対しまして、平成26年度は年間延べ571名の方に165万8,523円の利用者負担金の全額助成を行っております。

発達障害は複雑で判りにくく、見えにくい分野と言われておりますので、支援体制については慎重に対応しながら、継続してまいりたいと考えているところでございます。

次の、専門家や専門機関との連携の必要性についてということでございます。

町におきましては、4カ月児、あるいは1歳半児、3歳児の乳幼児健診を行っているところでございますが、この健診には、町内の小児科医、内科医、5名の方にもお願いをいたしております。発達において、医療機関受診が必要と思われる場合においては、北薩病院の小児科医や県子ども療育センターの児童精神科医を紹介をいたしております。そのほか、経過を見守る必要があると思われる場合は、町外の臨床心理士に保護者を交えた発達相談をお願いをいたしております。これらの結果をもとに、親子教室への参加を促し、発達支援施設の利用につながるよう保護者に説明をいたしているところでございます。

これまでの過程で、関係する医療機関の指導は、発達に関する情報交換を保健師が随時行っているところでございます。

また、鹿児島療育センターの大迫先生によります療育指導が三、四カ月ごとに実施をされております。保健師等も必ず参加をして、指導を受けているところでございます。

お尋ねの臨床心理士との連携であります。町内に居住されている方は、現在はいらっしゃいません。ネットワークの構築については、関係機関と連携をいたしまして、構築できるように検討を進めてまいります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

2番目の特別支援教育に係る本町の現状と課題についてでございますが、特別支援教育におけます就学の方法は4つございます。

1つは、特別支援学校に就学する方法、2つは、校区内の小中学校にある特別支援学級に入級

する方法、3つは、通常学級に在籍し、担任及びその担任を補助する特別支援教育支援員の支援を受けて学習する方法、4つ目は、町外の他の学校に設置してあります学級に通級して学習する方法がございます。

その1つ目の特別支援学校、本町は出水養護学校に就学をしておりますが、その出水養護学校には、本町から小学部16名、中学部4名の合わせて20名が通学をしております。

2つ目の特別支援学級は、町内の小中学校に障害種に応じて知的障害学級が9学級、小学校5学級、中学校4学級ございます。と、もう一つ、自閉症、情緒障害学級が8学級、小学校4学級、中学校4学級が設置されておまして、現在、児童生徒43名が在籍しており、1人1人の実態に応じた対応、指導がなされております。

3つ目は、特別支援学級に入級するまではないわけですが、いろいろ課題があるということで、通常学級に在籍し、担任及び特別支援教育支援員からの支援を得て学習する児童が9校に62名在籍しており、12名の特別支援教育支援員を配置しております。

4つ目の町外の他の学校の学級に通級して学習する方法ですが、これは対象者が今のところ少ないため、県全体でも、県がブロック別に学級を設置しておまして、北薩地区は薩摩川内市、始良伊佐地区は伊佐市の学校に配置してございますが、うちはどちらにも近いということで、薩摩川内市のほうに言葉の教室ということで1人、それから伊佐市のほうに1人、計2名の児童が通級をしております。

以上、合計しますと、127名の児童生徒が何らかの形で特別支援教育を利用している現状でございます。

次に、課題といたしましては、大きくは3つございまして、1つ目は、各小中学校において、障害種も多様化してきておまして、個々の児童生徒によつての対応が異なりますために、今までどおりの対応では困難を生ずるおそれがございます。

それから、2つ目は、特別支援教育支援員の人材確保が課題でございます。学級が設置されれば県費の教員が配置されますので、それはそれでいいわけですが、特別支援教育支援員は町単独で措置をしていただいております。財政的には、援助を今理解をして受けておるわけですが、児童生徒に接するため、教員の免許等を所持している方を充てることにしておまして、そういう免許を持っている方が町内では少ない現状にあります。

3つ目は、未就学児の特別支援教育等に係る相談の割合が年々増加しておりますために、これまで以上に健康増進課や福祉課、さらにはスクールソーシャルワーカーとの関係機関との連携強化を図り、きめ細かな対応のための情報共有を努める必要があります。

現状と課題は以上でございますが、特別支援教育を要する児童生徒が年々増加傾向にございますことから、学校教育の大きな課題の1つとして捉えております。

特別支援教育は、きめ細かな対応が、より求められますために、今後とも学校においては、特別支援教育に関する校内研修の充実を図り、全職員が共通の認識を持って、組織で対応するとともに、関係教員には県等で実施されます研修会等に参加させるなど、その指導力アップに努めてまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○森山 大議員

ただいま、先ほど町長から答弁をいただきましたけれども、町長の答弁を聞いていると、クオランビーノについての連携など、そういうことの中でのいろんな問題、課題というのは、答弁がありましたけれども、発達障害という中で、療育の支援という中で、クオランビーノが果たしている役割というのは非常に大きいということは理解をいたしますが、クオランビーノ以前

に、例えば発達障害児支援法の第5条を見ると、町では各種の子供を対象とした健康診査をされておりますが、発達障害児についての早期発見に十分留意しないといけないというふうに法律で市町村の責務として規定をされております。

そういう意味で、これは町長ではなくて、担当課長でもいいですので、乳幼児健診をした中で、いわゆる要フォローと言われるような子供たちの人数や割合というのはどれぐらいなのか、その人数の推移はどのように動いてきているのか、そのことについてお伺いをいたします。

○福祉課長（鍛冶屋勇二君）

先ほど町長のほうからありましたように、さまざまな健診をする中で、いろいろ保健師が判断をしておりますけど、特に近年、24年度ぐらいから発達のおくれがあると思われる子供たちが100人を超えてきているという状況ございまして、25年度で申し上げますと、1歳半児が110人、それから3歳児が82人、それから26年度で1歳半児が114人、そして3歳児が81人、それから4カ月児の子供さんに対しましても健診を行っておりますが、これが25年度が69名、26年度が95名ということで、年々増加傾向にありまして、こういった状況にあることから、保健師としてもさらにスキルアップを図りながら慎重に対応をしているところでございます。

○森山 大議員

今の答弁では、気になる子供の人数も確実に増えているということですが、その対応については、先ほど答弁でもクオラバンビーノが中心にして、今対応されていると。その中で、いろいろ課題もあるというふうにありましたけれども、今年度も550万、前年度より100万円増額して、財政支援をして、取り組みをされているということは評価をいたしますが、課長の答弁でも、対象者が増えてきているという中で、今、バンビーノの場所も手狭ではないかというふうに私は思っております。

今後、バンビーノの財政支援もですが、発達障害について、対象者や利用者が増えてきたときに、やはり町が主導で対応していかなければならない部分があるのではないかとというふうに思いますが、それらに対して、町長はどのように対応しようとお考えですか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

療育の関係については、現在、クオラバンビーノでお引き受けをいただいて、大変助かっておるわけであります。今、課長のほうからありましたとおり、乳児健診等でやはりそういう発達障害と見受けられる方が、子供たちがどんどん増えておるという現状がございます。

1つは、保健師が、今までそういった見る目というのが、いろんな研修を通じて非常に専門的な立場に勉強をしておっておりますので、それだけ発見率が高いということも言えるかと思っておりますが、いろんな段階がありますけれども、やはりこういった実態を踏まえて、やはり私も何回か保護者の皆さんとお話をする機会もありましたけど、非常に日常の生活においても大変な御苦労をされているというのがありまして、何とか町にもそういった保護者の皆さん方の生活のフォローとか、あるいは仕事に対する専念ができる体制とか、特に長期休業中のそこが非常に大変なところがあるということでお伺いしましたので、何とかそういった専門の施設が欲しいなということで、話をした結果がこういった施設ができる結果になったところであります。

施設が非常にまだできて5年目ということで、まだ日が浅いわけですが、今後、やはり先ほども申し上げましたとおり、施設とされましてもいろいろと検討もされておるようであります。場所の問題とか、あるいは規模の問題とかあります。今後も引き続き、毎年理事長さんとか、関係の施設の園長さんといろんな運営についての話し合いの場を持っておりますので、そういったこと等については、引き続き懇談の機会を設けまして、事業所の今後の考え方の意向が沿える

ような形で努力をしていきたいと思っておるところでございます。

○森山 大議員

教育長にお尋ねいたします。

先ほど、教育長の答弁の中からも、学校現場は非常に大きな課題に一生懸命取り組んでいらっしゃるということについては理解をいたしますが、そうしたときに、支援学級の先生や支援員、いろんな人たちが一生懸命取り組んで、家庭とも連携がとれてはいると思いますが、やはりその中で、私が関係者の話を聞くと、どうしても特別支援教育を受ける必要があるのかどうか、なぜうちの子が受けないといけないのかというような保護者の理解や協力を得られないケースも多々あるというふうに聞いております。それらに対する対応はどうあるべきだと、また、現場では保護者の理解を得るためにどのような取り組みをされているのか、お伺いをいたします。

○教育長（東 修一君）

保護者の理解と協力を得ることについてでございますが、まず、就学先を決定する経緯でございますけれども、現在、特別支援を要する未就学児、ちょうど小学校に入る前の子供、それから児童生徒、在学している児童生徒に対するいろんなことにつきましては、6月と11月に、これは専門医、新門先生、臨床心理士、出水養護学校等の先生方からなる就学指導委員会を開催し、どのような就学方法がよいか、大所高所からいろいろ指導をいただいております。

就学指導委員会は2回ですけれども、まず、6月のこの就学指導委員会における基本的な方向の決定を受けまして、7月に健康増進課、福祉課、学校教育課、各小中学校、いわゆる学校の担当でございますが、それから幼稚園、保育園の入学時前の子供を持つ担任の先生です。及び関係機関、いわゆる発達支援連絡会を開催しまして、その障害児の就学先の基本的な考え方の共通理解をまず担任で図っております。

さらに、これを受けまして、11月前の10月に対象未就学児児童生徒について、就学指導に係る調書を、保護者の理解のもとに、これは個人情報等もございますので、保護者の理解のもとに、担任等に作成をしていただき、それをもとに対象未就学児児童、あるいは児童生徒、その保護者、そして担任を交えての就学相談を実施して、適正な就学方法について、保護者と一緒になって考えているところでございます。

これらの経緯を踏まえまして、11月の専門家による就学指導委員会で就学先の方向性が出されるわけでございます。

しかしながら、御指摘のように、これらの経緯を踏まえましても、突然のことで親がこの就学先等を受け入れることができずに、以前よりは少なくなりましたが、保護者はもとより、学校もその対応に苦慮していることも聞いております。

今後、今言いましたこの経緯の中で、担任が入っている、ほとんど担任が入っておりますので、こういうところのものをもう少し詳しく充実して、より一層、保護者の理解が得られるように、いろいろな機会を通じて、早期発見、早期対応の重要性を啓発しながら、今後も丁寧な対応に努めていきたいと考えております。

○森山 大議員

再度、また教育長にお尋ねをいたします。

発達面の気になる子供が保育園や幼稚園から学校に入学してくる。先ほど、子供たちが増加傾向にあるということで、その保育園や幼稚園でのこれまでの療育やいろいろな積み重ねがある中で、保育園、そして幼稚園、バンビーノ等と学校の連携はどのようになっているのか、それはまたうまく機能しているのかお伺いをいたします。

○教育長（東 修一君）

一応、クオラバンビーノ、それから幼稚園、これは行政が主体となりまして、担当を決めておりますので、そこが中心になって連絡をとっておりまして、学校で、幼稚園で、あるいはそういうところで対応ができないものは、おとといも、金曜日もそうでしたですか。保護者がうちに来て、連絡をして、いろいろ事情を聞かれるなり、そのような形でうちを中心にいろいろ、そして健康増進課、福祉課、そこあたりも連携をとりながらやっております、今のところは、この連携はうまくいっているというふうに考えております。

○森山 大議員

発達障害支援や特別支援教育については、保護者の理解を得るのが非常に難しいということで、これに対して専門家がどうしても必要だと、理解を求めるために。専門家は、いろいろな項目を数値化し、グラフ化して、それらを含めて判断をされるわけで、そういうようなものをもってするとかでないと、保健師さんだけでは、なかなか難しいと聞いております。やはり専門の医師が一番最適との話もあります。専門家や専門機関との連携については、町長は子育て日本一のまちを目指すと言われる中で、発達障害児支援について、町長にぜひトップセールスといいますか、町政の責任者として先頭に立って、やっぱり近隣の専門機関と連携しながら取り組む考えはないのか。私は、当然するべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この支援の関係につきましては、本当に臨床心理士とか、そういった専門的な方々とか、また、そういった機関の方々との連携というのは非常に重要なことでございます。

今のところ、大学との連携ちゅうのはまだできておりませんけれども、受診等を通じまして、臨床心理士との情報共有とか、連絡体制というのは実施をしているところでございます。

専門医が少ないと言われる世界でありますので、鹿児島島の療育センターの大迫先生です。これまでずっとそういった先生の御指導もいただいておりますが、そういう大迫先生との連携というのも、保健師が随時、必要なときは連携をとっているところでございます。

それから、鹿児島純心大学の大学院の心理臨床相談センターというのがございます。そういった専門機関と連携をとりながらやっていくということで考えておりますので、保健師が非常にこういった療育については、そういった福祉課に2人専門に配置をしましたので、非常に熱心にこういった大迫先生とか、十分な連携をとっておりますし、そういった純心大との連携も今後しっかりとやっていきたいと思っております。

○森山 大議員

先ほど、言いましたように、発達障害児を抱えるお父さん、お母さんは、非常に切実なる思い、また、大変な心配をされていると思いますので、執行部におかれましては、親の気持ちになって、よく言われる町民に寄り添ってという言葉もありますけれども、ぜひ保護者の皆さんに寄り添って、保護者の皆さんの気持ちになって、この発達障害児に対する支援というのを取り組んでいただきますよう要望いたします。

また、町長、教育長も、この発達障害児支援や特別支援教育に先頭に立って、積極的に取り組む決意をしていただきますよう要望し、私の質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの川口議員のほうにも関連して、子育ての環境整備ということでお答えした中で、どうしてもやっぱり健常児ももちろんですけども、こういった発達支援児の療育関係とか、あるいは日ごろの療育施設に預けられなくても、そういった子育てについて親御さんともに、やっぱり気軽にいろいろ相談したり、一緒にお子さんたちが交わって遊ぶとか、そういうことができる施設、児童館、先ほど、そしてまた児童館の中に子育ての世代の包括支援センター、そういうものがで

きたらいいなと思っておりますので、これについては具体的な計画を立てながら、整備を進めていきたいと思っております。

○議長（舟倉 武則議員）

これで森山議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後１時５分とします。

休憩 午前１１時５４分

再開 午後 １時０４分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、１２番、新改秀作議員の発言を許します。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

川内原発関連交付金について、８月の川内原子力発電所の１号機再稼働に続き、１１月に２号機も再稼働を始め、日本の原子力の再稼働の先駆けとなったが、それに伴い、９市町村に支払われる交付金も、今後５年間で総額５９億７、０００万円の支援措置を講じると、県のほうから計画を公表されました。

そうした中で、このことを踏まえ、次の点について疑いたい。

１点目、交付金の増額は望めないか。

さつま町は平成２７年度から１０カ年で１億５、０００万円の交付金がある予定である。使用目的はどのように考えているか伺います。

２点目、空き家対策について、適正に管理がなされていない空き家が全国的に増加し、深刻な社会問題となっており、当町においても、管理が不十分で危険な空き家が長年対策がとれないまま放置されています。平成２７年５月に施行された空き家対策特別措置法を踏まえて、さつま町は年度内の策定を計画の方針であるが、その後の進捗状況、条例を含め、早急に何らかの対策を講じる必要があると思うが、町長の見解を伺います。

３点目、投票率の向上について、選挙権が１８歳以上に引き下げられ、平成２８年度の参議院議員通常選挙から適用されることとなるが、投票率向上の取り組みとして次の点について伺います。

１点目、県の教育委員会の管轄であります、高校在学者についてはどのような指導を行うのか。

２点目、主権者への啓発活動はどのように行うのか。

３点目、将来の主権者になる子供たちへの啓発活動はどのように行うのか。

１回目の質問とします。

〔新改 秀作議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

一般質問最後の新改秀作議員のほうから２項目にわたる質問をいただきましたので、お答えをいたします。

まず、川内原発関連交付金のことについてでございますが、交付金の増額は望めないかとのこ

とでございます。

原発の関連交付金につきましては、電源三法、いわゆる電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設周辺地域整備法に基づきまして、電力会社が納める税金を財源にいたしまして、電源地域の発展のために交付されているものであります。

本町において、交付をされております電源立地地域の交付金につきましては、川内川の第1、第2発電所や湯田発電所などの水力発電施設関係によります交付金と、原子力の発電を含む電力を他県へ移出した際に、県に交付をされます電力移出県等の交付金でございます。年間、本町で約5,500万程度でございます。

従来から電源地域の振興のために、水力発電施設に係る交付金の継続と原子力発電施設に係る交付金の算定基礎につきましては、距離割等による算出がされるように、制度の拡充とか、あるいは新たな発電交付金の制度の創設等につきまして、鹿児島県の電源地域連絡協議会とか、あるいは九州地方の電源地域連絡協議会で毎年要望活動を続けてきておるところでございます。

これに伴いまして、原発の再稼働のあったところには、平成27年度から新たに交付金が県を通じて交付されることになったところでございます。これは、原子力災害に対する広域避難計画、あるいは防災資機材の整備等の負担軽減のために、電力移出県等の交付金の県事業のうち、毎年1億円を原発から半径30キロ圏内、いわゆるUPZの自治体に配分をされるということになりました。毎年、本町におきましては1,500万円、10年間で1億5,000万が追加交付ということになるところでございます。

次に、交付金をどのように使う予定かということでございますが、これまで公共施設の整備とか、あるいは産業基盤等が図られてきておりますけれども、今後におきましては、さらなる電源地域の振興と自立促進のために、交付金の使途の弾力化等についても要請を続けてきておるところでございます。

このようなことで、交付金の活用につきましては、最近におきましては、町道の整備とか、消防の資機材とか、あるいは街路灯の整備など、地域の振興や地域活性化を目的とした事業に使っております。そのほか基金も積み立てておりますので、これにおいても宮之城歴史資料センターの空調工事とか、あるいは鶴田の武道館の屋根の改修など、公共施設等の修繕等に活用をしてきておるところであります。

追加の電力県等の交付金につきましても、同様の目的に活用してよいということになっておりますので、今後においても、計画的な事業、あるいは維持管理への活用を考えているところでございます。

次に、空き家対策の関係についてでございますが、平成27年5月に施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法を踏まえまして、所有者に適切な管理を促す条例を制定する考えはないかとのことでございますが、御存じのとおり、空家等対策の推進に関する特別措置法においては、第一義的には、空き家等の所有者等が自らの責任により適正な管理に努めるよう規定をされているところであります。

その一方で、同時に市町村の責務におきましても、空き家に対する対策の実施と必要な措置を講ずるよう努めると規定されております。

本町においては、現在、全庁的な協議を進めているところであります。

本町の空き家の状況につきましては、本年1月、各公民会長に依頼をしまして、改めて空き家の実態調査をいたしました。全体の回答のあったところでは1,246戸ということで、以前の800台からしますとかなり空き家の軒数も増えております。この1,246戸のうちに、もう既に廃屋という状況の戸数が315戸ございます。これまで空き家対策として空き家の利活用を

目的に、平成23年度から空き家情報バンク制度を創設をいたしております。平成24年度から26年度までの3年間におきまして、さらにまた危険廃屋の解体の撤去補助も実施をしてきておったところでございます。

本年度においては、空き家の住宅リフォームの補助、あるいは空き家に入っております家財道具の撤去の補助、さらにこういった資金の支援のために、金融機関との協定を締結をいたしまして、空き家のリフォームなどによる融資の優遇措置なども実施をしてきているところでございます。

私は、本町でも空き家の適切な管理を進めるためにも、既に条例の制定について、関係課に来年の新年度から条例を提案をしたいということで検討を指示をしております。現在、対策の基本計画の策定、条例の制定を初めとしまして、適正管理を進めるためのマニュアルづくり、こういったことを検討するように、今、作業を着手をしてもらっているところであります。

条例につきましては、今年度中の制定を目指しているところでございます。

以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔選挙管理委員会委員長 新森 一教君登壇〕

○選挙管理委員会委員長（新森 一教君）

さつま町選挙管理委員会委員長の新森でございます。投票率の向上について、新改選議員の一般質問にお答え申し上げます。

私のほうからは、主に2点ほどですが、その1点、高校在学者についてはどのような指導等を行うのかということの質問でございますが、それともう一点、主権者への啓発活動はどのように行うのかの質問について回答をさせていただきます。

まず、1点目の高校在学者については、どのような指導等を行うのかという質問でございます。

平成27年6月に公職選挙法が改正され、平成28年6月19日以降に公示される国政選挙から選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられます。全有権者の2%に過ぎませんが、若年層の投票率が上がれば、政治が若者のほうを向くきっかけになると考えます。18歳以上という年齢は、学年でいいますと高校3年生以上で、全国では18歳と19歳の約240万人が新たに有権者に加わり、さつま町では、約350人が新たに加わり、全体の有権者は1万9,500人程度になる見込みでございます。

ところで、高校在学者向けの指導ということですが、直接的には高等学校の教育課程の中で指導要領等に沿って進められることとなりますので、その詳細につきましては、お答えできないところでです。

ただ、これまでの関係の情報によりますと、文部科学省や総務省で11月から政治と選挙の大切さを解く高校生向けの副教材として、私たちが磨く日本の未来という冊子を配布されているようです。副教材は、解説編、実践編、参考編の3部構成で、実践編には模擬投票や模擬議会、地方議会への請願書作成等といった活動を盛り込み、解説編では、選挙や議会の仕組み、参考編では18歳以上で可能となる選挙運動を紹介しています。

高校在学者への指導等につきましては、町選挙管理委員会としましても、高等学校等と連携しながら、要請があれば出前講座や模擬投票などを通じて啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、2番目の主権者への啓発活動はどのように行うのかという質問でございますが、近年、特に若者の政治や選挙に対する意識の低さが指摘されており、投票に行かない若者が増えている状況であります。このことは国際的にも同様のことが言えるようでございますが、特に、日本は若

年層の割合が低いようです。これらの状況を踏まえ、さつま町明るい選挙推進協議会と協力し、町夏祭りを初め、町内地域での行事やイベント等の機会を捉え、主権者への啓発活動や選挙期間中の広報などを引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、他の自治体の取り組みについて、特に投票率が高く推移している自治体等の優良事例があれば、そういった先進事例の研修等を行い、本町の選挙啓発等に反映していきたいと考えております。

以上で私からの回答を終わります。

〔選挙管理委員会委員長 新森 一教君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

児童生徒への啓発活動についてでございますが、主権者教育は、小中学校から発達段階に応じて段階的に指導していくことが必要でありまして、学校教育においても重視すべきものであると考えております。そのため、各小中学校では、社会の教科学習や特別活動における学級活動、あるいは生徒会活動での役員選挙などでその指導を行っているところでございます。特に、小学校の社会科の学習においては、国際社会に生きる平和で民主的な国家社会の形成者として、必要な公民的資質の基礎を養うことを狙いとしまして、6年生で国会や市町村議会の働きを学習し、選挙の仕組みを調べ、選挙の大切さについて考えることや、自分たちにできる政治参加活動について学習をしております。

また、中学校3年では、現代の民主政治と社会の学習の中で、日本の選挙制度や地方自治の仕組み等を学習し、将来の主権者として政治参加活動への意識を身につけさせておるところでございます。特に、選挙に関しましては、選挙の基本原則や種類、方法、課題などを取り上げながら、主権者として政治に参加することの意義について学習をしております。

加えまして、町内の4中学校では、生徒会選挙におきまして、町選挙管理委員会の協力を得ながら、投票箱や記載台等、実際の選挙で使用する道具を活用しまして、参加体験活動の学習を実施しております。

また、小学校におきましても、本年度は山崎小学校と鶴田小学校において、県選挙管理委員会と町選挙管理委員会との合同で、模擬投票を予定しており、選挙制度の仕組みや投票方法等を学習することにしております。

教育委員会としましては、選挙年齢が引き下げられたことを勘案しながら、選挙管理委員会とも連携し、これまで以上に社会科の教科学習や特別活動などの学習で、単なる知識伝達型の授業ではなくて、小学校ではよりよい社会を実現するために、今できることは何かを自分で考え実践させたり、出前講座を実施したりし、また、中学校では実際に生徒会選挙で参加体験型の学習を取り入れたりするなどして、将来の主権者としての意識を高める教育を一層充実し、啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○新改 秀作議員

去る9月5日の南日本新聞に関連交付金、鹿児島県関係分と、配分ということで、薩摩川内市が25億円の会議場、そして総合防災センターの建設、いちき串木野市に避難道路としての架橋建設、阿久根市に市民会館の建設というような紙面がありました。これが、ちょっと言い方は悪いですけども、原発に対する危険手当とするならば、もしもの事故の発生のときには、UPZ圏内、あるいはPAZ圏内の町民の不安、避難対策は9市町村、私は一緒だと思うんですが、この

公平性という点からすると、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回のこの新たな原子力の関係の交付金ではありますが、基本的には立地をしております薩摩川内市がやっぱりそれだけのもしもの場合は一番危険性が高いであろうことであるようですので、そういったところはやっぱり手厚い交付がされてるというふうに考えております。そしてまた、やっぱり原子力に近いいちき串木野市、そしてまた阿久根市、そういったところはそれなりのまた配慮をしてあるのかなと思っております。

我々のところ、30キロ圏に入っておりますけれども、それだけの安全対策については、日ごろからもうしっかり九電さんのほうやら、県とか、いろいろ関係先には強く要請もしてきておるところでありますので、日ごろから距離割で考えていただきたいということは、もう常々経済産業省資源エネルギー庁のほうには強く申し入れてきております。先ほどもお答えしたとおりであります。今回、このような形で県に交付をされて、その毎年の1億円の中からこうして30キロ圏のUPZのところまで配付をされるということになりましたので、その点はそれなりに受けとめて、防災の資機材とか、そういったことに活用していきたいと思っておるところであります。

○新改 秀作議員

いろいろ私たちにも九電関係からいろいろ資料が送られてくるわけですが、この原子力だによりによりますと、危険性は少ないというようなことは書いてないです。いろいろ学者に聞いても、ないとは言えない。そしてやっぱり住民の不安というのは、私はみんな一緒だと思うんですけども、聞くところによりますと、この要望委員会が薩摩川内市が活動の委員長であったというような、そういうことも聞いているわけですが、この要望活動をUPZ圏内で、できればまた再稼働となる地区も含めて、一緒に期成会などをつくり、そういう要望活動を行ったらと思うんですけど、町長はどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

交付金については、幅があるのか、もうその辺は全く把握はしておりませんが、これまでも県の電源地域の関係の協議会とか、あるいは全国組織もそういう、九州もありますし、そういう中で、毎年要望しているんです、こういった距離でしてくれとか。もっといろいろ安全対策とか、いろんなことを要望しておりますので、これはまた引き続き関係の組織の中でも要請はしていきたいと思っております。

○新改 秀作議員

できれば、そういう機会がありましたら、国会議員、あるいは県議一緒になって、また今から再稼働するところも出てくると思いますが、なるべくそういう活動をして、少しでもやっぱり私なんかもやっぱり防災のそういうふうになったら、私はもう住民もみんな思っていると思いますが、どこも一緒の状態になります、もし事故があったら。みんなやっぱりパニックになってるんだと思うんですけど、そういう施設もできればつくっていただきたいし、そういうところが本音なんですけども、要望活動ができるんだったら、そういう関係で、UPZの関係でつくってやっていただきたいと思うところでございます。

この2番目の交付金の使い道なんですけども、当然、今までは町道とか街路灯、公共施設の整備、そういうところに水力発電の関係でそっちが主であったと思いますけども、いろいろあったわけなんですけど、今回はやっぱりいろいろ原発の関係のだったら、防災関係の交付金だったら、いろんなやっぱり関係機関への使途もあるわけですが、町内のやっぱり避難所としてあるところの防災用品とか、いろいろな太陽光発電を設置するとか、いろんなそういう方向にも使

途は考えられないものかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

新たに交付になります額というのが、毎年1,500万ということでありますので、これを単年度単年度で使っていくのか、あるいは積み立てをした中で有効なそういった経費の要るものに使っていくのかというのは、今後の検討課題だとは思いますが、いずれにしても、せっかくなので交付をされますので、町民の皆さん方のそういった防災機能を高めるための経費にやっぱり充当していくということがいいかなと思っておりますので、その辺はまた十分検討をしていきたいと思えます。

○新改 秀作議員

今言われたように、防災機能を高めるためのもちろんですけども、そういう方向に有意義に活用されますよう要請しておきます。

次に、空き家対策のほうに移らせていただきます。

先ほどの決算委員会の席で、今回も空き家の状況についてあったわけですけども、同僚議員の質問で1月から3月の調査の中で、町内で1,246戸、危険な廃屋が315棟という答弁があったわけですが、今回、空家対策特別措置法ができたわけですが、この町内にある危険家屋315棟、特別措置法にある特定空家に当たるのか、これをちょっと課長の答弁でいいですので、315棟が、これが特定空家に当たるのかどうかお尋ねいたします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

今回の空家特措法の関係で、特定空家に315棟が該当するかということでございますけども、全てが特定空家に該当するという事にはならないかというふうに考えております。

これにつきましては、町のほうで協議会等を制定をいたしまして、学識経験者、それから建築の関係の専門者、集まった中で審議をし、建物の危険度と、それから周囲に及ぼす影響、そういったもの等を踏まえて判断をしていくということになりますので、それらを立入調査をしながら、その協議会の中で判断をしていくということでございますので、実質は、公民会長さん方が目視によりまして確認をしたものが315戸ということでございますので、立入調査等をしながら、そういったものを詰めていくということになります。

以上です。

○新改 秀作議員

了解しました。1つの事例ですけども、私たちの地域であったことなんですけども、危険家屋、倒壊している家屋がありまして、その周辺に草ぼうぼうの状態でありまして、去年だったんですけども、そこに毛虫が相当発生しまして、隣の家に物すごく入ってきてびっくりなされて電話をされたんです、役場に電話して、環境課が来てだったんですけども、そういう空き家も相当今であると思えますけども、今まででこういうのなんか、やっぱ町長名で注意喚起の文書を送られるというような事例が今までにあったのかどうか、担当課長でもいいです。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

現在、全庁的に、関係課によりまして、この空き家対策について基本計画を検討中でございます。その中に、今ありましたような苦情の関係が非常に多いわけですが、総合窓口というところを設けまして、そこを中心としながら関係課の連携をとっていくということで、今、整理を進めているところでございます。

今ありましたように、草が茂って虫がいる、シロアリが出てきているといったような苦情は、町民環境課のほうに寄せられているようでございますので、そういったもの等についての対応の仕方ということで、総合窓口なんかを設けながらやっていくということになるかというふうに考

えています。

先ほど説明でもありましたように、第一義的には、空き家の管理者がやるということでございますけれども、管理者の方々が不明であったり、こちらのほうにいらっしゃらなかったりということ等もございますので、そういった方々と連絡を取りながら、連絡がとれないところについては行政のほうの窓口のほうで草払い等の対応をしているというのが実情でございます。

以上でございます。

○新改 秀作議員

一応、ここには315棟あると、まだ増えていると思いますけれども、これも立入調査をするんだということでございますけれども、あのときは公民会長の目視で一応315棟だったわけでございますけれども、これのなんかが、やっぱり住所がわからない、あるいは相続人がいない。こういうのなんかもあわせて立入調査をされるということで理解していいんですか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

今回の空き家条例を制定をいたしまして、空き家等の対策基本計画等を定めながら、そういった立入調査をしながらやっていくということになるかと思います。

以上です。

○新改 秀作議員

それと、この特別措置法のこれをいろいろ私も勉強させていただいたんですけども、いろいろ税制上の措置を含めて、危険家屋に対しての指導、勧告までいろいろ書いてあるんですけども、さつま町の場合は、一応は指導、勧告までとするのか、あるいは強制代執行までいくのか、その辺をどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○総務課長（崎野 裕二君）

今回の空き家対策の関係につきましては、関係の各課でみんな協議をしているところでございますが、条例のことにつきましては、総務課のほうで対応するというところでありますので、条例のことということで捉えまして、回答させていただきたいと思います。

今、協議中ということですので、具体的にどこまで踏み込んでやるかというところまでは、決定はしてないわけですが、特措法のほうで、強制代執行まで踏み込んですることができるという規定がなされております。町のほうでも、条例に規定しても、しなくても、この上位法の規定によりまして、この対策はできることになっておりますけれども、先ほどからありますように、第一義的には所有者の責任を明確にすると、所有者に対してきちんと責任を持った家屋の管理をしていただくというのが条例化の一つの流れといいますか、目標になると思いますので、そういったことを中心にしながら整理をしていきたいと思っているところでございます。

現段階で、強制代執行まで行うかどうかというところまで明確にしておりませんけれども、どちらかといいますと、そういった指導をするところまでを目標としているところでございます。

○新改 秀作議員

現段階では、代執行まではということでございますけれども、代執行をして、所有者にその費用を請求しても、滞納を生むだけだと私は思いますので、条例を定めて、果たしてどこまで条例を定めればいいのか、なかなかその実績もどれくらい上がるのかもわからないわけでございますけれども、啓発をするだけやっぱりしていただきたいと思うところでございます。

町長に1点だけお伺いしますが、特にことしの台風15号の関係で、相当危険な家屋がまた増えていると思います。中止になったわけですが、26年度でこの事業はなったんですけど、危険廃屋解体撤去補助ですか、この復活というのは考えられないものかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この空き家条例を総合的にやっぱこの措置法ができてから、見直しをする必要があるかと思っております。

したがって、関係課にそれぞれ条例制定の指示をいたしているわけではありますが、従来、単発的に空き家バンクをしたり、あるいは解体の補助をしたりということに取り組んできましたけども、やっぱこれだけ空き家がどんどん増えていくと、やはりもちろん老朽化して、防災、防犯、景観、そういう面から問題が出てくるという面もありますが、一方では、空き家をもっと有効活用するという視点も大事じゃないかと思っております。特に、今、地方創生で人口の確保というのが言われておる中でありますので、新しく住宅を新築をするということについては、相当なお金がかかりますし、やはりよそから、さつま町に住もうかなと思ったときに、やっぱこれだけ空き家を有効活用する部分が恐らく残り903戸ぐらいありますので、その分を、もちろん家主さんの御理解もいただくにやいかんわけですけども、そういう一つの定住対策として活用できないのかと、そういうことで、今も空き家についてのリフォームの助成対象にしておりますけども、そんなことから、総合的な空き家対策を考えていく条例をしたいということで考えております。その中で、この解体についても、当然、315戸ありますから、そういう問題点を解消する意味合いからも、解体の助成はまた条例の中の1つとして、対象として考えていく必要があるかと思っております。

既に、24年から26年まで104戸解体の助成をいたしました。補助金が2,750万ぐらいありますけど、そのやっぱ経済効果ちゅうのは1億500万あるんです。そういう補助効果というのは非常に出ております。リフォームも全くそのような効果が出ておりますけども、非常にそういう面では、事業の継続というのは必要なと思っておりますので、この条例の中で改めて、このリフォーム、それから解体、そういった空き家バンク、そういったことも含めた条例化に移行していきたいと思っております。

○新改 秀作議員

住民の中にも、また復活はできないかというような意見もあるようですので、またその辺もよく検討していただきたいと思うところでございます。

計画策定、あるいは条例となるわけでございますけども、事故が起きた場合は、もちろん責任は、町にも責任は十分にあつたりするわけでございますが、緊急対応など、危険回避に最大限努めていただきたいと思います。一応、この件は終わります。

次に、投票率の向上についてでございます。

選挙権が18歳からとなりますと、選挙権を有する人口は増えてはくるものの、投票率のアップへの期待は未知数であるわけでございますけども、先ほど、選管の委員長のほうからありました18歳から19歳、350人が新たに加わるというようなことをお聞きしたわけでございますけども、担当課長でもいいですが、前回のこの近辺の選挙というのは、県議選だったわけですけども、この県議選の中で、もちろん若い人が大体は判るんですけども、この投票率で、年代別の投票率が判っていたらお示し願いたいと。ここにもいろいろ、今ちょうど選管の委員長のほうからでも、いろいろ投票率の悪さ、あるいは原因、いろいろ聞いたんですけども、もうちょっとその低下の原因が、ちょっとあわせて、投票率の年代別と、その辺の投票率の低下の原因をちょっと別にあつたらお示し願いたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（崎野 裕二君）

直近の選挙、県議会議員選挙になりますけれども、年代別の投票率ということではありますが、年代が低いほど投票率は低いと、下がっているというのが全国的な動きでありますし、国際的な動きでもあるようであります。その差が大きいのが日本であるということでもあります。

鹿児島県議会議員選挙のこししの2月ですか4月ですか、に行われた20代の投票率が29.6%、30%にっていないところであります。あとは、30代、40代、45%、60%、70%と年代を重ねるごとに投票率は高くなっているということでもあります。

選挙によりまして、争点が違う、身近な選挙であるかどうか、争点があるかどうかというところで、一概に比較はできないわけですが、近い昨年の衆議院選挙で見ますと、20代が36%ということで、割と高い、29%からしますと高い数字であります、36%をもとにしますと、やっぱり30代、40代、年代が上がるごとに上がっているということであるようにございます。

この年代の低い世代がなぜ投票率が低いかということまで明確な回答はできないところではありますが、一般的に言われておりますように、若年層の選挙離れといいますか、争点を理解しているのか、してないのか、判っているのか、判っていないのか、そういったところもあるかと思えますけれども、そういったところにやっぱり全国的なものとして、流れがあるのではないのかなというふうに感じているところでございます。

○新改 秀作議員

若い方の選挙、今回もまた18歳からになりますと、また若くなるわけですから、またこれが選挙に行ってもらえるかどうかというところが、またいろいろの啓発のやり方というのがあるわけでございますけれども、投票所で、またこれも、もしあったら課長でいいんですけども、投票所に行くときに、昔もあったんですけども、何かたくさんおって、威圧感があって、もう何とかというのを、前もよく聞いてじゃったんですけども、この立会人も、いろいろ立会人、あるいは期日前の投票も管理者もですけども、この立会人を若い方をお願いして、選挙を身近に感じるというような関心を高めて投票に足を運んでくれるような、そういうのを市町村があるんだということをやちょっとお伺いしたんですけども、その辺を含めて、どのようにお考えなのか、もしあったら課長でもいいですが、お示ししたいと思います。

○選挙管理委員会書記長（崎野 裕二君）

選挙になれない世代で、場所になれない、威圧感を感じているということではありますが、そういったことを踏まえましてといいますか、そういったことになれていただくために、中学校、高校あたりで生徒会の選挙ですとか、そういったところで模擬投票をしていただく。出前講座でそういったことを、今努めているところでございます。

最近では、できるだけ現場といいますか、本番の選挙に近いような雰囲気づくりをして、対応していただくと、なれていただくといいますか、そういった雰囲気を学んでいただくということで、出前講座も設けているところであります。

つい先だって、山崎中学校でも行いましたけれども、あのときには、実際に投票用紙も特別な用紙を、本来使う用紙を購入しまして、それから会場づくりも本番さながらの会場を設定しまして、進めてところであります。

そういったことで、高校3年と言わずに、中学校あたりから、だんだんなれていっていただくということがいいのかなというふうに感じているところであります。場所になれるということで、少しは投票所に足が向くのかなという気がしているところでもあります。

それから、立会人の関係につきましては、それぞれ投票所ごとに、若い人ですとかいろいろな立場の方々をお願いしておりますので、青年団をお願いしたり、自営者をお願いしたり、そういったことで、年代にもある程度幅を持たせながら、あるいは男女それぞれバランスをとりながらお願いしているところでございます。

高校生が入ってくるということで、今後の話になりますけれども、高校生枠を設けられるのか

どうかというところあたりは、今後の課題になっていくかと思いますが、高校生も、高校3年生が実際何人ぐらいその対象になるかというのは、18歳で有権者は、先ほどありました160人から170人ぐらいで、18歳、19歳で350人ぐらいということですが、高校3年生で、例えば来年の参議院選挙ですと、誕生日が来ている人が、さつま町で恐らく二、三十人だと思いますし、薩摩中央高校ではもう10人あるかないかぐらいだと思っております。

ですから、高校全体を対象にして、さつま町でというのはなかなか無理がありまして、やっぱりあちこちの市町村からかけてきておりますので、どういった取り組みができるのかなというのは今後の課題であるというふうに捉えているところであります。

○新改 秀作議員

いろいろ課長のほうからもありましたように、やっぱりいかに足を運んでいるかという問題でございますので、先進事例も、もしあったら、また選管のほうでも研修なども行いながら、投票率の向上に少しでもつながればと思っております。

ちょっと一言教育長にお伺いいたしますが、選挙権が18歳となりますと、もちろん若者に政治に関心を持たせるということが一番大事であるわけでございますが、小中学生の学校教育という点ではもちろん大事なことだと思うんですけども、小学校で10時間、答弁書のあれ見えますと、聞いてみますと、小学校で10時間、中学校で20時間の教育をするというようなことがあったわけでございますけども、これを18歳から選挙権がなったにしても、もちろんこの教育ちゅうのは、私なんかのときもあったと思うんですけども、時間数はどうであったにしても、私もちゃんと覚えているんですけども、小学校、中学校の時代にいろいろそういうのがあった、聞いたなちゅう、いろいろ政治の仕組みとか、いろいろあったと思いますけど、この学校の文科省のほうでも、こういう選挙が18歳からになったから、小中学生の教育を、選挙の教育もしてくれというような文科省の達しちゅうのがあるんですか、その辺をお伺いいたします。

○教育長（東 修一君）

今のところ、高等学校のほうには、ちゃんと来ておりますけれども、小中学校のほうには、今のところは来ておりません。ただ、私どもも、そういうことを関知して、学校のほうにはちゃんとするように指導はしているところでございます。

○新改 秀作議員

今後とも学校教育において、小学生、中学生に将来への有権者としての意識を高めるというのはもちろん大事なことであると思います。先ほど出前事業、あるいは模擬投票などもやっているということで、この主権者教育の指導を一層図っていただきたいと思うところでございます。

最後になりますが、教育委員会、学校、選管連携のもとで、特に若者の投票率アップを努めていただくよう要請いたしまして、質問を終わります。

○議長（舟倉 武則議員）

これで、新改秀作議員の質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

本日の日程は、全部終了しました。あすは午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時52分

平成27年第4回さつま町議会定例会

第 3 日

平成27年12月8日

平成27年第4回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成27年12月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番 平八重 光輝 議員	2番 木下 敬子 議員
3番 宮之脇 尚美 議員	4番 桑園 憲一 議員
5番 森山 大 議員	6番 東 哲雄 議員
7番 岩元 涼一 議員	8番 新改 幸一 議員
9番 木下 賢治 議員	10番 川口 憲男 議員
11番 米丸 文武 議員	12番 新改 秀作 議員
13番 岸良 光廣 議員	14番 上久保 澄雄 議員
15番 柏木 幸平 議員	16番 舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長 中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長 半崎 幹男 君
議事係 主査 神園 大士 君	

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長 日高 政勝 君	副町長 紺屋 一幸 君
教 育 長 東 修一 君	総務課長 崎野 裕二 君
企画財政課長 押川 吉伸 君	財産管理課長 小永田 浩 君
税 務 課 長 丸田 忠 君	福祉課長 鍛冶屋 勇二 君
介護保険課長 中村 慎一 君	健康増進課長 四位 良和 君
農 政 課 長 上野 俊市 君	担い手育成支援室長 村山 茂樹 君
耕地林業課長 杉水流 博 君	商工観光課長 羽 有郁 夫 君
建 設 課 長 三浦 広幸 君	水道課長 岩元 義治 君
教育総務課長 角 茂樹 君	社会教育課長 中窪 啓二 君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 7 2 号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 4 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 5 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 6 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 7 7 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 7 8 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 7 9 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 8 1 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 2 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 8 3 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 8 5 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 8 6 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 8 7 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 8 8 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 8 9 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 9 0 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 9 1 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 9 2 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 9 3 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 9 4 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 9 5 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 9 6 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 9 7 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 9 8 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 8 4 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 29 議案第 9 9 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 30 議案第 100 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 31 議案第 101 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 32 議案第 102 号 平成 27 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 33 議案第 103 号 平成 27 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号）

議 案 付 託 表

委員会	議案番号	件 名
総務厚生 (第1委員会室)	7 1	さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
	7 2	さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
	7 3	さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
	7 5	さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
	7 6	さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
	7 8	さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
	7 9	さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
	9 9	平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分） 第1条 歳入歳出予算の補正 歳 入 10款 地方交付税 14款 国庫支出金（関係分） 15款 県支出金（関係分） 17款 寄附金 20款 諸収入（関係分） 21款 町債 歳 出 1款 議会費 2款 総務費（関係分） 3款 民生費 4款 衛生費 9款 消防費 第2条 債務負担行為の補正（関係分） 第3条 繰越明許 第4条 地方債の補正
	100	平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	101	平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
文教経済 (第2委員会室)	7 4	さつま町都市公園条例の一部改正について
	7 7	さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
	8 0	さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	8 1	さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
	8 2	さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
	8 3	さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
	8 4	さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
	8 5	さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
	8 6	さつま町平川郷の指定管理者の指定について

委員会	議案番号	件名
	87	さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
	88	さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
	89	さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
	90	さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
	91	さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
	92	さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
	93	さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
	94	さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
	95	さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
	96	さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
	97	さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
	98	北薩広域公園の指定管理者の指定について
	99	平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳 入
		12款 分担金及び負担金
		14款 国庫支出金（関係分）
		15款 県支出金（関係分）
		20款 諸収入（関係分）
		歳 出
		2款 総務費（関係分）
		6款 農林水産業費
		7款 商工費
		8款 土木費
		10款 教育費
		第2条 債務負担行為（関係分）
	102	102 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）
	103	103 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）

△開 議 午前9時30分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成27年第4回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

これから、12月3日提案がありました議案第71号から議案第103号までの議案33件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、日程第2「議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、日程第3「議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第4「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」

○議長（舟倉 武則議員）

それではまず、日程第1「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」から日程第4「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案4件を一括して議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第5「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第6「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第5「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」及び日程第6「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」の議案2件を一括して議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案２件はお手元に配付しました議案付託表のとおり総務厚生常任委員会に審査を付託します。

△日程第７「議案第７７号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」、日程第８「議案第７８号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第９「議案第７９号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第１０「議案第８０号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第１１「議案第８１号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第１２「議案第８２号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第１３「議案第８３号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第１４「議案第８５号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第１５「議案第８６号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第１６「議案第８７号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第１７「議案第８８号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第１８「議案第８９号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第１９「議案第９０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第２０「議案第９１号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第２１「議案第９２号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第２２「議案第９３号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第２３「議案第９４号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、日程第２４「議案第９５号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第２５「議案第９６号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第２６「議案第９７号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第２７「議案第９８号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第７「議案第７７号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」から日程第２７「議案第９８号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」までの議案２１件を一括して議題とします。

提案理由については説明済みであります。

これから、ただいまの議案21件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○岩元 涼一議員

今回、この非公募指定管理施設については、一覧表をいただいているわけですが、今後5年間の指定管理料ということなのですが、これについては一律指定管理料の中に消費税の値上げ分が入っているんですが、これについて売り上げが達しないものについては消費税を申告する必要があるということです。これに対する指定管理者としての考え方をお伺いいたします。

○財産管理課長（小永田 浩君）

消費税の分についてでございますが、これは平成29年度より消費税分が10%上がるという予定で金額を積算をしてあります。ここのところがまだ未確定なところがありますので、今回は10%という形で全施設上げてあります。

以上です。

○岩元 涼一議員

それぞれの1年間のその指定管理者のあれを見てもみると、当然、いわゆる益税、それが発生する施設が出てくるのではないかなという気がするのですが、それに対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○財産管理課長（小永田 浩君）

一応、消費税につきましては電気料とかいろいろの分にかかってきますので、一応その分も含めた形でやっておりますので、一応消費税分も含めての形でしてあるということでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○木下 賢治議員

所管外ですので、伝統工芸センターのことについて、95号ですが、一覧表を見ますと、この管理料そのものが突出しているわけですが、私自体もしょっちゅうあそこに出入りをするわけではございませんが、以前とするとイベントの開催等が少ないのじゃないかなというふうにも感じておりますし、額的にも大きいというのがあって目立つわけですが、そういう事業内容といたしますか、そういうものをおおまかでもいいですので説明していただきたいということと、ほかの施設の場合、農産物直売所にしましても農産物を農家から預かってその販売で利用料をもらってとかいうような形になるかと思いますが、この工芸センターの場合の出店してある品物のそういう販売状況等を含めて、また雇用者もあるようですけれども、その辺の内訳的なものをおおまかでもいいですのでお願いしたいと思います。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

伝統工芸センターにつきましては、特産品フレッシュ宮之城さんが受託されまして行っておるところでございますが、イベント的には5月の連休に工芸センター祭りを行っております。また、竹細工教室が現在、毎月2回開かれまして、104名の受講生がいるところでございます。

あと特産品の販売につきましても、フレッシュ宮之城さんのそれぞれの団体から特産品ということで、竹製品を初め、中央高校の豚みそとか、漬物とか梅とか、ほぼほかの直売所にあるようなものは販売をされているところでございます。

売り上げにつきましては、トータルで862万2,972円ということでありまして、人件費が841万1,879円、管理経費等が660万1,214円というような形で今推移しております。

また、来年、工芸センターができて30周年ということでございますので、ちょっとイベ

ントをとというようなことも考えていらっしゃるようでございます。

場所的にちょっと工芸センターというのが判りづらいという点もありますので、その辺もちょっと考えていきたいなと考えているところでございます。

以上です。

○木下 賢治議員

８００万余りの人件費ということですが、何名なのかということをお聞きしたいと思えます。

それと町長にですけれど、この指定管理について総体的な考え方なんですけれども、平川郷の温泉のほうを休止するというようなことで減額されて管理料ゼロ円というような形になるわけなんですけれども、ちくりん館等はある程度利益があるというような話も聞くわけですが、そういう施設を任せているところの運営状況において、利益のあるところ、また得た利益を地域に還元しているところ、それぞれあるかと思えますけれども、要は利益が上がれば町に対する管理料を下げるか税金をするかというような形になるかと思えますが、その辺の線引き的なものが必要じゃないかというふうに感じているわけです。なぜかといえば、一生懸命やっている施設が利益が上がって、委託料が減額されれば、やる気っていうか一生懸命やろうという気が薄れてくるような気もするわけなんですけれども、そこ辺のある程度のそういう施設を任せる場合の線引き的なものが必要じゃないかと思うんですけれども、町長としての考え方、きのうも一般質問でもあったわけなんですけれども、施設によってはゆうゆう館みたいに、今、再開発があって大繁盛しているわけなんですけど、多分、次期の期間中に再開発も終わってお客さんも大分激減するんじゃないかと思えますが、その辺のものも想定されるような、そういうトータルした任せる施設についての、任せる場合の考え方の線引き的なものはあるべきと考えるわけなんですけれどもいかがなものでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

それぞれ指定管理施設が非公募の関係につきましては、今回２２施設ありますけど、非常にこの委託の関係、いわゆる指定管理の管理委託ということになっておるわけでありますけれども、やはり公共施設でありますので、その施設そのものの目的がありますし、それをやっぱり達成するために必要最小限の維持管理経費というのはございますので、その施設ごとにやっぱり必要な経費というのを算定をいたしまして、それを指定管理としてお願いをしているということが基本的な考え方に立っているわけであります。

その中で、おっしゃるとおりその施設によってそれぞれ目的があって、直売所みたいにとにかくこの収益がある程度あるものと全くないものとの管理がありますので、その辺については必要最小限の管理経費というのは町のほうから指定管理料をお願いをしているということで積算をしているわけでありまして、おっしゃるとおり、この直売所等についてはそれぞれ努力をされて収入があるもの、あるいは非常に厳しいところあるようでありますけれども、町としましては利益そのものという考え方よりも、施設そのものの目的を達成するための必要な管理経費を目的を達成していただくための経費を委託をしているというような考え方に基本的に立っているわけでございますので、あとはとにかく民間にこういう形で公共的な機関をお願いをしているわけでありますので、あとはその機関の経営努力というのは、それぞれの力でまた頑張っていただいて、その分の利益を生めば生むだけで、またあとあとの売り上げに資していただければありがたいと思っております。

○商工観光課長（羽有 郁夫君）

伝統工芸センターの職員体制でございますが、非常勤の理事長さんがいらっしゃいましたけど、この前亡くなられております。まだその理事長さんのポストについては決まってはいません。

あと事務局長的役割をする館長が1名、あと事務局職員が1名、指導員が確か6名ほどいたと思います。

あと先ほど言い忘れましたが、活動的には各種団体の竹細工の教室に予約をとられてくるというのが月何回か程度あるというような形ではあります。きょうも定例会が向こうのほうであったところでございます。

以上です。

○木下 賢治議員

当然、中身を精査して、この指定管理の更新ということになってると思うんですけども、そういう品物を土産品等も並べてあるようですが、品物を仕入れて売の場合と預かって販売をして、その利用料をもらう場合とあるわけですけども、そこら辺を含めて、町長にも言ったわけですけども、利益がある品物とない品物と多分あるかと思いますが、そこら辺の精査というものを当然されていると思いますけれども、検討した上での運営ということでお願いをしたいというふうに感じております。

それと町長のほうですが、先ほども言いましたように本当にやる気を起こすような、そういう運営でなければ、利益が出たから今度は管理料が下がってくるということになれば、どれだけ頑張っても一緒やらいというふうになりがちですので、やっぱりそこら辺を含めて、私が言ったのはある程度、これ以上利益が出たら税金をせんにやいかんとかちゅう場合になるかと思いますが、やっぱりそこら辺の線引きをある程度引いた上での管理料の設定というものを、当然してあると思うんですけども、考えた上での委託ということでしていただきたいということで要望ということでお願いします。

○町長（日高 政勝君）

先ほどお答えしましたとおり、基本的にはその施設のそれぞれの目的がありますので、その目的を最小限達成をしてもらわんといかんというのがございますので、そういう1つの必要最小限の積算というのはしてございます。そういう形で委託をしているわけでありまして、その運営の努力によって利益を生んだものは、やっぱりその施設の結果でありますから、それはその利益がある、あるいは利益が赤字だとか、そういうことは特段こちらとしては余り考慮しておりません。とにかく、必要最小限の初期の目的を達成するような、これだけの経費が必要だろうということで積算をして、それぞれお願いをいたしておるところでございます。基本的な考え方はそういうことでやっております。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

非公募型指定管理施設の中に14施設挙げてあります。そのうちの7施設、赤字になっております。ひまわり館などのように、ほかの事業をその建物内でされて、そちらで幾らか収益が出てこの赤字を補てんされるっちゃうのは判らんでもないですけど、それでも四十数万円の赤字のところは2カ所、これを5年しますと二百数十万円の赤字になるわけであります。

例えば、さつまの農産物直売所なんかは48万という赤字であります。ここはほかに収益の方法は恐らくないものと思われ。その中で四十数万円の赤字を毎年出して、ちょっと詳しいところまでは言えませんが、この補てんを積立金の中からされているという話を聞かないでもないですが、こういうところはもうちょっと考えていただいて、せめて赤字にならない、ならないようにといっても経済情勢もありまして、物の売れ行きとかいうのもありますけど、通年的にずっと赤字が続いているようなところについてはもう少し見直しをしていただくというような

ことも必要かと思います。

例えば、公募型を含めた契約をされたところで、どうしても、きのうの質問にもありましたけれど、毎年600万から700万の赤字を出して運営されているところもあるというお話でしたけれども、途中でとてもじゃないけどやっていけないからやめます、5年経たないうちにやめますというようなところが出た場合の解約規定といいますか、何らかのそういう取り決めというものなんかが、決まりというものがあるものかどうか、2つほどお尋ねいたします。

○財産管理課長（小永田 浩君）

赤字の施設についてでございますが、一応、各施設に仕様書を提示をしております。その中におきまして、赤字の補てんということで、リスク分担という形で仕様書にうたっております。ここにつきましてリスク分担でどうしても急激な経済状況の変化によりまして、その指定管理料の増額とか、そういう形になるわけでございますが、そのこのところにつきましては、指定管理の方と十分協議をしながらしていきたいと思いますので、リスク分担の形で表をつくって指定管理のほうとするのか、役場のほうでやるのかということを協議をしながらやっていきたいと思いますが、急激な経済状況におきまして、どうしても指定管理料を上げなくてはならないということであれば、またそのこのところはまた考えていかなければならないと思いますが、現在のところ、指定管理の方々と協議をした結果、この指定管理で今協議をさせていただいているところでございます。

○平八重光輝議員

解約規定の決まりについての回答は。

○財産管理課長（小永田 浩君）

済みません、ちょっと保留をさせていただきたいと思います。

○岸良 光廣議員

ちょっと基本的なことをお伺いするんですけど、先ほど町長が指定管理でそれぞれが経営努力をして赤字になるものはしょうがないような答弁をされたんですが、例えば、今この指定管理も町がそれなりの経費を出して、これは町長、基本的なことを聞きますけど、これは町の単独補助事業という考え方で正しいんですか、ちょっとそこだけまずお答えをください。

○町長（日高 政勝君）

この指定管理制度というのは、いわゆる町の施設を相手がおってお願いをする、指定管理をしますよ、そういうことで受けていただくということで補助金の制度とは全く違う、指定管理料という、そういう法に基づいた町のほうからお願いをするということでもありますから、必要な経費についてですね。補助金という性格とは全くちがいます。

○岸良 光廣議員

補助金というか、要は町の単独事業になるわけですよね、どうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

町の施設ですから、当然町の指定管理の委託ということになります。

○岸良 光廣議員

例えば、町のそういう単独事業であれば、私、個人的に物すごく理解がしにくいところは、例えば公共事業で建設業者の入札なんかがある場合にしても、また町のいろんな事業に入るときも、その指定を入りたいという企業はあくまでも赤字が出ている企業には参加資格がないと思うんですけども、当然、例えば建設業でもですけども、そのほかの町のいろんな指定に入りたいところは赤字が出ているところには、まず入る資格がないっちゃうふうに私は今まで考えておったんです。だけど、これ指定管理をするところ、赤字がこれだけ出ているのに、赤字が出てもやっぱ

りそういう指定管理に入る資格があるのであれば、やっぱり公共事業等についていろんな入札にも赤字の会社でも入れるというふうに私は認識するんですが、その辺はどうなんですか。

○町長（日高 政勝君）

単体でその物事を判断するのか、あるいは受ける企業体がやっぱりいろんな、多角的な経営をされておる、やっぱりそういうことも考えて判断をせんにやいかんと思っておりますので、全くそのものの単体で赤字だという経営をされておれば、これはちょっと将来的な町の財政の面から言ってもリスクという面も考える必要がありますので、そこは考える必要がありますけど、やはりいろいろ多角的に経営されているっていうことであれば、それだけの受ける体力というか、そういうものはあるんじゃないかという判断に立っております。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員、4回目ですので簡潔にお願いします。

○岸良 光廣議員

これに載っている赤字の会社は多角経営をされているというふうに理解してもいいんですか。

○町長（日高 政勝君）

公募型の施設に、おっしゃることはそのことじゃないかと思うんですけども、ここについては十分そういう会計の関係ちゅうのは専門的な立場で見えらっしゃいますし、また我々はまた選定委員会として第三者の目を見ていただいて決定をいただいたものを尊重して、こうしてお願いをしているわけであります。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

先ほどの質問の件ですけれども、管理業務の継続が困難になった場合の措置でございますけれども、公募施設につきましては、10%の違約金を契約保証金として毎年度いただくようにしているところでございます。

また、経営が困難になった場合の取り扱いといたしましては、協定書の中で指定の取消等ということで、事業者のほうから申し出があるか、またこちらのほうで管理運営をお願いしている部分について履行がされていないといった場合について、指定の取消等について協議をすることとなっております。

以上でございます。

○平八重光輝議員

それは規定としてちゃんとつくってありますというふうに理解すればよろしいわけですね。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

応募要領の中できちっと明示いたしまして、事業者のほうにそういったことを周知しながら応募いただいたところでございます。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案21件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第２８「議案第８４号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第２８「議案第８４号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで、地方自治法第１１７条の規定により、２番、木下敬子議員の退場を求めます。

木下 敬子議員退場

○議長（舟倉 武則議員）

本案の提案理由については、説明済みであります。

これから、ただ今の議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第８４号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり文教経済常任委員会に審査を付託します。

２番、木下敬子議員の入場を許します。

木下 敬子議員入場着席

△日程第２９「議案第９９号 平成２７年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第２９「議案第９９号 平成２７年度さつま町一般会計補正予算（第６号）」を議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○米丸 文武議員

一般会計の補正予算についてお尋ねをしますが……。

○議長（舟倉 武則議員）

ちょっとマイクを近づけて。

○米丸 文武議員

２１ページの６款農林水産費畜産業費でございますが、これの肉用牛の振興事業費ということで７５６万円、それぞれ畜舎の整備とかというようなことで説明をいただいておりますが、これらの今までもこういう取り組みをされてきておりますけれども、今回４棟分とか１４頭、３７頭とかっていうことになっておりますが、この成果っていうのが今までどうしてきておるのか。また、今後も地域が経済的にも農林業、畜産業というものを支えていかないかんということでございますので、この置かれている状況というものを示した上で、これから先どのような形でまだこれを伸ばしていこうかというふうに思っておられるのか。そういうことについてお伺いしたいというふうに思います。

それから、もう１点が農地の中間管理機構の管理事業でございますけれども、３，３００万ほ

ど計上されておりますが、農地の集積、こういうようなことが大きな課題であり、耕作放棄地の大きな問題となっておるわけでございますけれども、これに対しての今後の事業のどれぐらいのものをどういうふうな形でしていくというような事業の中でこの予算が計上されたのか、その点についての説明をお願いしたいと思うんですが。

○農政課長（上野 俊市君）

畜産の関係等についての御質問でございます。

この、今、子牛を取り巻く状況等については、非常に高値が推移しておるところでございます。今現在、行われております子牛競り市におきましても前回比よりも約4万円以上の高値というような状況が続いているところでございます。県外からの購買者も見えまして、優秀な種を持った子牛等が外のほうに大分購買されているような状況でございます。

そのような中で、本町としまして、この保留の関係等については取り組んできているところございまして、優良なこの雌、子牛の関係等につきましても、25年度が27頭、26年度が25頭、それから27年度におきましては、見込みでございますけれども一応34頭を見込んでいるところでございます。

それから、この雌牛の保留の関係等につきましても、25年度123頭、26年度141頭、27年度が見込みで127頭というような状況で、これを導入関係については進めているところでございます。

今後の本町の畜産の関係等につきましては、この農林水産業の中でも非常に重要な位置を占める大きな基幹産目でもございまして、これにつきましては、これまで同様に、今後につきましてもこの導入事業については強力に進めていく必要があると考えているところでございます。

T P Pの関係等につきまして、2年後どういう状況になっていくかというのはまだ確実に見込めないところではございますけれども、当分、このような形で本町の基幹産目であります畜産の関係等につきましては進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

ただいまございました農地中間管理事業の3,318万4,000円のうちの地域集積協力金2,538万4,000円でございますが、これにつきましては、補正予算の説明資料の中でありました7地区につきまして現在進めているところでございます。115町歩余りの集積を考えているところでございます。これにつきましては、土地の所有者から中間管理事業を通じまして担い手、要するに認定農家、それと集落の人・農地プランに記載されております地域の担い手の方々に貸し出すものでございまして、各地域で集積率が2割以上であれば、2割から5割までが一応、反当2万円、5割から8割であれば反当2万8,000円の協力金を支給するもので、これは地域に支給するものでございまして、それ以降につきましては地域で活用していただいて、土地の所有者、それと耕作者、それと地域という感じで分割して利用を考えておられるところでございます。

昨年度、一ツ木地区が本県のモデル事業として取り組まれまして、約350万程度の交付金をいただかれて、それを活用しながら一ツ木地区の営農に活用されているところございまして、この地域集積協力金を目玉にするわけではないんですが、本年度まではA t o Aということで、本人、今使用している土地についても、また中間管理事業で新たにじゃなくてまた同じ人が借りても本年度までは認められている関係で、本年度は一応集積がかなり115町歩程度というふうに進んでいるんですが、来年からにつきましては、このA t o Aという、自分のやつを自分が借りるということもできなくなりまして、この地域集積協力金につきましては、かなり減るのでは

ないのではないのかなというふうに思っております。

しかしながら、その2番目に書いてあります経営転換協力金、要するに農業をもうリタイアされる方については今後とも高齢化が進んでまいりますので、この個人に支給されます経営転換協力金は、今後とも増えていくのではないかなとそういう感じで農業をリタイアされた方の農地をやはり認定農家または地域の担い手に集積しまして営農の助成をしていきたいというふうに考えているところであります。

耕作者集積協力金につきましては、どこが実際該当するか判りませんが、担い手が借りている横を貸し出すことができれば、こういう協力金も出ますので、こういう協力金を活用しながら農地の集積を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

畜産業費についてでございますけれども、今、それぞれの見込みを言っていただきましたけれども、一般的に要するに少頭数飼養の農家が減ってきて、そして多頭飼養の農家っていうのが現在を維持していただいているというふうに私どもも思っているところでございますが、現在、これが今ここにされているのはどういう、要するに畜産農家の方々の戸数というものが減ってきてるんですが、そういうのが新たにこうしてここに計上されているのか、それとも小さな規模の畜産農家がこういう形で取り組まれているのか、この取り組みをされる農家の規模っていうのが大体どのような状況なのかなっていうのが気になるものですからお伺いしたいんですが、その状況がございましたら、国のほうも、要するにいろんな規模拡大してコスト削減をしながらこの農業の収入につなげていくと、また振興につなげていくということもいわれているようでございますから、さつま町においてもそういうふうになっていくんじゃないかというふうに思いますので、その状況がどのように進んでいるのかなということで、今回の計画の中でそれを利用される方々の規模の状況についてちょっと判っておったら教えていただきたいということでございます。

それと、もう1つはさっきのこの担い手育成費の中の農地中間管理事業でございますけれども、貸し手、借り手、いろいろあるわけでございますが、さつま町で今このいろんな集落営農ですか農事組合とかというような形の中でされている部分がこれに該当しているのがどれぐらいあるのかな、法人がどれぐらいあるのかなということで、ちょっと聞いてみたいと思っておりますが、それを引き受けていただいている側のほうの状況っていうのを判っておったらお示しいたきたいなというふうに思います。

○農政課長（上野 俊市君）

畜産農家の飼養農家の状況等でございますけれども、議員のおっしゃいますようにこの飼養農家数については年々減少してきている状況でございますので、これをいかに食いとめていくかということで、さまざまな補助制度を導入しながらしてきております。

ここに上げてあります保留関係の事業等につきましては、一、二頭飼いの少頭数の農家の方々は少ないわけですが、それ以外の中規模、大規模の農家の方々が使われているというのが今のところ多い状況等でございます。

以上です。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

申しわけございません。出し手の方々の名簿は作成されているんですが、受け手のほうの数が現在、確実に把握しておりませんので保留をさせていただきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにはないですか。

○木下 賢治議員

29ページの学校管理費の中の閉校式典の関係なんですけれども、それぞれ予算があがっているわけですが、それぞれの学校区ごとの地元としての要望的なものも多分あったかと思うんですけれども、これら対象の学校それぞれ統一されたものなのか。どのような、できれば内容を。

○教育総務課長（角 茂樹君）

学校再編に伴います5校の閉校の経費についてでございます。

これについては、学校の閉校に伴います移転関係についての経費を主に出しているところでございます。あとは閉校式典及びそれらの式典に関する経費等も計上させていただいているところでございます。

地元からの要望としては、今現在、地元の実行委員会と我々事務局側とは担当をつくりまして、いろいろと協議をやっている段階でございます。特に、私どもが聞いておるのは学校に残された備品の取り扱いについて、どのようにやっていくのかといった問い合わせはいただいております。その点については今現在、整理を行いながら備品台帳等の整理を行いながら、まず学校で使っていくというような整理を行っているところでございます。

最終的には、地元のほうにというような御要望もいただいておりますので、そういったものについては、最終的な整理を行いながら検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○木下 賢治議員

300万余りの予算の補正なんですけれども、移転に要する経費と式典との割合、大体でいいですけど。

○教育総務課長（角 茂樹君）

この小学校再編準備事業の305万6,000円のうちの177万5,000円、これは閉校式典用の会場設営関係の経費でございます。

移転関係については、委託料でございます業務委託料、これについては閉校に伴います物品等の運搬等に関する経費を運搬とあるいはパソコン等の移設費等の関係経費を計上させていただいているところでございます。

○木下 賢治議員

1回目に申しました、閉校式典そのものは、もう5校とも統一されたものですか。

○教育総務課長（角 茂樹君）

閉校式典は、町のほうで主催をいたしますので、今現在、その調整を行っているところでございまして実行委員会がその後に閉校記念行事という形で記念式典を計画しておりますので、そちらとの日程調整を行いながら、日程はもう調整されているんですが、中身の調整を行いながら今現在、事務を進めているところでございます。

5校とも同じ内容で進めているところでございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにはありませんか。

○川口 憲男議員

町長にちょっとお伺いいたします。

7款商工費の中の物産観光施設費4目ガラス工芸館の管理費が671万円計上されています。説明を聞きましたところ、施設改修工事ということで、外壁、トイレ設備等の改修工事ということです。来年度に向けて譲渡が決まっているわけなんですけれども、この工芸館の、譲渡される中で

向こうから出てきた最終的にこういうところを直してほしいということの最終的な考え方なのか、ちょっとお聞きします。

○企画財政課長（押川 吉伸君）

ガラス工芸館の管理費の工事請負費ですけども、今ありましたように雨もりがしておりまして、その外壁の改修工事を行うということと、歴史資料館のほうのトイレがアコーディオンカーテンになっておりまして、女子トイレもそういう状態でございましたので、ドア化をしたいということでもあります。

今まで譲渡に向けましてガラス工芸館と協議をしてきたわけですけども、全体的な改修ということもできればあったんですけども、特に雨漏りがする状態で譲渡ということは厳しいのではないのかということで、今回、外壁の工事のほうをやると、それと向こうの方が出されましたのはトイレのアコーディオンは、お客様が来られたときにびっくりされるということ等もございましたので、今回それをドア化に改修をしたいということで、外壁のほうが509万6,000円の予定でございます。トイレ改修のほうが168万5,000円という内訳になっております。

以上でございます。

○川口 憲男議員

歴史資料館とおっしゃったからどこのことかと、中にあるということで、今ちょっと同僚議員からの説明を受けましたけれども、私が聞きたかったのは、町長に、なぜ町長にしたかということとは、こういうふうにしてガラス工芸館がことし全部譲渡されて委託のほうがなくなるわけですけども、こういうガラス工芸館みたいに、例えば途中でもあるだろうし、また5年後でもあるし、こういう譲渡になった場合、そういう委託先からこういうような事業がたくさん出てくると思うんです。ここあたりは直してくださいとか、ここあたりはなんかして、なら譲渡を引き受けますよということになるんですけれど、今説明を受けますと、雨漏り等いろんなところの改修が必要でこういうふうになったということなんですけど、その点を町長に聞きたいのと、それとこのガラス工芸館、薩摩びーどろ、薩摩切子で名を博して、これまできたんですけども、当然、さつま町の特産として動いてきたんですけども、ここら辺の連携というのはどういうふうに関後もなっていくのか、当然、譲渡はしますけれども、さつま町の特産物として切子の面も大に関動していくのか、その点を2点をちょっとお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今回、ガラス工芸館につきましては、譲渡の方向で話が落ち着くようでございますので、その中で出ましたのが今説明があったとおり、施設そのものが老朽化で外壁等から雨漏りがするというようなことでありますし、トイレの問題というのが出ておりますので、それについてはそのままの状態譲渡となりますと、やっぱり引き受けるには難色を示されるわけですので、それだけの必要なものについては整備をして譲渡をするという形に関後もそういう形になるかと思っております。もう、そうしないと譲渡ということには発展をしないというふうに関考えておりますので、それに対応していきたいと思っております。

それから、この連携の関係、これは当然さつま町にとっては貴重な観光資源の場所でありまして、こういった黒の切子についてはここだけしかできないという、非常に希少な存在の施設でありますので、やっぱり関後のさつま町の有望な観光資源、観光の場所にもなる、体験もできますので、そういうことに関後もし引き続き連携だけはやっていきたいと思っておりますのでござい

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

申しわけございません。現在、7地区で延べ38経営体でございまして、これにつきましては

現在、12月末までに確実に進めているところがございますので、現在のところでは38経営体、延べでございます。

以上でございます。

○米丸 文武議員

7地区、38経営体で引き受けていただいているということなんでございますけれども、私がお聞きしたいのは、要するに農業法人という形でされているところが引き受けられているのか集落営農なのか、そういうような個々のところの農業をされている方がされているのか、できれば国のほうも言ってますけれども、要するに法人とか、そういうような形の中でもっと資本力を持ち、それで機動力を持って農業を支えていくというようなことをいわれているわけですが、さつま町の場合はどうしても棚田とかいうような形の中で、環境に厳しいところがあるわけでございますので、どういうところが今現在は受けていただいているのかなというようなことで、その点についてお伺いしたかったところなんです、判っておられれば、もしそれが判っておられなかったらあとからでも結構ですので、また資料ででもいただければというふうに思います。

○担い手育成支援室長（村山 茂樹君）

法人でいいますと、3法人がこの38団体の経営体の中に入っております。あとは認定農家及び人・農地プランに記載してございます地域の担い手の方々が個人でございます。

以上でございます。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにごいませんか。

○新改 幸一議員

農政課長にお伺いしますが、先ほど米丸議員のほうからもございましたけれども、この畜産の関係でございます。

お互いに各地区、それぞれ産地を守るということで、それなりに補助事業を出していると思います。特に、この保留対策、それから導入対策、この事業が、特にこのさつま産地を守るという面からしたときに、川内とか近隣の市町村、それから伊佐、ここらあたりも行政としてはそれぞれの補助事業の行政の対策をとっていると思うんですけれども、こういう事業での1頭単価、補助単価、川内、伊佐とうちさつまとしたときにさつまの場合はランク的に大体同じようなレベルなのか、高いほうなのか、低いほうなのか、そこらあたりの調査をしていらっしゃるでしょうかお示しをいただきたいと思います。

それともう1点は、この子牛競り市の購買者対策なんです、恐らく県外からの牛買いに来られる購買者の宿泊助成等だと思うんですけれども、そういう県外から多くの方が来ていただける中で、新聞等にも載っております平均が70万を超えるというような子牛生産の農家からすれば大変ありがたいようなことなんですけれども、この県外から、うちのさつまの牛が県外でどこかの県のほうにこの子牛が流れているものか、そういう購買取引の関係が、そういうのが判っておれば、さつまの牛が県外に行っている県といたしますか、そういうのが判っておれば教えていただきたいと思います。

○農政課長（上野 俊市君）

まず、1点目の補助単価の状況等でございます。薩摩川内市、それから伊佐の状況等について確実な数字はちょっと掴んでおりませんが、さつま町の単価につきましても、薩摩川内市の場合につきましても本町よりは若干高いというような状況等であるようでございます。本町の場合につきましても、この子牛分でのスーパー育種価、Sの部分で、ここちょっと申し上げますとさつ

ま町が20万ということで、これが北さつま農協の8万と合わせて28万の補助をやっているところございまして、これは決して低いほうではなくて、かえって高いほうだと私どもは認識しているところでございます。

また、細かな数字等についてはまた後以てお示しをさせていただきたいと思います。

そのような状況ございまして、薩摩川内市のほうはやはり財政等の状況もございまして、本町よりもちょっと高い水準で補助金を出しているようでございます。

それから、購買者の関係等につきましては、非常に高値が続いている原因というのも、非常に県外からの購買者が多いというような状況等ございまして、ことしの10月末の状況等で申し上げますと、一番多いのが東北の宮城、これは地震等の関係でございまして、非常に牛が少ないという状況もあるのかというような状況でございます。東北で申し上げますと宮城、それから中部地方で申し上げますと静岡、それから三重、それから関東の長野というところが多ございます。東北の宮城については17名、この県外購買者の宿泊の補助もいたしている状況でございます。時期的には青森とかというところも購買のほうにいられているようございまして、東北のほう、関東以北、そちらのほうが多いような状況でございます。

○新改 幸一議員

この補助単価の関係で、川内は財政的に云々という説明があったわけでございますけれども、市場に行ったときに農家から言われるのが、「川内は単価がよかでわい、よか補助金をくるっでわい、さつまももっとくるいごとわいども言うてくれ」と具体的な声を聞いたもんですから、こういう質問をしたんですけれども、できれば財政が伴いますので、いろいろ課題もあるとは思いますが、牛を飼うならさつま町でというようなふうのキャッチフレーズでこういう単価のところも、特に川内、伊佐には負けんような状況で計画も入れていただくようなことを検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第30「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第31「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第32「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第33「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第30「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」から日程第33「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補

正予算（第1号）」までの議案4件を一括して議題とします。

提案理由については、説明済みであります。

これから、ただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から12月10日までの各常任委員会の審査会場は、総務厚生常任委員会が第1委員会室、文教経済常任委員会が第2委員会室となっております。

△散 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

12月22日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午前10時30分

平成27年第4回さつま町議会定例会

第 4 日

平成27年12月22日

平成27年第4回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成27年12月22日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(16名)

1番	平八重 光輝 議員	2番	木下 敬子 議員
3番	宮之脇 尚美 議員	4番	桑園 憲一 議員
5番	森山 大 議員	6番	東 哲雄 議員
7番	岩元 涼一 議員	8番	新改 幸一 議員
9番	木下 賢治 議員	10番	川口 憲男 議員
11番	米丸 文武 議員	12番	新改 秀作 議員
13番	岸良 光廣 議員	14番	上久保 澄雄 議員
15番	柏木 幸平 議員	16番	舟倉 武則 議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	中間 博巳 君	局長補佐兼議事係長	半崎 幹男 君
議事係 主査	神園 大士 君		

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高 政勝 君	副町 長	紺屋 一幸 君
教 育 長	東 修一 君	総務課 長	崎野 裕二 君
企画財政課 長	押川 吉伸 君	財産管理課 長	小永田 浩 君
税 務 課 長	丸田 忠 君	福祉課 長	鍛冶屋 勇二 君
介護保険課 長	中村 慎一 君	健康増進課 長	四位 良和 君
農 政 課 長	上野 俊市 君	耕地林業課 長	杉水流 博 君
商工観光課 長	羽有 郁夫 君	建設課 長	三浦 広幸 君
水道課 長	岩元 義治 君	教育総務課 長	角 茂樹 君
社会教育課 長	中窪 啓二 君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 7 1 号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 7 2 号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について
- 第 3 議案第 7 3 号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について
- 第 4 議案第 7 4 号 さつま町都市公園条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7 5 号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 第 6 議案第 7 6 号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について
- 第 7 議案第 7 7 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第 7 8 号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について
- 第 9 議案第 7 9 号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について
- 第 10 議案第 8 0 号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 11 議案第 8 1 号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 第 12 議案第 8 2 号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について
- 第 13 議案第 8 3 号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について
- 第 14 議案第 8 5 号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について
- 第 15 議案第 8 6 号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について
- 第 16 議案第 8 7 号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について
- 第 17 議案第 8 8 号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について
- 第 18 議案第 8 9 号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について
- 第 19 議案第 9 0 号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について
- 第 20 議案第 9 1 号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について
- 第 21 議案第 9 2 号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について
- 第 22 議案第 9 3 号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について
- 第 23 議案第 9 4 号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について
- 第 24 議案第 9 5 号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について
- 第 25 議案第 9 6 号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について
- 第 26 議案第 9 7 号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について
- 第 27 議案第 9 8 号 北薩広域公園の指定管理者の指定について
- 第 28 議案第 9 9 号 平成 27 年度さつま町一般会計補正予算（第 6 号）
- 第 29 議案第 100 号 平成 27 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第 30 議案第 101 号 平成 27 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 31 議案第 102 号 平成 27 年度さつま町上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 32 議案第 103 号 平成 27 年度さつま町第 2 上水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 33 議案第 8 4 号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について
- 第 34 所管事務調査報告の件
- 第 35 議員派遣の件
- 第 36 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前９時３０分

○議長（舟倉 武則議員）

おはようございます。ただいまから平成２７年第４回さつま町議会定例会第４日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第１「議案第７１号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、日程第２「議案第７２号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、日程第３「議案第７３号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、日程第４「議案第７４号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、日程第５「議案第７５号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、日程第６「議案第７６号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、日程第７「議案第７７号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」、日程第８「議案第７８号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」、日程第９「議案第７９号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」、日程第１０「議案第８０号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第１１「議案第８１号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、日程第１２「議案第８２号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、日程第１３「議案第８３号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、日程第１４「議案第８５号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、日程第１５「議案第８６号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」、日程第１６「議案第８７号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、日程第１７「議案第８８号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、日程第１８「議案第８９号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、日程第１９「議案第９０号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、日程第２０「議案第９１号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、日程第２１「議案第９２号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、日程第２２「議案第９３号 さつ

ま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、日程第23「議案第94号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、日程第24「議案第95号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、日程第25「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」、日程第26「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」、日程第27「議案第98号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」、日程第28「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」、日程第29「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第30「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第31「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」、日程第32「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」

○議長（舟倉 武則議員）

日程第1「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」から日程第32「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案32件についてを議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

おはようございます。総務厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」、「議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」、「議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」及び「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」の議案6件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」、「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」、「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」及び「議案第79号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」の議案4件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定

について」であります。

今回の条例制定は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行に伴うもので、市町村が番号法に規定された法定事務以外の事務においても、個人番号の情報を連携して利用することが可能となるよう本条例を制定しようとするものであります。

質疑の中で、個人番号通知カードの発送が開始されているが、本町の発送状況はどのようになっているのかただしましたところ、12月7日現在、郵便局による初回の発送は完了しているが、配達できなかった通知カード884通が役場に返却されており、受け取り拒否が2通あった。返却された通知カードは役場内で一定期間保管しながら、再度、本人に届けたいと考えているが、その方法については今後検討していくとのことであります。

また、個人番号カードを紛失した場合の取り扱いについてただしましたところ、国による24時間365日対応の個人番号コールセンターが開設されるので、すぐに連絡を行い、第三者による不正使用を防止するため一時停止の手続きをしてもらい、その後、再発行等の申請をしてもらうとの説明であります。

次に、「議案第72号 さつま町税条例等の一部を改正する条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、地方税法施行規則等の改正に伴い、地方税当局へ提出する申告書などの様式に提出者の個人番号または法人番号を記載する欄等が追加されることから、平成27年第2回定例会で専決処分を承認した「さつま町税条例等の一部を改正する条例」について、さらに内容を変更する必要があるものであります。内容は、納税義務者への通知書等に個人番号、法人番号を不記載とするもの及び法人番号等における規定の整備を行うものであります。

次に、「議案第73号 さつま町重度心身障害者医療費助成条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、「職業能力開発促進法」の一部改正に伴い、本条例中の関係部分を改正するものであります。本条例の対象となる施設は、本町には存在しないが、薩摩川内市入来町の障害者職業能力開発校は対象施設であることから、本町の住民がこの施設に入所のため住所移転した場合にも、本条例の対象となるとの説明であります。

次に、「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」であります。

さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者については、引き続き明廣建設株式会社を指定するものであります。指定管理者選定委員会では、これまでの管理実績や地域との連携を重視した管理運営、施設の効率的な活用が図られることが期待でき、地域振興にも貢献できることを評価し、選定したとの説明であります。

なお、プール施設については、利用者が少ない冬場の営業を休止し、5月から9月までの夏季に期間を限定して営業するとのことであります。

質疑の中で、冬場のプールの維持管理が負担となっているとの説明であったが、営業期間を夏季に限定した場合、これまでの利用者に影響がないかただしましたところ、施設の主な利用者は、小学校、中学校のスポーツ少年団等の水泳教室であるが、そのほとんどが夏場の利用であり、冬場の利用はごく少人数である。現在の指定管理者としては、利用者が極端に少ない状況でも、監視員を常駐させる必要があることなどの理由から、やむを得ず冬場は休止する提案がなされたものであるとの説明であります。

次に、「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理者の指定について」であります。

観音滝公園及び観音滝公園交流センターの指定管理者については、福岡市の株式会社アーウェイ・ミュウコーポレーションを指定するものであります。選定委員会での選定理由としては、ホテル並みのキャンプ施設であるグランピング事業を中心とした事業計画によって、新たな観音滝公園づくりを目指す提案や設備投資を行いながら新たな利用者を呼び込み、収益を確保する試みについて評価したとのことであります。

基本的な方針は、さつま町の豊かな自然や素材を生かし、町の観光施設などと連携を図りながら事業を展開していきたいとのことであります。平成28年4月からの5年間の指定管理期間には、グランピング施設20棟を建設し、ログハウスの改装10棟を計画している。これらの施設は、主に外国の富裕層をターゲットにしており、中国、台湾及び韓国などの情報誌へ掲載しながら、集客に努めていくとの説明であります。

質疑の中で、今回の指定管理者の変更に伴い、現職員の雇用はどうなるのかただしましたところ、新たな指定管理者としては現在の職員を引き続き雇用したいとの意向である。特に、滝の宿交流センターについては温泉施設の管理に精通した職員が必要であるため、早急に協議を進めていきたい。人数は現在の職員数を継続する予定であるが、コンシェルジュや外国人客への対応ができる体制を構築する意向であるとのことであります。

次に、「議案第78号 さつま町宮之城ひまわり館の指定管理者の指定について」であります。

宮之城ひまわり館の指定管理者については、引き続き社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定するものであります。指定管理料については、本年度と同額とするものであるが、平成26年度も照明器具や音響設備などの修繕料が約30万円程度必要であったことから、今後は管理者と協議しながら対応していきたいとのことであります。

宮之城ひまわり館の利用状況は、平成17年度の新町発足から毎年約1,000団体、約3万人で推移しており、順調な利用促進が図られているとの説明であります。

次に、「議案第79号 さつま町老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者の指定について」であります。

老人福祉センターいぬまき荘の指定管理者については、引き続き社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定するものであります。

いぬまき荘は、昭和55年9月開設以来、社会福祉協議会に管理を委託しているが、ふれあいサロンを初めとする各種レクリエーション、老人福祉の向上を目的とするさまざまなイベントで活用されており、現在の利用者数は年間1万2,000人になるなど多くの方が利用されている状況であり、今後も引き続き社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定管理者として指定するとの説明であります。

次に、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」の関係分についてであります。

歳出の3款2項保育所運営費の私立保育所運営費の扶助費4,725万3,000円は、現行の保育士等処遇改善臨時特例事業の新制度への移行で統合される扶助費1,783万2,000円、算定基準単価の変更により増額となる2,342万1,000円及び昨年度まで事業所内保育所であったクオラわんぱくキッズが認可保育所となったことに伴う新たな扶助費600万円であります。

質疑の中で、処遇の改善事業により、保育士1人当たり年間約9万円程度が増額されることであるが、各保育所での実施状況について把握をしているかただしましたところ、保育所は毎年鹿児島県による監査が実施されており、給与規定と経理の確認をしていることから、特に問題なく適切な会計処理が行われているとの説明であります。

次に、歳入の10款1項地方交付税の普通交付税は、今回の補正において特定財源の合計額から歳出補正額に不足する額4,145万6,000円を充当するものであります。

質疑の中で、普通交付税については、今年度の交付額は昨年度と比較してどの程度の減額となったのかただしましたところ、今年度の見込み額は53億7,699万7,000円となる。平成26年度の交付額は57億3,508万4,000円であることから、3億5,808万7,000円、前年度比約7%の減額になるとのことです。

次に、債務負担行為の滞納整理システム賃借料限度額1,206万6,000円についてであります。

現行の滞納整理システムは、長期継続契約により平成24年2月1日から平成30年1月31日までの6年間のリース契約を締結しているが、平成28年3月22日から新基幹系システムが運用開始されることに伴い、システム連携等の改修が必要となる現行のCS版から今後主流となるWEB版に変更するための改修費約670万円を含む債務負担行為を設定するもので、基幹系システムと同じ平成28年10月1日から平成33年9月30日までの5年リースを行うものであります。

次に、「議案第100号 平成27年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

歳出の2款5項葬祭諸費の葬祭費28万円は、国民健康保険の被保険者が死亡された際、喪主に1件当たり2万円を支給する葬祭費補助金14件分であります。

次に、「議案第101号 平成27年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

歳出では、地域支援事業費を計上し、歳入では、保険料、国庫支出金、その他126万4,000円を財源充当し、予算総額を32億7,229万3,000円にしようとするものであります。

歳出の3款2項地域支援事業費の包括的支援事業任意事業費の委託料124万1,000円は、基幹系システムの更新に伴う包括支援システムの改修に要する経費であります。

最後に、観音滝公園の指定管理者の指定について、特に町長の見解を求めたところであります。

観音滝公園は、合併前の旧薩摩町時代に整備され、長年、地域住民の憩いの場として親しまれてきたが、近年は経営的に厳しい状況が続いていた。そういった状況の中、新たな指定管理者から提案された事業内容は大変すばらしいもので、地元としてもぜひ成功してほしいと願うところである。しかし、業者から提案された構想については大いに期待しているが、海外からの旅行者、富裕層を主なターゲットとする壮大な計画については、中国情勢や景気の動向に左右されないか懸念される。また、施設面では、テントサイトやログハウスの開発に投資を集中させる計画であることから、既存施設の活用方法が不透明で、地元町民の足が遠ざかるような運営をされるのではと危惧する面もある。新たな指定管理者と交渉するに当たり、町長としての考え方についてただしましたところ、観音滝公園の関係施設については、旧町時代に地域の核となるテーマパークとして整備されたもので、地域の活性化を担ってきた施設である。しかし、時代の変遷や経済状況の変化により、町の直営から公共的団体へ運営が委託され、その後、指定管理者制度へと移行する中、その運営は大変厳しい状況となってきた。

今回、観音滝公園の指定管理者を公募したところ、福岡市の株式会社アーウェイ・ミュウコーポレーションから応募があり、選定委員会における審査の中では提案された内容が高く評価され、指定管理者として選定いただいたところである。アーウェイ・ミュウコーポレーションからは、観音滝公園を新たな視点で運営したいと提案されており、中でもグランピング施設というホテル

並みのリゾート的な施設を中心として事業を進めていきたいとのことであった。このような新しいアイデアやこれまで培ってきた民間のノウハウを十分に発揮してもらい、観音滝公園の施設全体をうまく活用してもらいたいと考えている。

質問の中で指摘があるように、客層のターゲットを中国やアジアなどの海外の観光客とされており、今後いかに集客を図るかが課題であると考えます。クルーズ船や空路を利用される海外からの観光客をいかに地方まで呼び込むかということが大きな課題であり、さつま町も鹿児島県と連携しながら受け入れ体制を構築する必要があるが、そのような計画にも、新たな指定管理者に参加していただき、観音滝公園が新しい観光スポットとして注目されることを期待している。さらに、さまざまな観光資源と連携を深め、町全体の活性化につながるよう新たな指定管理者と十分話し合いを重ねる考えである。

グランピング施設を中心に事業を進めても、それだけでは難しい面もあるので、観音滝公園の滝の宿や交流センターを含めた施設全体の活性化も含めて業者と協議を進めていきたい。今回は初めての事業者でもあることから、町としても動向を十分に注視し、協議等も重ねながら適切な事業運営がなされるよう要請したいとの答弁でありました。

以上で総務厚生常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの総務厚生常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

○岸良 光廣議員

ただいまの委員長の報告に……。

○議長（舟倉 武則議員）

岸良議員。登壇してください。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

今、総務厚生委員長の説明で「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者について」は、引き続き明廣建設株式会社に指定するものであるというふうに説明がありました。これについて、実際、執行部からの説明では既に平成26年度までに約4,000万の累積欠損赤字が出ているのが、執行部の説明であれば明廣建設からの正式な収支報告書として提出されております。

それから、27年度来年の3月までには、およそ26年度までの経過で行けば、約4,500万の累積計上欠損が出る見込みとなるというのが執行部からの説明で明らかになったことであります。

このことについては、私も全然認識がなかったのですが、前回の全員協議会の中で明廣建設の健康センターの指定管理の指定についての説明で明らかになり、その件についていろいろ調べていったところ、今申しました金額が明廣建設が多大な赤字を計上しているという、これは事実であると思います。そこについて、今回あびる館に再度明廣建設が指定管理されたんですが、当然これは指定管理されたのであれば安定的な経営をしていただかなければならないと思います。

それについて、今回指定された金額が適正なのかどうか、その辺をどのように審査されたのか、また累積欠損などをどのように検証されたのかをお伺いいたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいまの質疑にお答えいたします。

まず、指定金額が適正かという点についてであります。この指定管理料については、公募の時点において申請者から提案され、選定委員会で決定されたものが本委員会に上程されたものがあります。

選定理由については、先ほど報告の中で申し上げたとおりであり、指定料についても当然含まれた上で選定されていることから、当委員会では適正と判断したところであります。

また、その他の累積損金などについてであります。委員会としては質疑はいたしておりません。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

まず、1,600万は妥当であるというふうに今説明がありました。この件について、今回の12月定例会の一般質問で私が町長に質問しました内容で、25年度までと26年度までの修理工費、いろんなものが出ておるんですが、そういう収支決算書は、委員会の中で執行部から提出を求めて実際その1,600万円が正しいかどうかを審査されたものかどうか。

それと、累積赤字の金額については審議されなかったという説明であります。我々議員としては、所管をする委員会の中で、当然業者が多額の借金を赤字を計上してないのであれば問題はないと思うんですが、それを承認する議会として、なぜその累積について質疑されなかったのか。これは、やはり議会として執行部から出された提案を承認する。これは議会として責任を持って承認するわけですので、それに対して町民からいろんな質問があったときに、それには当然説明責任が出てくると思います。その説明責任が出てくるのであれば、その累積赤字はどのようにして指定を受けられた明廣建設のほうで処理されているのか。それで、その問題が経営に直接今後影響を及ぼすことがないのかどうか、これは議会としても私は審議する必要があるのではないかとこのように考えます。その点について委員長に再度お伺いいたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

赤字の点について資料請求をしなかったかということであるかと思いますが、資料請求はいたしておりません。

ただ、質疑の中では赤字が出ないようにしてほしいというような要請はいたしております。そして、維持していくための温泉施設等について老朽化が出ているので、これについては指定管理者と協議をしながら改修等を進めていきたいというような答弁でありました。

累積赤字についてでございますが、私どもの委員会に提案されたのは、ふれあいセンターの指定管理者を明廣建設株式会社とするという提案でありまして、その企業の経営の中身、累積赤字等については質疑はいたしていないところであります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

委員長報告に対して簡潔にお願いします。

〔岸良 光廣議員登壇〕

○岸良 光廣議員

累積赤字については審議してないという説明でありました。私は、これは議会として非常に無責任な発言ではないかと私は思います。

といいますのは、議会が承認するわけですので、そこの企業が、来年度以降、本当に赤字が出ないような状態になるのか、またこれまでの、何回も言いますが、約4,500万円からの累積赤字が足かせとならないのかどうか、そこは承認をする議会としても私は責任を持って審議するべきであると。それが町民に対する説明責任になってくるというふうに私は考えます。

それを一切しないということは、議会として全く責任を持たないというような発言になるかと思うんですが、その辺について再度委員長のほうに質問いたします。

〔岸良 光廣議員降壇〕

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

先ほども申し上げましたが、この指定管理については、指定管理者のほうから金額等については提案されたものであり、その後の運営等については企業の中で経営をされていくということでございますので、私どもがそれ以上深く立ち入った質疑はしていないところでございます。

以上です。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで総務厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審査を行った結果、「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分、「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」及び「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」の議案4件については、原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」、「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第81号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」、「議案第82号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」、「議案第83号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」、「議案第85号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」、「議案第86号 さつま町平川郷指定管理者の指定について」、「議案第87号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」、「議案第88号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」、「議案第89号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」、「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」、「議案第91号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」、「議案第92号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」、「議案第93号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」、「議案第94号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」、「議案第95号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」、「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の

指定管理者の指定について」、「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」並びに「議案第98号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」の議案19件については、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、都市公園のうち北薩広域公園内のちくりん公園施設について、平成28年度からかぐや姫グラウンドと同様に指定管理者制度を導入しようとするため、条例の一部を改正するものであります。

次は、「議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、引き続き神子区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、人件費の内訳についてたまたましたところ、女性2名、男性1名による施設内のトイレ清掃等に従事される費用であるとのことであります。

次は、「議案第80号 さつま町神子地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き神子区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、施設内の修繕が発生した場合の取り扱いについてたまたましたところ、修繕費が10万円を超える場合は協議を行うこととし、10万円以内については指定管理者で対応するとしているとのことであります。

次は、「議案第81号 さつま町鶴田地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き鶴田区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第82号 さつま町柏原地区集会施設の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き柏原区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、これまでの指定管理の中で各公民館から特に要請、要望のあった事案はなかったものかたまたましたところ、修繕の要望は上がってきているが、それ以外の要望については特に上がってきていないとのことであります。

次は、「議案第83号 さつま町求名交流館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き求名区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第85号 さつま町中津川交流館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き中津川区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第86号 さつま町平川郷の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き平川郷管理組合を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、指定管理から外したあとの温泉施設の利用方法についてたまたましたところ、温泉については休止した上で、施設内にある休憩室等は従来どおり使用するが、今後も地元と協議して活用を検討する必要がある。また、場合によっては譲渡、売却の公募を行うことも想定されるが、現時点では具体的な活用方法は決まっていないとのことであります。

次は、「議案第87号 さつま町宮之城ちくりん館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き北さつま農業協同組合を指定管理者に指定しようとする

ものであります。質疑の中で、指定管理料は発生していないが、売り上げ収入も相当上がっていることから、施設の使用料及び年間売上額に占める割合についてただしましたところ、年間155万5,200円の使用料金で売上額の約2.2%になるとのことです。

次は、「議案第88号 さつま町郷土文化保存伝習館及びさつま町ふれあい広場の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き社会福祉法人さつま町社会福祉協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、施設を維持管理する職員は何人いるのかただしましたところ、管理はいぬまき荘の職員2人をお願いしているとのことです。

次は、「議案第89号 さつま町つるだ特産品販売所の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続きつるだ特産品出荷協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、つるだ特産品販売所の経営状況についてただしましたところ、平成21年度から平成25年度の間は累計で若干の赤字であったが、平成26年度は経営努力もあって黒字となっているとのことです。この回答を受けて、経営努力は当然であるが、非公募施設として指定管理を行う施設であることから、累計での赤字が出ない経営指導もなされるよう要請しました。

次は、「議案第90号 さつま町さつま特産品直売所の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続きさつま特産品直売所利用協議会を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、さつま特産品直売所は赤字経営となっていることから、今回の指定管理に当たって、存続の是非を含め検討されたものかただしましたところ、特に国道504号線が広橋まで供用開始されたことで、通行車両も減少していることから、特色のある物品販売やイベントの開催等を模索しているが、思うような結果につながっていない。今後においても、永野地区の拠点となり、継続的な運営が図られるよう支援していきたいとのことです。

次は、「議案第91号 さつま町薩摩農産物加工センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き農事組合法人薩摩西郷梅生産組合を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第92号 さつま町白男川紫陽館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き白男川区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、指定管理料60万円の支出内容についてただしましたところ、主な支出はガス分離装置の設置に伴う電気料及び水道料であるとのことです。

次は、「議案第93号 さつま町尾原活性化センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き尾原公民会を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、公民会の集会施設として利用されていることから、今回、大野活性化センターと同様に無償譲渡できなかったものかただしましたところ、当初、来年4月には尾原公民会へ譲渡を行う計画であったが、最近になって修繕要望があり、その要望箇所の修繕に期間を要することから、再度指定管理を提案した。指定管理期間のできるだけ早いうちに修繕を終えて譲渡を行いたいとのことです。

次は、「議案第94号 さつま町紫尾森林総合利用施設等の指定管理者の指定について」であ

ります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き紫尾区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、施設の利用状況についてたどしましたところ、平成23年度から平成26年度までの4年間の平均で、紫尾森林総合利用施設のバンガロー及びテントが約1,300人、紫尾農村広場が約2,440人、ふるさと創生館が約820人の利用者数になっているとのことであります。

次は、「議案第95号 さつま町宮之城伝統工芸センターの指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き共同組合特産品フレッシュ宮之城を指定管理者に指定しようとするものであります。

次は、「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き永野区の丁町婦人会を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、永野鉄道記念館の売上げの内容についてたどしましたところ、会合等で使用する部屋の使用料で1時間当たり150円の施設使用料になるとのことであります。

次は、「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き特定非営利活動法人ひっ飛ばし！奥さつま探検隊を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、平成22年度からの収支報告書に誤りがあることから、委員会審査を受ける時点で修正された収支報告書を提出すべきでないかたどしましたところ、経費としての捉え方を間違えられた点があり、修正が必要と思われたことから、指定管理者からは平成22年度から平成26年度までの収支報告書を修正して提出するよう求めたとのことであります。

次は、「議案第98号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を5年間とし、引き続き公益財団法人鹿児島県地域振興公社を指定管理者に指定しようとするものであります。質疑の中で、平成28年度の指定管理料が年間300万円程度増額されていることから、その内容についてたどしましたところ、平成27年度までは北薩広域公園内のかぐや姫グラウンドについて管理を指定していたが、今回ちくりん公園を追加するための増額であるとのことであります。

次は、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」関係分であります。

まず、6款1項農業費の関係であります。

7目畜産業費には、優良雌子牛保留対策事業補助として14頭分252万円、優良雌牛保留導入対策事業補助として37頭分296万円が計上されています。質疑の中で、雌牛の保留導入事業補助について、県外における補助金の状況についてたどしましたところ、確実な金額の情報は把握していないが、1頭当たり20万円から30万円の助成が行われているようである。現在の高値がいつまで続くのか予想できないが、県外の状況等も含め補助単価については検討していきたいとのことであります。

次に、9目、担い手育成費のフレッシュファーマー育成事業には、新規青年就農者2名分の給付金150万円が計上されています。質疑の中で、これまでの対象就農者数及び現在の就農状況についてたどしましたところ、平成24年8月から始まった事業で、新規参入者は15組であるが、夫婦が2組あり、人数では17名の青年就農者が現在も就農を続けているとのことであります。

次は、7款1項商工費についてであります。

4目物産観光施設費の伝統工芸センター管理費には、高圧ケーブルの取替修繕料64万8,000円が計上されています。質疑の中で、高圧ケーブルといった特殊ケーブルの伝統工芸センターでの用途についてたまたましたところ、水銀灯及び竹材の切断機で三相200ボルトを使用している。電気保安協会の検査で、絶縁耐力が弱まっており、雨が続くと危険な場合があるとの指摘を受けたことから、修繕を行うものであるとのことであります。

次は、8款2項道路橋りょう費についてであります。

3目、道路新設改良費の委託料170万円は、盈進小通り線2カ所の地質調査業務委託費で、橋梁かけかえ工法選定に係る地質調査等を行い、平成29年度以降にかけかえを計画しているとの説明であります。

次は、10款2項小学校費についてであります。

1目学校管理費の使用料及び賃借料177万5,000円は、再編校のうち閉校となる平川小、白男川小、泊野小、柊野小及び紫尾小学校の閉校記念式典を町主催で開催することから、式典用として会場設営物品のリース費用を計上しているとの説明であります。質疑の中で、対象校5校の閉校記念式典等の内容についてたまたましたところ、閉校記念式典は町教育委員会主催で、午前中に開催する計画である。午後からは地元の実行委員会による閉校行事が行われ、その経費については当初予算で計上し、各実行委員会に100万円の助成を行っている。また、各実行委員会では記念碑建立などの費用に充てるために出郷者の賛助、協賛による寄附を募るなど、閉校行事へ向けた準備が進められているとのことであります。

次は、10款5項社会教育費についてであります。

7目文化振興費の芸術文化活動事業費の各種大会出場補助41万円については、宮之城吹奏楽団の「九州吹奏楽コンクール」及びハーモニーさつまの「日本のうたごえ祭典」出演に伴う旅費補助として計上しているとの説明であります。質疑の中で、吹奏楽団の出場には楽器の運搬経費も補助の対象としているのかたまたましたところ、バス利用による九州大会出場、貸し切りバス2日間の借り上げ料31万4,000円、楽器についても大きな楽器を運搬することから、その運搬経費14万2,540円の合計45万6,540円の半額22万8,000円を助成するものである。補助の基準については、補助金交付基準に基づいて執行するもので、旅費及び楽器運搬費も補助対象としているとのことであります。

次は、第2表債務負担行為補正についてであります。

今回の補正において、さつま町土地開発公社が行う町営住宅等用地造成事業費として、平成28年度から平成31年度の期間で、限度額をさつま町土地開発公社が行う町営住宅等用地造成事業に要した額として計上されています。

限度額を文言にした理由としては、町営住宅等用地造成事業をこれから行うもので、事業費及び事業内容が未確定であることから、限度額の記載が困難であるため、文言による記載としたものであるとの説明であります。

次は、「議案第102号 平成27年度さつま町上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正予算の主な内容は、年間の実績見込みを踏まえての予算の調整を行うものであります。通信運搬費の100万円の減額は、当初、NTTの専用回線使用料で計上していたが、インターネット回線が利用できたため減額するもので、手数料30万8,000円は水道メーターの取りかえ300個、取り外し150個分の手数料であります。また、棚卸資産購入費129万7,000円は水道メーター購入で、450個分を計上したとの説明であります。質疑の中で、

メーターの取りかえは8年と定められているが、水道管本体の延長に占める老朽化率についてただしましたところ、水道管の総延長は約430キロメートルある。老朽管の定義として、財務省が定める減価償却資産の耐用年数が40年になっており、これを超える水道管を老朽管としているが、上水道で約7%、第2上水道で約3%が老朽管となっているとのことであります。

次は、「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正予算の主な内容は、上水道事業会計と同様に年間の実績見込みを踏まえての予算の調整を行うものであります。手数料55万2,000円は、水道メーターの取りかえ365個、取り外し171個分の手数料であります。また、印刷製本費25万円は、基幹系電算システムの更新に伴う納入通知書などの印刷費で、棚卸資産購入費54万9,000円は、水道メーター購入で400個分を計上したとの説明であります。質疑の中で、第2上水道の水道メーターの取り外し対象となるのは空き家等によるものかただしましたところ、空き家等でも水道メーターのバルブを閉めただけの状態で、入居と同時にすぐ使える休止状態のものがあつたが、長期間空き家の状態が続いている家屋にあっては、今回、水道メーターを取り外していく方向で計上したとのことであります。

次は、町長総括質疑についてであります。次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、第1点目は、指定管理者制度における指定管理者からの明確な収支報告のあり方及び利益を伴う指定管理施設の中で、継続的に赤字の続く施設の指定管理料の取り扱いについてであります。

収支報告については、定められた様式により提出するようになっているが、結果的に数字~~が~~に変動があつたということで大変申しわけなく思っている。今後、指摘を受けた指定管理の部分については、明確な収支報告書の提出がなされるよう指導等を行っていききたいとの答弁であります。

また、赤字の続く指定管理施設について、特に直売所については収益にかかわる部分が入っており、全体的な計算では非常に経営が厳しい状況になっている。町が行う指定管理は施設の管理部分であるので、収益事業を行う施設についてはやはり企業努力になると思っている。指定管理料の中で運営費まで計上することは難しいことから、そこはまた別の方法で全体的なこととして考慮する必要がある。指定管理料については、あくまでもその施設の管理という観点での委託料として位置づけているとの答弁であります。

第2点目は、公正公平な公民館運営を図る必要がある中で、指定管理者制度を行う公民館とそれ以外の公民館の取り扱いについてであります。

合併以前からそれぞれ旧3町での運営のあり方には歴史があり、合併後においては基本的な考え方をまとめ、公民館のあり方についてはこれまで検討を進めてきている。自治公民館として運営を行っている地区は不公平感を持つのではないかという意見が議会から出ていることも、山崎、佐志区の両公民館長に説明しながら、現在、担当課において協議を進めているところである。

今後においても公民館活動を自主的に進めていくための支援は必要であると捉えており、各地区においてはさまざまな取り組みを積極的に進めていただいているので、今回、行政からも支援する形で運営補助金の見直しも行ったところである。高齢化が一段と加速し、運営も非常に厳しくなっていることから、公民館のあり方については引き続き検討していきたいとの答弁であります。

最後に、「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」は、これまでの指定管理期間において指定管理者から誤った収支報告書が提出さ

れており、引き続き指定管理を行わせることにふさわしい指定管理者であるのか、1年後に精査すべきではないかという趣旨の反対討論がなされました。

一方、町から提案された指定の方法、指定管理料あるいは指定管理者として指定することに問題はないかが視点であり、指定管理者の経営内容についてまでは審議は及ばない。また、提出された収支報告に取り違いがあったが、今後は正がなされるとのことであり、それ以外については今回の指定に問題は見受けられないという趣旨の賛成討論がなされ、起立採決の結果、起立多数により可決すべきものと決定したことを申し添えます。

以上で、文教経済常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接触れなかった議案についても慎重に審査を行った次第であります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで文教経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」から「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案4件について一括して討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案4件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第71号 さつま町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について」から「議案第74号 さつま町都市公園条例の一部改正について」までの議案4件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次に、「議案第75号 さつま町健康ふれあいセンターの指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第76号 さつま町観音滝公園及びさつま町観音滝公園交流センターの指定管理

者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務厚生常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」から「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」までの議案19件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案19件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第77号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」から「議案第96号 さつま町永野鉄道記念館の指定管理者の指定について」までの議案19件は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第97号 さつま町鶴田ダム公園及びさつま町大鶴ゆうゆう館の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟倉 武則議員）

起立多数です。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第98号 北薩広域公園の指定管理者の指定について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定

することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」から「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これからただいまの議案5件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。各常任委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第99号 平成27年度さつま町一般会計補正予算（第6号）」から「議案第103号 平成27年度さつま町第2上水道事業会計補正予算（第1号）」までの議案5件は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第33「議案第84号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第33「議案第84号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」を議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により2番、木下敬子議員の退場を求めます。

〔木下 敬子議員退場〕

○議長（舟倉 武則議員）

それでは、本案に対する文教経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会に付託されました「議案第84号 さつま町永野交流館の指定管理者の指定について」であります。

指定管理期間を平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とし、引き続き永野区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。

付託されました本議案については、慎重な審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。

以上で文教経済常任委員会の報告を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

ただいまの文教経済常任委員長の報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する文教経済常任委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

2番、木下敬子議員の入場を許します。

〔木下 敬子議員入場〕

○議長（舟倉 武則議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね午前10時45分とします。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

○議長（舟倉 武則議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

△日程第34「所管事務調査報告の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は日程第34「所管事務調査報告の件」を議題とします。

各常任委員会が調査中でありました事項について報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

総務厚生常任委員会の所管事務調査の報告を申し上げます。

平成27年11月11日から12日までの2日間、大分県豊後高田市と熊本県大津町において調査を実施しました。

まず、豊後高田市では地域活性化について調査したところであります。

豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置する人口約2万3,000人、面積206.65平方キロメートルの温暖な瀬戸内式気候に属する豊かな自然に恵まれた地域です。市の中心部では、昭和30年代のまち並みを再生した懐かしい昭和のまちが観光客の人気スポットとなっています。

豊後高田市は、「住みたい田舎」ベストランキングにおいて3年連続して3位以内に選ばれており、平成18年度から平成26年度にかけて全国から362世帯732人の移住者があり、平成26年度だけで117世帯247人の移住を受け入れた実績があります。

豊後高田市では、地域活力創造課が中心となって、将来人口3万人を目標に各種の定住対策が進められており、都市部で開催される定住フェアへの積極的な参加や移住希望者の就労・就農支

援、さらに移住者限定の住宅の整備など、さまざまな支援事業が実施されています。

本町でも実施されている空き家バンク事業ですが、豊後高田市ではさらに積極的に活用されており、昨年度は42世帯106人がこの事業を利用した移住者で、20歳から40歳代の若い世代が全体の6割を占めているとのこととあります。移住希望者が優先して入居できる新婚さん応援住宅や子育て応援住宅については、低家賃での立地のよい場所に整備されていることから、非常に人気があるとの説明であります。

また、空き家活用住宅については、市が空き家を10年間借り上げ、移住希望者にリフォームしてから貸し出すもので、これも整備した4戸はすぐに満室になったとのこととあります。

市が低家賃の住宅を整備することによって民間の不動産取引にも影響があると思われるが、市民から反対の意見は出なかったか確認しましたところ、以前は豊後高田市の不動産は周辺に比べ高額であったが、移住者向け住宅や市が造成・分譲する住宅団地の価格が相場より安価になったことから、一部で批判の声はあった。しかし、若者が定住しやすい環境を整備するという市長の強い意志により、その後も継続された結果、不動産流通は活性化され、新築や空き家リフォーム等によって建築業界にもよい成果が出てきたとの説明でありました。

移住希望者に1週間の居住体験をさせる半住半旅の取り組みや、年に1回移住者が集まり、その中で出された意見を今後の施策に反映する交流の場「移住者懇話会」の開催など、豊後高田市の定住促進対策は、常に移住希望者の目線に立って行われています。

さつま町においても、豊後高田市の定住促進対策を参考として、住環境の整備、教育力の向上、子育て支援を重視した若い世代の人口を増やす施策に取り組む必要性を感じたところとあります。

次に、熊本県大津町では子育て支援について調査したところとあります。

大津町は、熊本市の東側に位置する人口約3万4,000人、面積99.10平方キロメートル、熊本空港、九州自動車道熊本インターに近く、地理的にも恵まれた田園産業都市で、全国的にも数少ない人口が増加し続けている自治体です。

1960年代には一時的に人口は減少しましたが、熊本市のベッドタウンとして、また本田技研工業熊本製作所の企業城下町として、特に若い世代を中心に人口が増加傾向にあります。

大津町は、「日本一子育てに夢がもてる町」のスローガンを掲げており、まちの子育て支援課を中心としてさまざまな子育て支援事業を実施しています。以前までは町長部局の福祉課の1係でしたが、子ども・子育て支援制度の施行に伴い、課に昇格し、平成26年の機構改革により町長部局から教育委員会に配置転換されたことによって、保育園から中学校まで、教育と保育が連携した組織体制を整えることが可能となりました。

大津町は、人口の増加によって子育て世帯及び児童数が増加していますが、6歳未満の子供を持つ家庭の75%が核家族であること、待機児童問題も解消されていないことから、地域の子ども・子育て支援を重点的に取り組んでいるとのこととです。

地域子育て支援拠点事業は、町内の工場跡地に「大津町子育て・健診センター」を建設し、1階を乳幼児健診フロアとして利用、2階の子育て支援フロアはNPO法人が運営する親子交流の場として使用し、子育て負担の解消を図っています。子育てサポート事業は、会員間で必要なときに子供の預かりを行うもので、利用料金の半額を町が負担しています。

待機児童の解消対策としては、平成27年4月に開園した町内8番目の私立保育園「風の子保育園」の建設支援など、さまざまな事業に取り組んでいるとのこととあります。

子育て支援課を教育委員会に設置したことによる効果について確認したところ、保育園と幼稚園の間にあった縦割り行政的な部分が解消されたことで、就学前の児童を一体的に支援する体制が整ったとのこととありました。その反面、事務決裁に時間を要するようになったこと、教育委

員会に属するために参加する会議やイベントが増加していることが課題であるとの説明でありました。

学童保育施設に関して、大津町では、原則、学校の敷地内に設置しており、敷地に余裕がない場合、空き教室を有効的に活用しています。これは、子供たちに安全安心な環境を整備してほしいという保護者の強い要望に応えたもので、全ての小学校で学童保育を開設しています。

本町では、盈進小学校の学童保育施設を改築中ですが、町道を挟んだ向かい側に設置されるため、利用者の安全確保については町が十分な対策を講じる必要があると考えました。

本町と大津町とでは、年少人口の割合や地理的環境など大きな差異はありますが、行政側は教育と保育を連携させるために大胆な組織改革を実施し、住民はNPO法人を設立して子育てサポートや学童保育の支援をするなど、地域と行政が一体となって子育て支援を行う姿勢はさつま町としても参考にすべき点が数多くあると感じました。

以上、調査の概要を申し上げましたが、この調査が委員会報告だけで終わることなく、今後の町政推進に少しでも生かされるよう委員会として取り組んでいくことを総括して、調査の報告といたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの総務厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。

次に、文教経済常任委員長の報告を求めます。

〔森山 大議員登壇〕

○文教経済常任委員長（森山 大議員）

文教経済常任委員会所管事務調査の報告を申し上げます。

平成27年11月5日から6日にかけて、熊本県美里町及び大分県日田市において調査を実施いたしました。

まず、熊本県美里町では、学校統廃合までの経緯と廃校後の施設活用の取り組みについて調査いたしました。

美里町は、熊本県のほぼ中央部に位置し、平成16年11月1日に中央町と砥用町の2町による対等合併で誕生した、行政区域面積144.03平方キロメートル、人口約1万900人のまちであります。

美里町における学校統廃合までの経緯については、平成6年度の早い段階から検討がなされてきており、小学校及び保育園の保護者を対象にアンケート調査を実施され、約7割の保護者が統合に賛成との結果を得て、27行政区の町政座談会の実施、さらには保護者、区長及び議会議員等の25名で組織する小学校統合問題懇話会を設立し、統合に伴うスケジュール、校舎増築経費、スクールバスなど、必要な経費等の具体的な検討が行われています。

当初の段階では、教育委員会から当面4小学校を2小学校とする案が提案されましたが、将来的には、再度統合の時期が来ることを考えると、現段階での統合が好ましいとのことから、1校への統合が決定しています。

特記すべきは、第1回懇話会時における町長の統合に対する基本的な姿勢で、「各小学校の教育環境に大きな差がある現状から、大人のエゴで全ての子供たちに同じ環境を与えることができ

ないようだとしたら、我々大人が大いに考える必要がある」との見解を示されており、町長としての毅然とした考え方が明確に示されたことで、統廃合に対する町民の理解が加速した大きな要因の一つであったのではと思われました。また、町長の真に子供たちの側に立ったその姿勢に対し、研修に参加した委員全員が一同に感銘を受けたところであります。

最終的には、平成9年の懇話会により、4校の小学校を最も規模の大きい中央小学校に平成11年4月統合し、不足教室はプレハブ校舎を増設、スクールバス2台を購入し、運行することと決定し、児童数304人学級数14クラスの中央小学校を発足されています。

廃校後の施設活用の取り組みについては、第3回の統合問題懇話会時において学校跡地等の利用についても検討がなされており、4校の統合により閉校となった旧中央南小学校は、平成16年5月にやすらぎ交流体験施設「元気の森かじか」としてオープンし、宿泊体験施設、体育館、グラウンド、研修室及びプールと、いずれも使用料金が定められており、NPO法人による運営が行われていました。

また、旧中央東小学校は、福祉保健センター「湯の香苑」として平成12年4月にオープンし、旧校舎を総事業費5億8,000万円かけて改修、社会福祉協議会を指定管理者として、デイサービス、ホームヘルプサービス、介護予防事業、入所事業及び各種保険福祉事業等の業務に取り組まれ、旧中央西小学校は、閉校となった小学校の全ての資料の保管所として、それぞれ利活用が行われていました。

次に、大分県日田市では、廃校後の施設活用の取り組みについて調査いたしました。

日田市は、大分県の南西部に位置し、本町と同じく平成17年3月22日に、1市2町3村による日田市への編入合併により誕生した、行政区域面積666.03平方キロメートルの人口約6万8,700人の市であります。

合併後の行政組織については、旧町村のそれぞれに支所が配置されており、また各学校を単位として市内全体で20館の財団法人による条例公民館が配置されていました。

公民館については、合併前においても同様の体制がとられてきており、現在、人件費を除き年間約150万円の運営補助金が各公民館に交付されています。

学校統合問題については、既に平成18年度から統廃合がなされており、平成17年度に36校あった小学校が、平成18年度には33校に、以後、逐次削減が進められ、平成25年度においては半数の18校となっています。

廃校後の施設活用の取り組みについては、各地域のそれぞれの検討組織による協議を踏まえ、既に10小学校が整備済みで、内容的には地区公民館、多目的交流館、農産物加工施設及び支所と公民館併用施設で、普通財産として一部を地元へ貸し付けている施設もあり、農産物加工施設は指定管理者制度の活用により運営が行われていました。

市当局から示された平成27年4月以降の学校跡地利活用の新たな方向性の概要は、既存の建物を利用し、閉校後3年以内に地元の意向をまとめることを基本的な考え方としており、進め方としては地元の活用を優先し、コミュニティー施設・コミュニティー広場・体育館としての利用を行う場合は、必要な改修は市が整備するものの、指定管理者制度の活用による管理・利用により市と地元が管理経費を負担する。これ以外の活用については、必要な改修は市が整備、土地・建物は地元へ貸与し、地元による管理では必要な経費は地元による負担とされていますが、収益活動等を行う上で必要な設備・整備に対する地元への補助金についても検討するとされています。

その他は、市の公共施設としての活用、民間団体の活用で、以上を大別して3つの柱を基本に、未整備箇所についても取り組んでいく方針である。また、現在整備中の2小学校の施設は、支所としての活用と地元企業（食品会社）による活用を予定しているとのこととあります。

最後に、今回の調査を通して感じたことは、美里町の学校統廃合までの経緯と廃校後の利活用については、平成の大合併より早い段階から取り組みがなされてきていた関係上、利活用に当たって民間と競合する状況もなく、むしろ住民から熱望されていた施設として活用することで、極めて順調に行われてきたケースであると思われました。

また、日田市の廃校後の施設活用の取り組みでは、未整備校11校について跡地検討委員会での検討が進められており、協議中あるいは活用計画書策定の上、協議が行われていますが、うち2校については協議自体が行われておらず、地域間の温度差を感じたところであります。

したがって、学校跡地の活用については地元への負担が生じるような計画の受け入れは困難であることは言わずと知れたことであり、そのような観点から、未活用施設における有効活用の実現までには、今後もある程度の時間を要するとともに、それぞれ財政力を含め、自治体にあった福祉施設や地域振興施設などへの整備を図られていますが、財源の有効活用や地域の特性が生きる方策の協議と将来施設を整備した場合でも負の財産とならないよう廃校後の施設活用に当たっては慎重に進める必要があると考えます。

以上、調査の概要を申し上げ、報告いたします。

〔森山 大議員降壇〕

○議長（舟倉 武則議員）

これから、ただいまの文教経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

質疑なしと認めます。これで所管事務調査報告を終わります。

△日程第35「議員派遣の件」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第35「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会等において議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第36「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（舟倉 武則議員）

次は、日程第36「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟倉 武則議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（舟倉 武則議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。これをもって会議を閉じ、平成27年第4回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午前11時05分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 舟 倉 武 則

さつま町議会議員 宮之脇 尚 美

さつま町議会議員 桑 園 憲 一

